

平成23年度

包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件（テーマ）

荒川区の清掃事業等の執行状況について

平成24年3月

荒川区包括外部監査人

包括外部監査の結果報告書

目次

第一 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 選定理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 外部監査の方法	2
(1) 目標	2
(2) 主な監査手続	3
6. 外部監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人	3
8. 包括外部監査人補助者	3
9. 利害関係	3

第二 清掃事業等の概要

1. 清掃事業等の関係法令と荒川区の沿革	4
2. ごみ処理の流れ及び資源回収の流れ	8
3. ごみ処理券及び廃棄物処理手数料	11
4. 清掃事業に関する歳入・歳出	13
5. ごみ車両保有推移及び施設の概要	16
6. ごみ量の推移	19

第三 監査の結果及び意見

1. 荒川区のごみ量・資源回収量の推移について	28
2. 予算・決算関係について	31
3. 荒川清掃事務所における要綱等に基づく事務について	34
4. 一般廃棄物処理基本計画について	40
5. ごみ及び資源の収集運搬業務について	48

5-1. 雇上契約について	48
5-2. 粗大ごみ申告受付及び収集業務委託について	54
5-3. 行政回収事業について	57
5-4. 集団回収について	68
5-5. 資源回収にかかる経費について	69
6. 中間処理分担金について	81
7. 清掃車の管理について	84
8. 建物・設備（備品含む）について	85
9. 作業委託関係について	97
10. 人件費について	99
11. 現金・郵券管理について	103
12. 廃棄物手数料（ごみ処理券）の管理について	107
13. 安全衛生管理について	109
14. ふれあい指導について	111
15. ごみ組成調査等について	114
16. 生ごみ処理機等購入助成事業について	122

第一 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく荒川区との包括外部監査契約による監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「荒川区の清掃事業等の執行状況について」

3. 選定理由

平成12年4月に東京都から特別区に清掃事業が移管されてから、以後一定のルールの下、各区が特色を出しながら、清掃事業を実施してきた。荒川区においても、ごみの排出量の削減や集団回収に力を入れるとともに、様々なリサイクル活動に取り組んでいる。

また、ごみ収集や分別等の問題は、住民にとって生活に密着した非常に身近なテーマであり、環境負荷・資源保全といった面からも社会的な関心も高いものとする。

現在、世界的な規模での低炭素型社会・循環型社会への構造転換が求められている。荒川区においても環境先進都市を実現するために、東京都から特別区に清掃事業が移管されて、10年以上経過したこの時期に、現行の清掃事業の実施状況や財産管理の状況を監査することは、有意義なものとする。

荒川区が特に力を入れている、集団回収についても、その効率性等の観点から検証しておくことも重要であると思われる。

そこで、平成23年度の包括外部監査のテーマとして、「荒川区の清掃事業等の執行状況について」を選定した。

4. 監査の対象期間

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）を監査の対象期間としたが、必要に応じて他の事業年度も対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 目標

- ① 清掃事業の適法性、適正性
- ② リサイクル活動の適正性、効率性
- ③ 各建物、車輛、物品の維持管理手続きの適正性、妥当性
- ④ 外部委託業務及び雇上会社との契約の適正性、有効性
- ⑤ 廃棄物処理手数料に係る徴収事務の適正性、妥当性
- ⑥ 集団回収事業の報奨金・支援金・補助金の適正性、効率性
- ⑦ 分担金・補助金等の支出業務の妥当性
- ⑧ 職員人件費の妥当性
- ⑨ 一般廃棄物処理業者への許可業務及び指導業務の適法性
- ⑩ ごみ量の減量実績の把握と今後の課題

(2) 主な監査手続

下記手続を中心に必要と考えられる手続を実施している。

- ① 各施設（南千住清掃車庫→日暮里リサイクルハウス→尾竹橋施設→荒川清掃事務所・清掃リサイクル課）の視察
- ② 清掃事務所及び清掃リサイクル課に往査し、関係諸資料の閲覧及び入手、担当者への聴取
- ③ ごみの収集実態の確認（ごみ収集車や資源回収車の後を追尾し視察）
- ④ サンプル抽出による個別事案の検討

6. 外部監査の実施期間

平成23年7月4日～平成24年3月31日

7. 包括外部監査人

公認会計士 飯田 小夜子

8. 包括外部監査人補助者

公認会計士 5名

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 清掃事業等の概要

1. 清掃事業等の関係法令と荒川区の沿革

明治	33年	4月	汚物掃除法制定
昭和	21年	4月	ごみの収集作業再開
	22年	4月	清掃事業部発足に伴い、「荒川区出張所」に名所変更
	29年	7月	東京都清掃条例制定「荒川清掃事務所」となる
	31年	12月	東京都清掃局誕生
	45年	8月	荒川清掃事務所旧館落成
	46年	9月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
	49年	4月	不燃・焼却不適ごみの分別収集開始
	61年	4月	荒川清掃事務所新館落成
平成	元年	7月	ごみ減量キャンペーン「東京スリム89」
	3年	10月	再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法） 施行
	3年	4月	粗大ごみの収集手数料の全面有料化
	5年	10月	半透明のごみ袋による排出
	5年	11月	環境基本法施行
	7年	12月	尾竹橋清掃作業所事務所棟落成
	8年	12月	事業系ごみ全面有料化実施
	9年	4月	ペットボトル店頭回収開始（東京ルールⅢ）
	11年	10月	資源回収事業の区内全域での実施
	12年	2月	南千住清掃車車庫完成
	12年	4月	容器包装リサイクル法完全施行
	12年	4月	清掃事業が荒川区に移管される。 （東京都から23区に移管）
	13年	1月	循環型社会形成推進基本法完全施行
	13年	4月	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行、 資源有効利用促進法施行（テレビ、エアコン、洗濯機、 冷蔵庫）
	14年	3月	高齢者・障がい者の戸別収集開始
	15年	1月	集団回収モデル事業開始
	15年	6月	尾竹橋清掃作業ホッパー棟移設完了
	18年	4月	職員の東京都から荒川区への身分の切り替え完了

- | | | |
|-----|----|--------------------------------|
| 20年 | 4月 | ごみの分別ルール変更の区内全域での実施、廃棄物処理手数料改正 |
| 21年 | 3月 | 尾竹橋清掃作業所の閉鎖 |
| 21年 | 4月 | 粗大ごみ収集民間委託の開始 |

となっている。

(1) 荒川区の清掃事業の沿革

平成12年4月1日より東京都から特別区に清掃事業が移管された。

移管に際し、南千住車庫が建設され、環境清掃部に環境課、清掃リサイクル課、荒川清掃事務所の3課が組織された。

荒川区は環境先進都市として、廃棄物の発生抑制、再利用、資源化を促進するとともに、排出された廃棄物を適切に処理することにより、区民の生活環境の保全と健康で快適な生活の確保を目的として、清掃事業を行っている。

ごみの収集運搬をはじめ、廃棄物の減量・再利用の推進に関する指導、大規模建築物に関する届出受理等、「荒川清掃事務所要綱等関係法令」に基づいて、行われている。

荒川区が特に力を入れているのは、集団回収事業で、平成15年1月から実施されている。23区の中でも、特に、集団回収量が多い。

平成15年6月には尾竹橋清掃作業所ホッパー棟の移設が完了し、不燃ごみの船舶輸送基地として、不燃ごみを船舶に積み替えて、埋立処分場まで水上輸送していた。平成20年4月にごみの分別ルールが変更になり、不燃ごみが減少し、平成21年3月31日をもって積み替え作業を終了し、同作業所を閉所した。

平成18年4月には、職員が東京都からの派遣職員から荒川区の職員となる身分切り替えが完全に実施された。

平成21年4月より、粗大ごみの収集業務の完全民間委託が実施されている。

平成19年10月に制定された「荒川区一般廃棄物処理基本計画」は5年が経過し、平成24年度から新しい「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づいて実施される予定である。

(2) 清掃事業の役割分担

東京都から23区に清掃事業が移管された後の、清掃事業の役割分担は次のとおりとなっている。

東京都	特別区		
	荒川区	清掃協議会	清掃一部事務組合
<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会づくりの推進 ●区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助 ●産業廃棄物に関する事務 ●一般廃棄物処理施設の設置の許可・届出・指導 ●最終処分場の管理運営 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画の策定 ●ごみ・し尿の収集・運搬・中継 ●ごみの再利用・資源化の推進 ●大規模排出事業者等への排出指導 ●一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可等に関わる事務 ●動物死体の処理 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●雇上車両関係事務(管理執行事務) ●ごみ量予測等調整 ●廃棄物処理手数料に関する調整 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃工場等の整備・管理・運営(清掃工場運営協議会の運営、発電、余熱利用含む) ●不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 ●し尿投入施設の整備・管理・運営 ●ごみの搬入調整 <p style="text-align: center;">など</p>

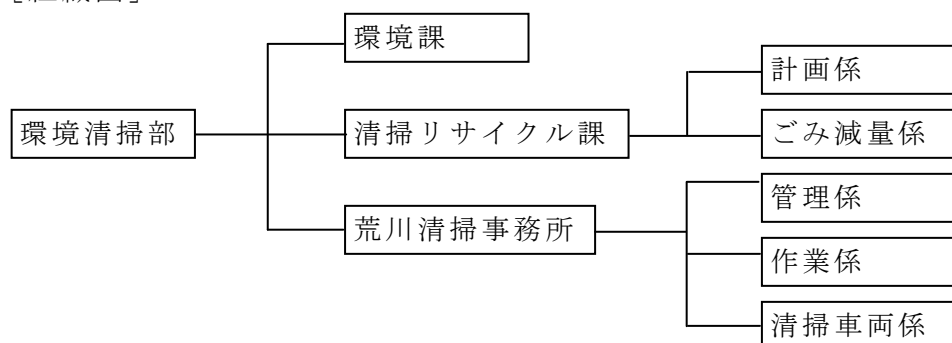
※清掃協議会の正式名称は東京二十三区清掃協議会である。

※清掃一部事務組合の正式名称は東京二十三区清掃一部事務組合である。

(3) 荒川区清掃事業の組織と役割分担

荒川区の清掃事業の組織としては、以下の図の通り、環境清掃部に環境課、清掃リサイクル課、荒川清掃事務所の3課が組織された。

[組織図]



荒川清掃事務所と清掃リサイクル課の役割分担は下記の通りである。

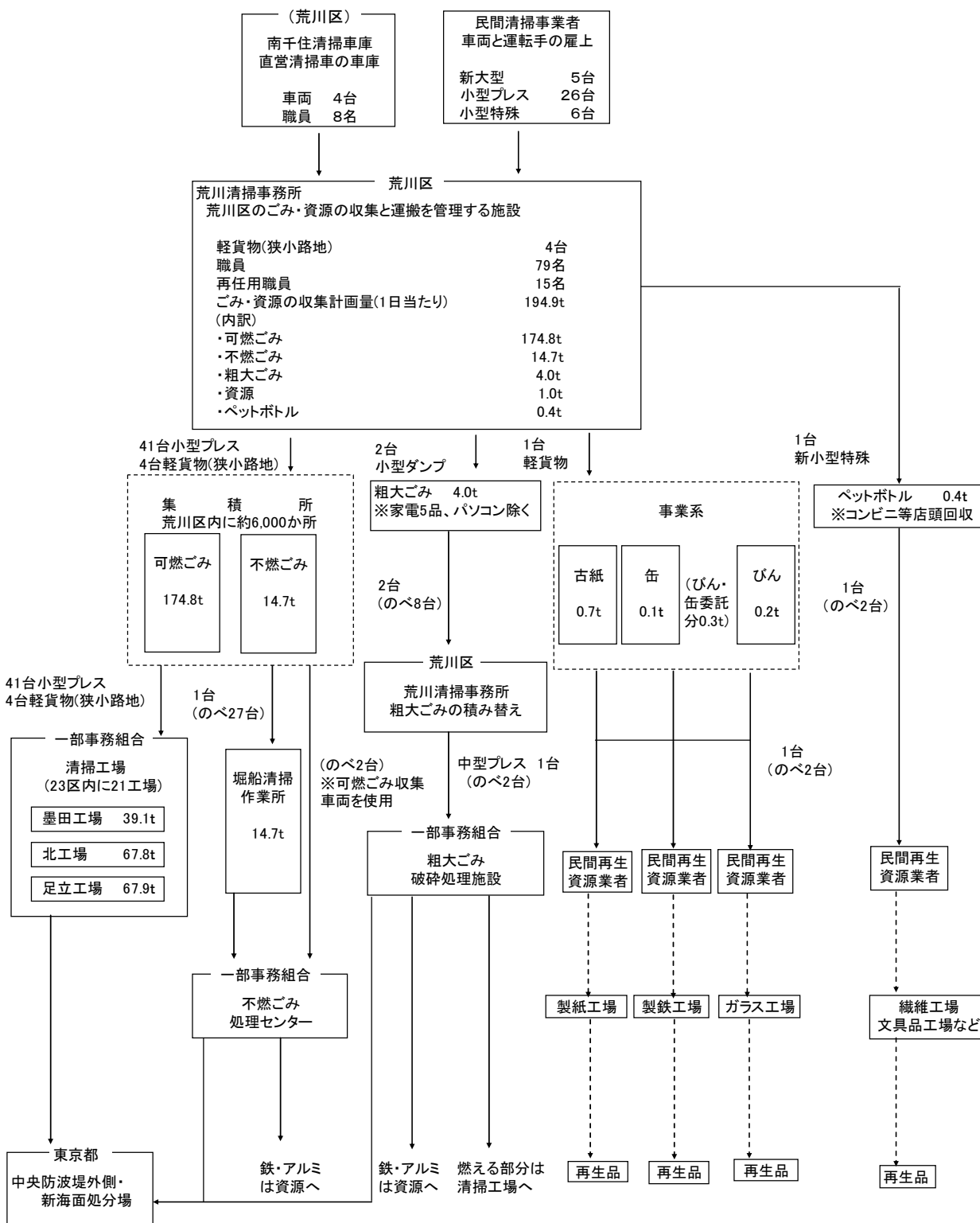
ごみ・資源の処理等に係る清掃事務所と清掃リサイクル課の役割分担について

分類	荒川清掃事務所	清掃リサイクル課
可燃・ 不燃ごみ	収集・運搬	一般廃棄物処理業の許可
資源	<ul style="list-style-type: none"> ●行政回収 ① 事業所(173ヶ所) びん・缶・古紙 ② コンビニ、事業所 ペットボトル ※ 荒川区リサイクル事業協同組合へ持込 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政回収 南千住二丁目及び公団賃貸住宅(集団回収ができない町会等) びん・缶・古紙・ペットボトル・トレイ ●集団回収 リサイクル推進団体 300団体(23年5月末現在) びん・缶・古紙・ペットボトル・トレイ ●中間処理 荒川区リサイクル事業協同組合へ委託 ●売り払い 民間再生業者へ
粗大ごみ	受付・収集・運搬	家具のリサイクル
大規模 建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●再利用保管場所設置 指導 ●廃棄物保管場所設置 指導 	

2. ごみ処理の流れ及び資源回収の流れ

荒川区の各種ごみ処理の流れ及び資源回収の流れは、下図のとおりである。

平成22年度 荒川区のごみの流れ（1日当たりの量）



(1) 燃やすごみ (以下「可燃ごみ」という。)

可燃ごみの収集は週2回、行っている。平成20年4月からこれまで不燃(燃やさないごみ)に分類していたプラスチックやゴム・皮革製品を燃やすごみとして収集し、清掃工場で焼却することにより、熱エネルギーを回収して、温水供給や発電等に有効利用することとなった。(サーマルリサイクル)

(2) 燃やさないごみ (以下「不燃ごみ」という。)

不燃ごみの収集は月2回行っている。平成21年3月31日までは、尾竹橋清掃作業所から船舶輸送していたが、平成20年4月の分別ルール変更により、不燃ごみが減少したため、同作業所は閉所となり、現在は「北区堀船清掃作業所」で、船舶への積み替えを行って、不燃ごみ処理センターに搬入される。ここで、鉄などは資源として処理され、残さは中央防波堤外側・新海面埋立処分場に埋め立てられる。

※ 荒川区には清掃工場がないので、区内6000箇所の集積所から、直営車4台、雇上車35台の合計39台、可燃ごみはのべ120台、不燃ごみはのべ14台で収集し、清掃工場(墨田工場、北工場、足立工場など)に搬送している。(平成23年度)

(3) 粗大ごみ

粗大ごみ(30cm角を超える家具、布団、自転車など)は有料で、粗大ごみ受付センター等で申込を受け付けてから収集する。

粗大ごみは年末年始を除く毎日(日曜、祭日も含む)小型ダンプ車(天がい車)2台(のべ8台)で収集している。収集してきた粗大ごみは、荒川清掃事務所に運び込み、中型プレス車1台(のべ2台)に積み替えて、粗大ごみ破碎処理施設に搬入し、鉄・アルミは資源に、燃えるごみは清掃工場に、燃えないごみは中央防波堤外側・新海面埋立処分場で埋立処分される。

なお、清掃リサイクル課において、修理して利用可能な家具等は分類し、尾竹橋施設に搬入して、修理を施し、定期的に家具のリサイクルを実施している。

(4) 資源

荒川区の資源回収は、町会・管理組合・自治会・高年者クラブ等のリサイクル推進団体が自主的に古紙やびん・缶、ペットボトルや白色トレイ等の資源を収集し、資源回収業者に引き渡す集団回収を基本としている。荒川区では、区民が集団回収を円滑に行えるよう支援体制の充実に努めている。(報奨金、回収支援金、補助金の支給など)

なお、集団回収を行っていない町会や集合住宅に対しては、清掃リサイクル課で、「荒川区リサイクル事業協同組合」に委託して、行政回収を実施している。

ペットボトルについては、東京ルールⅢにより、コンビニ等の店頭回収ボックスを設置してもらい、店頭回収による行政回収も行っている。

事業系の燃えるごみ・燃えないごみについては、荒川区のごみ処理券の添付により、行政回収を実施している。業者が直接、持ち込み処理することを推奨している。

事業系の資源については、荒川清掃事務所において、収集し(業者委託)民間再生資源業者に搬入し、それぞれのリサイクル工場にて再生品として生まれ変わる。

(5) 収集できないもの

- ① 家電製品4品目等(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)・・・家電リサイクル法
- ② パソコン・・・資源有効利用促進法
- ③ 消火器、金庫、オートバイ、自動車、タイヤ、バッテリー、ピアノ、医療用ベッド、薬品、塗料、感染性廃棄物、ガスボンベ、石油類(ガソリン、シンナー、灯油等)、印刷用インク、ブロック、土や砂、建築資材、業務用機器、解体していない物置、その他危険物

3. ごみ処理券及び廃棄物処理手数料

荒川区では家庭ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の収集は無料であるが、家庭系粗大ごみや臨時に大量に出るごみなどは、手数料を徴収している。

事業系のごみ・資源はすべて有料で収集している。これは、事業者処理責任の徹底を図るとともに、ごみの排出抑制・再利用・資源化を促進するごみの減量化施策の一環で、ごみ量に応じた排出者間の負担の公平性を確保することを目的としている。

ごみ処理券の料額表及び廃棄物処理手数料は下図のとおりである。

（ごみ処理券料額表）

1 有料粗大ごみ

	主な例	処理手数料	貼付する処理券（シール）
有料粗大ごみ処理券	ふとん、スーツケース等	300円	B 1枚
	ベビーベッド、ストーブ（ファンヒーター）等	600円	B 2枚
	机、シングルベッド等（ベッドマット除く）	900円	B 3枚
	ステレオセット（ミニコンポ除く）、洗濯機等	1,600円	A 2枚・B 4枚
	両袖机	2,200円	A 2枚・B 6枚
	有料粗大ごみ処理券 A券		1枚 200円
	有料粗大ごみ処理券 B券		1枚 300円

2 有料ごみ事業系

	サイズ	料額表	ごみ処理券
有料ごみ処理券事業系	特大・70リットル相当	2,135円	1セット 5枚（1枚427円）
	大・45リットル相当	2,740円	1セット10枚（1枚274円）
	中・20リットル相当	1,220円	1セット10枚（1枚122円）
	小・10リットル相当	610円	1セット10枚（1枚61円）

（廃棄物処理手数料）第35条、第40条関係

3 廃棄物処理手数料

区分	手数料
① 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量、1キログラムにつき32円50銭※
② 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき32円50銭※ ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットル当たり、61円を限度として容量別に規則で定める。
③ 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき32円50銭※ ただし、粗大ごみについては、2,200円を限度として品目別に規則で定める。
④ 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき9円50銭

※平成20年4月改定

4 動物死体処理手数料

動物の死体 1頭につき 2,600円

4. 清掃事業に関する歳入・歳出

平成18年度から平成22年度の、清掃事業に関する歳入と歳出をまとめると次のとおりになる。

清掃事業に関する歳入はごみ処理手数料、一般廃棄物処理・許可手数料、動物死体処理手数料およびリサイクル資源売払収入である。

歳出に関しては、清掃事務所及びリサイクル課の人件費、ごみ収集作業運営費、中継作業運営費、中間処理費、集団回収支援事業費等が主なものとなっている。

荒川区清掃事業 歳入・歳出年度比較表

(単位：千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
(歳入)						
環境清掃手数料	ごみ処理手数料	168,880	156,240	171,960	158,772	161,440
	一般廃棄物処理・許可手数料	3,715	2,332	1,563	1,989	1,699
	動物死体処理手数料	712	634	663	653	645
雑入	リサイクル資源売払収入	12,633	7,811	17,093	2,481	11,973
	雑入	3,067	750	4,975	453	456
	歳入総合計	189,007	167,767	196,254	164,348	176,213
(歳出)						
清掃総務費	職員人件費(給料等)	1,163,534	1,077,104	1,030,657	951,761	878,803
	時間外勤務手当等職員人件費(実績分)	78,600	76,109	74,433	73,439	61,797
	小計	1,242,134	1,153,213	1,105,090	1,025,200	940,600
	安全衛生管理費	8,395	6,228	6,889	9,375	5,869
	清掃調査費	8,761	539	358	1,041	7,117
	広報普及費	2,998	3,120	3,153	3,110	3,718
	事務費他清掃総務費	6,301	15,542	19,428	17,577	11,876
	計	1,268,589	1,178,642	1,134,918	1,056,303	969,180
ごみ収集処分費	収集作業運営費	629,383	654,267	746,026	801,580	862,321
	運搬作業運営費・管理費	15,446	16,353	8,595	8,142	7,445
	中継運営・管理費(尾竹橋作業所管理含む)	233,011	237,333	139,656	0	0
	南千住清掃車庫管理運営費	8,288	9,049	8,855	10,102	9,565
	営繕費	0	0	3,275	22,512	0
	中間処理費	927,323	1,012,740	1,040,318	1,098,013	1,000,510
	ごみ処理券費	20,424	24,175	13,242	10,784	10,353
	動物死体処理費	1,788	1,291	1,333	1,231	1,132
	ふれあい指導費	3,436	3,164	3,380	2,689	4,577
	サーマルリサイクルモデル事業費	0	13,667	0	0	0
	管理運営費他	19,442	16,782	17,850	16,968	18,345
	計	1,858,541	1,988,821	1,982,530	1,972,021	1,914,248
リサイクル事業費	資源回収事業費	63,711	34,529	22,166	25,465	25,359
	ペットボトル・トレイ回収事業費	25,135	22,365	23,680	18,985	19,184
	集団回収支援事業費	192,225	256,183	323,612	328,357	321,598
	資源化・再商品化費(びん・缶・ペットボトル)	23,254	10,796	7,368	0	0
	リサイクルセンター管理運営費	5,013	2,305	1,739	174	0
	尾竹橋施設建設・管理運営費	0	0	0	11,921	931
	その他リサイクル事業費	3,420	213	359	664	836
	計	312,758	326,391	378,924	385,566	367,908
	歳出総合計	3,439,888	3,493,854	3,496,372	3,413,890	3,251,336

荒川区清掃事業 歳入・歳出年度比較表（課ごと内訳）

（単位：円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
（歳 入）					
荒川清掃事務所					
環境清掃手数料					
ごみ処理手数料	67,615,020	60,812,356	171,960,597	158,771,949	161,439,772
一般廃棄物処理手数料	2,506,776	619,010	417,985	364,386	538,775
動物死体処理手数料	712,400	634,400	663,000	652,600	644,800
計	70,834,196	62,065,766	173,041,582	159,788,935	162,623,347
雑入					
通信費受入	100	0	0	0	0
光熱水費受入	363,670	373,411	387,216	260,586	294,796
雑入	202,920	179,210	461,837	141,510	141,656
物品売払収入	0	0	0	0	20,000
計	566,690	552,621	849,053	402,096	456,452
小 計	71,400,886	62,618,387	173,890,635	160,191,031	163,079,799
清掃リサイクル課					
環境清掃手数料					
ごみ処理手数料	101,265,522	95,427,720	0	0	0
一般廃棄物処理許可手数料	1,208,000	1,713,000	1,145,000	1,625,000	1,160,000
計	102,473,522	97,140,720	1,145,000	1,625,000	1,160,000
雑入					
一般コミュニティ助成事業費	2,500,000	0	0	0	0
リサイクル資源売払収入	12,632,926	7,811,088	17,092,594	2,480,898	11,972,805
雑入	0	196,967	4,125,990	51,421	0
計	15,132,926	8,008,055	21,218,584	2,532,319	11,972,805
小 計	117,606,448	105,148,775	22,363,584	4,157,319	13,132,805
歳入総合計	189,007,334	167,767,162	196,254,219	164,348,350	176,212,604
（歳 出）					
荒川清掃事務所					
清掃総務費					
荒川清掃事務所職員人件費(実績分)	74,644,575	72,078,371	72,243,133	70,387,614	59,348,018
荒川清掃事務所事務費	310,948	2,603,029	544,969	685,645	627,545
安全衛生管理費	8,394,997	6,227,810	6,889,411	9,374,781	5,868,762
清掃管理事務費	3,744,614	3,710,090	3,618,868	4,977,952	445,715
指導費	188,056	35,300	139,500	497,950	180,762
計	87,283,190	84,654,600	83,435,881	85,923,942	66,470,802
ごみ収集処分費					
荒川清掃事務所管理運営費	19,442,327	16,781,969	17,850,079	16,968,358	18,293,733
荒川清掃事務所営繕費	0	0	3,275,475	22,512,000	0
収集作業運営費	629,383,194	654,267,304	746,025,881	801,580,165	862,320,908
尾竹橋作業所管理運営費	2,835,729	2,740,190	2,266,190	0	0
中継管理事務費	15,651,247	18,181,527	11,342,045	0	0
中継作業運営費	214,523,497	216,411,862	126,047,533	0	0
南千住清掃車庫管理運営費	8,288,337	9,048,906	8,855,114	10,102,311	9,565,029
運搬管理事務費	8,111,576	8,645,169	1,309,819	1,272,565	1,347,997
運搬作業運営費	7,334,062	7,707,509	7,284,830	6,869,685	6,097,101
廃棄物理立処分費	0	0	0	0	51,205
清掃リサイクル課ごみ処理券費	0	0	8,639,825	0	0
荒川清掃事務所ごみ処理券費	12,537,254	12,674,875	4,601,759	10,783,512	10,352,848
動物死体処理費	1,788,374	1,290,639	1,333,286	1,230,726	1,132,215
ふれあい指導費	3,436,439	3,164,350	3,379,948	2,689,249	4,576,857
サーマルリサイクルモデル事業費	0	12,086,437	0	0	0
計	923,332,036	963,000,737	942,211,784	874,008,571	913,737,893
リサイクル事業費					
資源回収事業費	63,711,418	13,855,640	13,895,686	6,854,305	7,245,629
ペットボトル回収事業費	18,671,517	19,400,500	18,828,306	18,984,700	19,184,380
計	82,382,935	33,256,140	32,723,992	25,839,005	26,430,009
小 計	1,092,998,161	1,080,911,477	1,058,371,657	985,771,518	1,006,638,704
清掃リサイクル課					
清掃総務費					
清掃リサイクル課職員人件費	1,163,534,046	1,077,103,459	1,030,656,967	951,761,107	878,803,330
清掃リサイクル課職員人件費(実績分)	3,955,275	4,031,078	2,190,243	3,051,261	2,448,616
清掃リサイクル課事務費	1,028,089	8,325,586	10,667,420	10,899,643	10,103,908
一般廃棄物処理業等許可事務費	974,551	683,568	4,293,188	411,299	413,627
清掃協議会分担金	55,000	184,000	164,000	105,000	105,000
清掃調査費	8,761,323	539,105	357,840	1,040,797	7,116,812
広報普及費	2,998,057	3,120,360	3,152,573	3,110,471	3,718,030
計	1,181,306,341	1,093,987,156	1,051,482,231	970,379,578	902,709,323
ごみ収集処分費					
中間処理費	927,323,000	1,012,740,000	1,040,318,000	1,098,013,000	1,000,510,000
清掃リサイクル課ごみ処理券費	7,886,151	11,499,693	0	0	0
サーマルリサイクルモデル事業費	0	1,580,687	0	0	0
計	935,209,151	1,025,820,380	1,040,318,000	1,098,013,000	1,000,510,000
リサイクル事業費					
集団回収支援事業費	192,224,621	256,183,496	323,612,258	328,357,453	321,598,422
空き缶圧縮機整備事業費	2,752,575	92,400	135,450	58,275	0
ストックヤード整備事業費	224,022	120,665	223,079	605,344	136,636
普及啓発事業費	0	0	0	0	89,709
資源回収事業費	0	20,673,121	8,270,781	18,610,865	18,112,899
ペットボトル回収事業費(行政回収)	5,686,800	2,189,250	2,425,815	0	0
トレイ回収事業費	776,433	775,026	2,425,586	0	0
資源化・再商品化費(びん・缶)	12,789,368	4,209,475	2,473,898	0	0
資源化・再商品化費(ペットボトル)	10,465,233	6,586,553	4,894,473	0	0
リサイクルセンター管理運営費	5,012,539	2,305,006	1,739,113	174,423	0
エコセンター設置準備費	443,490	0	0	0	0
尾竹橋施設管理運営費	0	0	0	2,334,404	931,433
尾竹橋施設建設費	0	0	0	9,586,500	0
生ごみ処理機等購入助成事業費	0	0	0	0	104,800
新リサイクルセンター整備事業費	0	0	0	0	505,050
計	230,375,081	293,134,992	346,200,453	359,727,264	341,478,949
小 計	2,346,890,573	2,412,942,528	2,438,000,684	2,428,119,842	2,244,698,272
歳出総合計	3,439,888,734	3,493,854,005	3,496,372,341	3,413,891,360	3,251,336,976

荒川区の清掃事業による歳入は平成22年度は平成18年度と比較すると減少している。

この主な原因としては、事業系ごみの持込収集を推進することで、ごみ処理手数料が減少したことと、一般廃棄物処理・許可手数料が新規事業者の参入等の減少により及び集団回収事業の奨励により、リサイクル資源売払収入が減少したことである。

荒川区の清掃事業による歳出は平成22年度は平成18年度と比較すると減少している。

この主な原因としては、職員人件費の減少がある。平成18年度から職員の身分も完全に東京都から荒川区に切り替えられたが、区の技能系職員の退職不補充の方針により、退職後新たな採用を見送り、雇上会社に収集運搬作業を委託することにより、減少した。また、尾竹橋清掃作業所の閉鎖により中継運営・管理費が無くなったことも要因となっている。一方、運転職員の退職等による雇上会社への車両委託の増加や、粗大ごみ収集の全面委託等により、収集作業運営費は増加している。

資源回収を集団回収に移行することにより、行政回収による資源回収事業費は減っている。集団回収支援事業費は、集団回収の区内全域への拡大や、ペットボトル・白色トレイの品目追加等の影響から、5年間で67.3%も増加しているが、品目追加のなされたペットボトル・白色トレイは重量が軽いということ及び不況下における紙類の減少など、集団回収による資源回収量の増加は13.61%に留まっている。

5. ごみ車両保有推移及び施設の概要

荒川区の清掃事業における直営車両及び雇上車の数量の推移は下記のとおりである。

可燃・不燃収集をする小型プレス車の直営車は、執行体制の見直しや運転職員の退職等により、5年前から半減している。その分、雇上車が増えている。

直営車全体としては、車両数に変化はない。これは、ふれあい指導や狭い場所の可燃・不燃ごみの収集作業をする軽小型貨物車が3台と、環境学習のための小型プレス車（予備）を改造したスケルトン車を1台増やしたためである。

荒川清掃事務所 年度別使用車両台数一覧

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	使用目的
直営合計	20	21	19	20	20	20	
小型プレス車	8	7	5	5	4	4	可燃・不燃収集
小型プレス車(予備)	2	3	3	3	2	2	可燃・不燃収集
小型プレス車(スケルトン車)	0	0	0	0	1	1	環境学習
軽小型貨物車	7	8	8	9	10	10	可燃・不燃収集・ふれあい
普通車連絡車	1	1	1	1	1	1	巡回指導・連絡
軽小型連絡車	2	2	2	2	2	2	巡回指導・連絡
雇上契約合計	37	38	42	41	43	41	
新大型特殊車	3	3	4	4	5	5	可燃・不燃収集
小型プレス車	18	19	25	25	26	24	可燃・不燃収集
小型特殊車	7	7	6	6	6	6	可燃・不燃収集
新小型特殊車	2	2	0	0	0	0	可燃・不燃収集
小型ダンプ車	1	1	1	1	1	1	皮革
中型プレス車	1	1	1	1	1	1	粗大
小型ダンプ車	2	2	2	2	2	2	粗大
軽小型貨物車	2	2	2	1	1	1	資源(古紙・びん・缶)
新小型特殊車	1	1	1	1	1	1	資源(ペットボトル)
合計	57	59	61	61	63	61	

※20年度はサーマルリサイクルの開始により可燃・不燃のあわせ取りを実施

※21年度以降は粗大・資源・ペットボトルの回収車両は雇上契約から東京都環境衛生事業協同組合荒川支部契約に移行

※雇上契約・支部契約には繁忙時の臨時車増車分は含まない

現在、荒川区の清掃事業で有している、施設の概要は次の通りである。
尾竹橋清掃作業所は船舶への積み込みの中継作業所としての役目は平成21年3月31日をもって終了した。現在は尾竹橋施設として、家具のリサイクル会場等、清掃・リサイクル事業に利用されている。

< 荒川区内収集運搬関連施設 >

① 荒川清掃事務所

所在地	町屋 5-19-1
電 話	3892-4671
開設年月日	昭和 22 年 4 月
敷地面積	1,854.83 m ²
延床面積	1,818.60 m ²
構造	(新旧) SR 造
階数	(新) 3 (旧) 4
事業内容	収集作業全般に係る作業を行う

② 南千住清掃車車庫

所在地	南千住 4-1-8
電 話	5810-8211
開設年月日	平成 12 年 4 月
敷地面積	1,900.00 m ²
延床面積	1,118.32 m ²
構造	S 造
階数	3
事業内容	直営清掃車の管理を行う

< 荒川区内リサイクル関連施設 >

リサイクル推進団体が集団回収によって回収した資源を、回収業者が引き取りに来るまでの間、一時的に保管する施設として、区内4ヶ所のリサイクルハウスがあり、他に家具リサイクル会場等として利用する尾竹橋施設がある。

①日暮里リサイクルハウス

所在地	西日暮里6-40-8
設置年月日	平成6年3月
敷地面積	135.30㎡
延床面積	62.37㎡

②町屋リサイクルハウス

所在地	町屋1-9-16
設置年月日	平成6年3月
敷地面積	一本松グリーンスポット (250.86㎡) 内
延床面積	20.98㎡

③南千住リサイクルハウス

所在地	南千住5-39-20
設置年月日	平成10年3月
敷地面積	300.00㎡
延床面積	38.22㎡

④尾久リサイクルハウス

所在地	西尾久2-28-14
設置年月日	平成9年11月
敷地面積	60.00㎡
延床面積	41.40㎡

⑤尾竹橋施設

所在地	町屋7-16-21
設置年月日	平成21年4月
敷地面積	3,235.85㎡
延床面積	553.91㎡

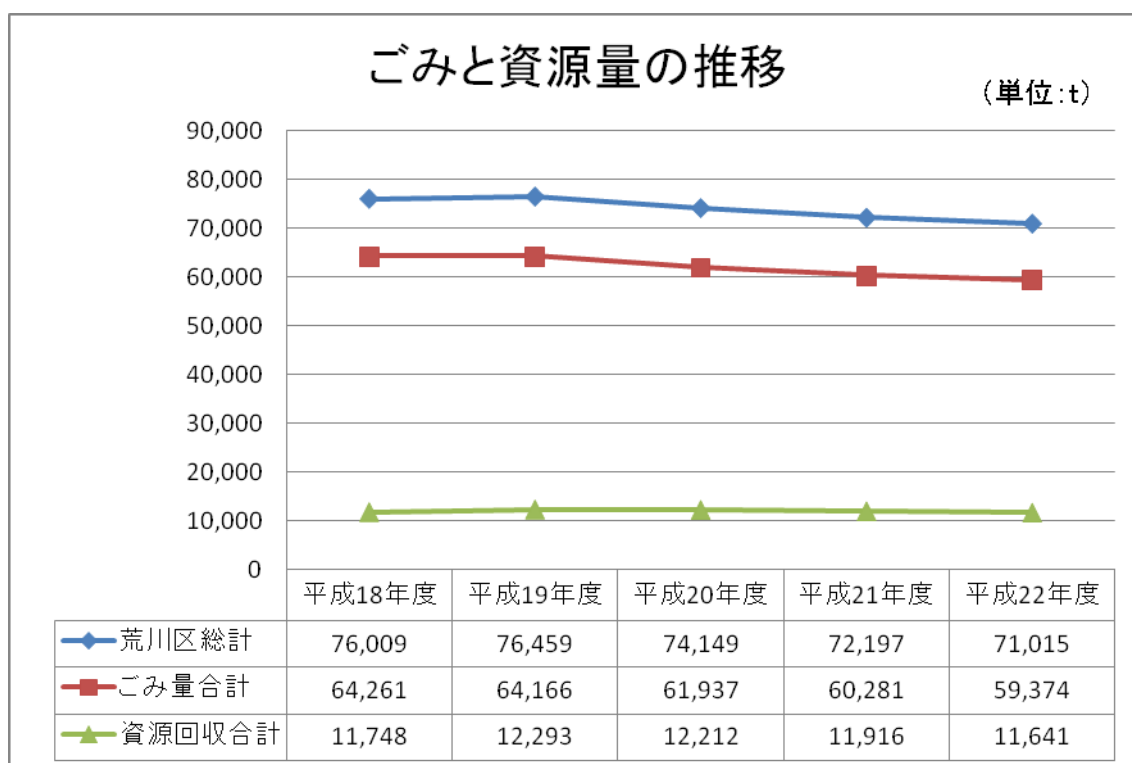
6. ごみ量の推移

(1) 荒川区のごみ量と資源回収量の推移

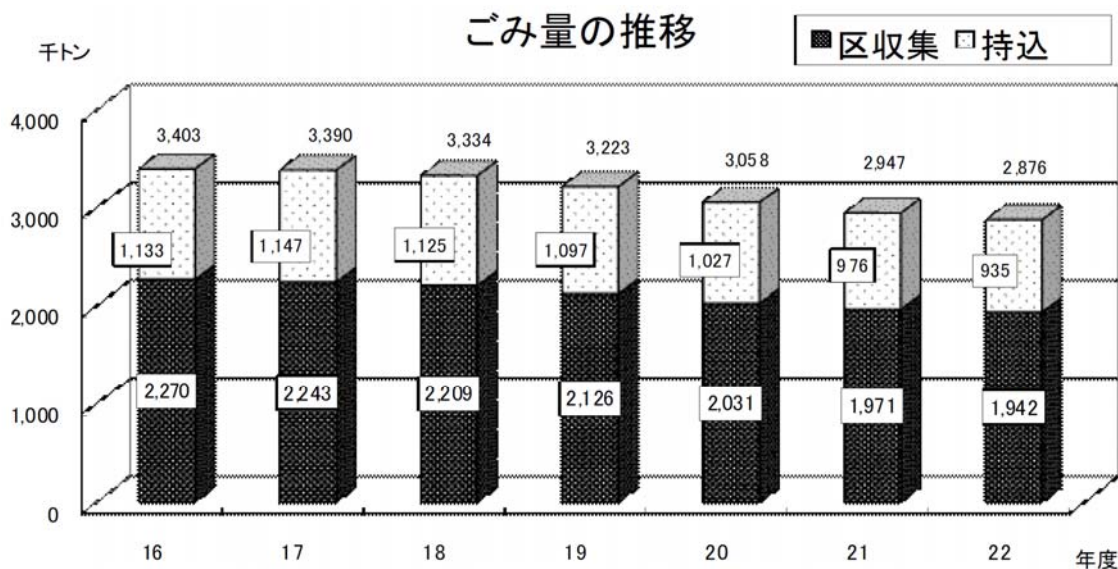
(単位：トン)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
作業日数	310日	311日	310日	310日	312日	
ごみ	可燃ごみ	38,207	37,722	44,586	44,267	43,440
	不燃ごみ	12,853	11,755	3,458	2,404	2,485
	粗大ごみ	968	1,033	978	1,028	1,106
	持込ごみ	12,233	13,656	12,915	12,582	12,343
	ごみ量合計	64,261	64,166	61,937	60,281	59,374
資源	資源回収※	1,522	460	291	251	225
	ペットボトル店頭回収	170	135	91	77	76
	ペットボトルモデル回収	73	18	← 集団回収に統合 →		
	トレイ回収 (商店街)	2	2	2	1	1
	集団回収	9,981	11,678	11,828	11,587	11,339
	資源回収合計	11,748	12,293	12,212	11,916	11,641
荒川区総計	76,009	76,459	74,149	72,197	71,015	

※資源回収(行政回収分)には古紙、びん、缶、ペットボトル、トレイが含まれている



(2) 東京23区のごみ量の推移



23区収集(組成)・持込ごみの年度別比較

種別	収 集 量 (トン)		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
区 収 集			
可 燃	1,792,039	1,826,641	1,794,839
不 燃	184,132	88,763	88,314
粗 大	54,519	55,853	58,770
小 計	2,030,690	1,971,257	1,941,923
持 込	1,027,283	975,998	934,511
計	3,057,973	2,947,255	2,876,434

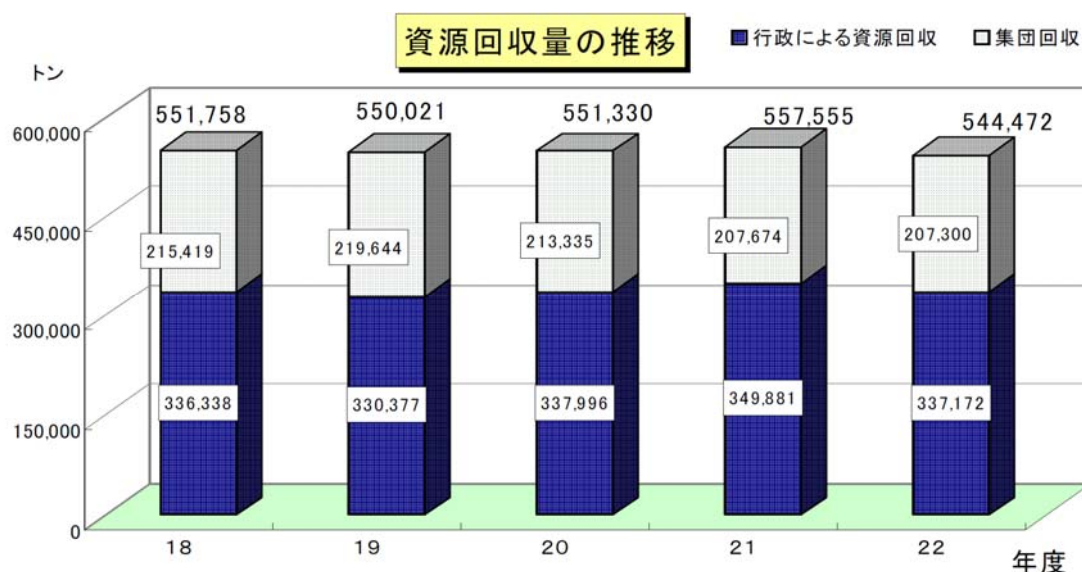
平成20年度からごみの分別方法が変更になっているため、3年間の比較のみとした。

23区の平成22年度のごみ量は区収集分1,942千トン、持込分935千トンの合計2,876千トンである。

5年間で23区のごみ量は区収集分が267千トン(対18年度比12.09%)減、持ち込み分は190千トン(対18年度比16.89%)減、全体では458千トン(対18年度比13.74%)減となっている。

荒川区のごみ量は全体で4,887トン(対18年度比7.6%)しか減少していないので、23区に比して半分程度の削減量である。これは、荒川区の人口増加率が23区の人口増加率と比べて18年度比で2倍強(荒川区+6.55%、23区+3.23%)となっていることが大きな要因と考えられる。

(3) 東京23区の資源回収量の推移



23区資源回収量(品目別)の年度別比較

種別	行政による資源回収			集団回収	
	回収量(トン)			回収量(トン)	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
紙類	179,116	175,426	163,024	199,354	198,305
布類	1,438	1,678	1,773	2,420	2,643
缶	25,106	26,805	26,592	3,407	3,663
びん	78,728	82,426	82,497	1,772	1,895
プラスチック類・その他	53,608	63,546	63,286	721	794
計	337,996	349,881	337,172	207,674	207,300

集団回収の品目別データは平成20年度は無かったので、省略した。

23区の平成22年度の資源回収量は行政回収分が337,172トン、集団回収分が207,300トンの合計544,472トンである。

平成18年度からは行政回収分が834トン増、集団回収分が8,119トン減、合計で7,286トン減少している。

荒川区は23区に比して、集団回収の割合が非常に高く、5年間で行政回収分は1,465トン減、集団回収分は1,358トン増、全体で107トンの減である。

(4) 23区の区民1人当たりのごみ量・資源回収量等比較

23区別区民1人当たりのごみ量・資源回収量等比較表（平成22年度）

区名	人口	世帯数	ごみ量	資源回収量	区民1人当たりのごみ量 kg	区民1人当たりの資源量 kg	集団回収による区民1人当たりの資源量 kg	資源回収率 d/(c+d) %
	a 人	b 世帯	c トン	d トン				
千代田	50,560	26,442	88,737	4,148	1,755.08	82.05	12.6	4.47
中央	121,317	67,113	110,092	10,502	907.48	86.56	37.5	8.71
港	227,028	116,855	154,891	22,431	682.26	98.80	25.9	12.65
新宿	319,493	171,365	154,309	20,861	482.98	65.29	20.6	11.91
文京	198,167	103,017	69,730	13,199	351.87	66.60	30.8	15.92
台東	180,782	94,059	80,854	10,825	447.24	59.88	28.8	11.81
墨田	250,125	125,959	80,048	14,116	320.03	56.44	28.7	14.99
江東	471,399	224,791	144,612	31,916	306.77	67.71	33.6	18.08
品川	362,508	191,719	113,219	25,787	312.32	71.14	26.9	18.55
目黒	262,035	141,030	73,992	21,029	282.37	80.25	42.5	22.13
大田	693,807	346,606	203,995	34,044	294.02	49.07	19.4	14.30
世田谷	852,102	435,247	226,980	46,059	266.38	54.05	9.8	16.87
渋谷	206,934	117,755	116,861	13,656	564.72	65.99	12.8	10.46
中野	312,127	176,644	78,421	24,253	251.25	77.70	52.6	23.62
杉並	539,156	292,364	134,579	39,006	249.61	72.35	11.8	22.47
豊島	265,730	145,420	97,526	16,428	367.01	61.82	15.5	14.42
北	334,826	168,731	91,219	21,625	272.44	64.59	23.1	19.16
荒川	204,668	95,779	59,373	11,641	290.10	56.88	55.4	16.39
板橋	536,433	267,224	145,826	31,804	271.84	59.29	32.0	17.90
練馬	707,981	333,883	164,670	44,621	232.59	63.03	14.1	21.32
足立	667,417	303,801	190,016	27,992	284.70	41.94	22.4	12.84
葛飾	449,704	205,899	116,593	25,599	259.27	56.92	20.1	18.00
江戸川	680,483	305,393	178,496	32,931	262.31	48.39	18.9	15.58
合計	8,894,782	4,457,096	2,875,041	544,472	323.23	61.21	23.3	15.92

※ 端数調整のため、合計が一致しない場合がある。

人口、世帯数は、平成22年10月1日現在

ごみ量、資源回収量については、清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）及び平成22年度区別持込ごみ量算定作業結果（区別持込ごみ量算定分科会）から作成

荒川区の区民1人当たりのごみ量は、平均値より33.13kg少なく、23区の中で11番目である。区民1人当たりの資源回収量は23区の中で18番目であるが、集団回収による区民1人当たりの資源回収量は23区中

でトップである。資源回収率は23区の中で、平均値である15.92%より0.47ポイント高く、ほぼ中間に位置している。

(5) 荒川区の粗大ごみの収集状況（平成22年度実績）

主な品目

	品 目	個 数 (個)
1	布団	10,914
2	箱物家具	10,374
3	いす	5,238
4	自転車	4,397
5	衣装箱	3,331
6	たたみ	2,347
7	その他	63,508
合 計		100,109

粗大ごみの数量及び重量（トン）は年々増えている。平成18年度は968トンだったが、平成22年度は1,106トンで138トン増、平成18年度比では14.26%も増加している。

主な理由として、地域別曜日収集を廃止し、申込順により希望日に収集できるようになったことや日曜収集の開始による申し込みの増、またインターネットの普及による利便性向上による申し込み増により、収集作業の予算に不足が生じている。

(6) 荒川区の粗大ごみ受付件数（受付センター）

年 度	受付方法	受付件数 (件)	
平成 21 年度	電話受付	33,250	44,006
	WEB受付	13,756	
平成 22 年度	電話受付	33,573	52,454
	WEB受付	18,881	

30cm角を超える家具や布団などの粗大ごみは、有料で収集しており、出す際は、電話又はインターネットで、粗大ごみ受付センターに申込み、事前に荒川区粗大ごみ有料シールを購入し、粗大ごみに貼って出すこととなっている。なお、免除世帯については、粗大ごみ受付センターに申し出れば、あらかじめ荒川区より、粗大ごみ有料シールが送られてくることになっている。

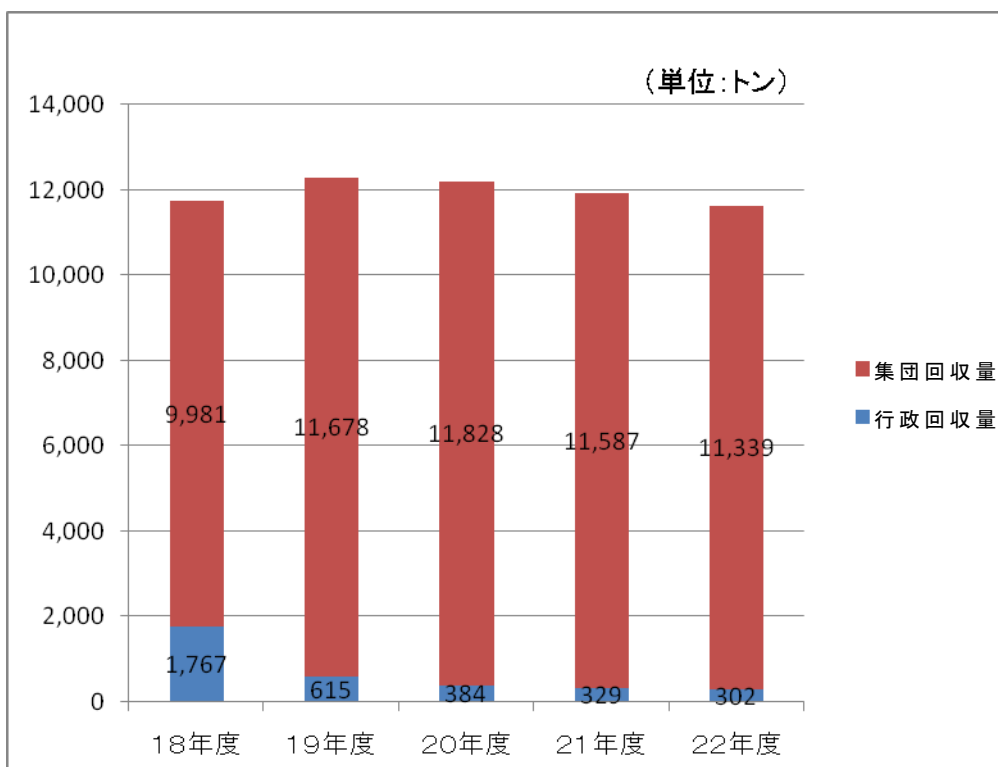
平成21年4月からこれまでの地域による曜日指定から、区内全域を対象

にした日曜日を含む毎日収集とした。

(7) 荒川区の資源回収

荒川区の資源回収量（集団回収量と行政回収量の推移）（単位：トン）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
集団回収	9,981	11,678	11,828	11,587	11,339
行政回収	1,767	615	384	329	302
合計	11,748	12,293	12,212	11,916	11,641



荒川区の資源回収は、町会、管理組合、自治会、高年者クラブ等のリサイクル推進団体が自主的に行う集団回収を基本としている。

集合回収を実施できない集合住宅等の資源は行政回収で行っている。
ペットボトルの店頭回収や白色トレイの拠点回収も行政回収に含まれる。

(8) 23区の資源回収

資源回収量総括表

単位:kg

区名	行政による資源回収 (ステーション・拠点)	集団回収	合計
千代田	3,513,638.0	634,737.0	4,148,375.0
中央	5,957,774.0	4,543,906.0	10,501,680.0
港	16,555,860.8	5,875,244.0	22,431,104.8
新宿	14,288,633.1	6,571,880.6	20,860,513.7
文京	7,094,017.0	6,104,884.0	13,198,901.0
台東	5,617,270.5	5,207,428.5	10,824,699.0
墨田	6,941,021.0	7,175,079.0	14,116,100.0
江東	16,071,183.3	15,845,030.0	31,916,213.3
品川	16,026,480.0	9,760,993.0	25,787,473.0
目黒	9,892,808.0	11,136,686.0	21,029,494.0
大田	20,614,838.0	13,429,404.4	34,044,242.4
世田谷	37,678,413.4	8,380,587.0	46,059,000.4
渋谷	11,017,684.0	2,638,769.0	13,656,453.0
中野	7,825,934.0	16,426,587.0	24,252,521.0
杉並	32,642,006.0	6,363,974.0	39,005,980.0
豊島	12,297,210.0	4,130,648.0	16,427,858.0
北	13,877,248.8	7,747,894.0	21,625,142.8
荒川	301,575.0	11,338,938.0	11,640,513.0
板橋	14,621,027.0	17,182,868.0	31,803,895.0
練馬	34,664,779.0	9,956,052.0	44,620,831.0
足立	13,018,927.7	14,972,878.0	27,991,805.7
葛飾	16,580,379.0	9,018,243.0	25,598,622.0
江戸川	20,073,740.0	12,856,836.0	32,930,576.0
合計	337,172,447.6	207,299,546.5	544,471,994.1

荒川区の資源回収は全体の97.41%を集団回収で占めており、23区平均の38.07%と比較して、格段と多い。集団回収に力を入れている所以である。

下記の表に見られるように荒川区の世帯数95,779世帯で、資源回収量は11,640,513kgなので、1世帯当りの資源回収量は121.54kgである。23区全体の世帯数は4,457,096世帯で、資源回収量は544,471,994kgなので、1世帯当りの資源回収量は122.16kgで、荒川区は23区平均より少ない状況である。

回収品目数を比較すると、他区に比して、品目数が少ない。主な品目は、他区と同様であるが、その他の品目についても検討する必要がある。

集団回収実績

< 総括 >

区	人口 [含外国]	実施団体数 (登録数)	世帯数	実施世帯数 (登録数)	合計 [kg]
千代田	50,560	62 (65)	26,442	8,557 (9,391)	634,737.0
中央	121,317	177 (191)	67,113	37,072 (38,603)	4,543,906.0
港	227,028	218 (218)	116,855	42,074 (42,074)	5,875,244.0
新宿	319,493	421 (421)	171,365	85,248 (85,248)	6,571,880.6
文京	198,167	472 (472)	103,017	60,910 (60,910)	6,104,884.0
台東	180,782	332 (343)	94,059	68,011 (69,262)	5,207,428.5
墨田	250,125	326 (350)	125,959	60,937 (60,937)	7,175,079.0
江東	471,399	599 (724)	224,791	145,826 (178,231)	15,845,030.0
品川	362,508	561 (671)	191,719	114,913 (117,054)	9,760,993.0
目黒	262,035	234 (294)	141,030	128,140 (142,455)	11,136,686.0
大田	693,807	527 (625)	346,606	142,179 (160,845)	13,429,404.1
世田谷	852,102	360 (561)	435,247	70,820 (137,821)	8,380,587.0
渋谷	206,934	146 (147)	117,755	23,730 (23,747)	2,638,769.0
中野	312,127	206 (206)	176,644	190,736 (190,736)	16,426,587.0
杉並	539,156	346 (346)	292,364	64,886 (64,886)	6,363,974.0
豊島	255,730	145 (145)	145,420	145,420 (145,420)	4,130,648.0
北	334,826	329 (462)	168,731	99,442 (121,480)	7,747,894.0
荒川	204,668	301 (301)	95,779	92,164 (92,164)	11,338,938.0
板橋	536,433	795 (880)	267,224	234,852 (253,331)	17,182,868.0
練馬	707,981	365 (397)	333,883	117,286 (127,245)	9,956,052.0
足立	667,417	772 (772)	303,801	146,304 (146,304)	14,972,878.0
葛飾	449,704	532 (532)	205,899	88,429 (88,429)	9,018,243.0
江戸川	680,483	585 (632)	305,393	141,828 (149,962)	12,856,836.0
合計	8,894,782	8,811 (9,755)	4,457,096	2,309,764 (2,506,586)	207,299,546.5

人口、世帯数は、東京都総務局統計部発行「住民基本台帳による世帯と人口(含・外国人登録人口)」の平成22年10月1日現在の数値
 実施団体数、実施世帯数は、平成22年10月1日現在の数値(10月の数値が取れない区は、平成22年度内の数値を掲載しています)

< 品目別内訳 >

紙 [kg]	類布 [kg]	類金 [kg]	類びん [kg]	類その他 [kg]
623,512.0	7,730.0	3,495.0	0.0	0.0
4,383,155.0	10,471.0	101,030.0	41,640.0	7,610.0
5,672,452.0	17,900.0	103,210.0	25,136.0	56,546.0
6,363,377.0	96,777.0	105,216.8	6,509.8	0.0
5,911,459.0	60,680.0	66,330.0	3,956.0	62,459.0
5,120,847.5	21,702.0	61,329.3	3,490.5	59.2
6,936,995.0	78,791.0	151,058.0	8,235.0	0.0
15,521,815.0	10,895.0	309,993.0	2,319.0	8.0
9,562,648.0	38,281.0	130,143.0	20,187.0	9,734.0
11,113,841.0	22,845.0	0.0	0.0	0.0
13,251,265.4	23,391.0	147,827.6	6,920.4	0.0
7,324,074.0	581,644.0	225,389.0	163,970.0	85,510.0
2,541,242.0	26,062.0	57,666.0	13,793.0	6.0
16,038,810.0	335,880.0	23,548.0	28,349.0	0.0
5,946,307.0	235,346.0	139,742.0	42,579.0	0.0
4,045,980.0	71,550.0	11,711.0	1,407.0	0.0
7,618,786.0	52,815.0	66,942.0	9,351.0	0.0
8,613,050.0	17,659.0	684,092.0	1,457,015.0	567,122.0
16,711,754.0	317,193.0	153,393.0	528.0	0.0
9,372,592.0	416,897.0	164,925.0	1,638.0	0.0
14,456,526.0	103,633.0	387,477.0	25,242.0	0.0
8,669,532.0	66,347.0	250,370.0	30,039.0	1,955.0
12,505,168.0	28,690.0	318,252.0	2,202.0	2,524.0
198,305,187.9	2,643,179.0	3,663,139.7	1,894,506.7	793,532.2

23区 資源回収品目一覧

区	新聞	雑誌・雑紙	段ボール	紙(牛乳パック)	古布・古着	びん	缶	ペットボトル	(ペット)ボトルキャップ	トレイ類	容器包装プラスチック類	食品発泡カップ	食品用透明プラスチック容器	プラスチック製ボトル容器	発泡スチロール	製品プラスチック類	ビデオテープ類	廃食油	乾電池	蛍光管	スプレー缶・カセットボンベ	金属製ペ・やかん・フライパン	針金ハンガー	プリペイドカード	合計品目数
千代田	7	7	7	7	6	4	7	4		4	1							2	2						12
中央	5	5	5	6	6	5	5	7		2	1							2	2	2	1	1			15
港	5	5	5	7	3	5	5	7		2	1				1			3	2						13
新宿	5	5	5	7	3	5	5	4		2	1								2		2				12
文京	5	5	5	6	6	5	5	7		2									2		1				11
台東	5	5	5	7	6	5	7	4		1		1					2	2	2	2					14
墨田	5	5	5	5	3	5	5	4		3								3	3				3		12
江東	5	5	5	3	3	5	5	4		1	1				1				2	2					13
品川	5	5	5	7	7	5	5	7		4	1							4	1	1					13
目黒	5	5	5	6	6	1	1	4		2	1							2	2						12
大田	5	5	5	5	3	5	5	4		1									2						10
世田谷	5	5	5	6	3	5	5	4	6	2		2						2							12
渋谷	5	5	5	6	6	5	5	4		2								2							10
中野	3	3	3	6	6	5	5	4		2	1								2						11
杉並	5	5	5	5	6	5	5	4		1	1														10
豊島	5	5	5	1	5	5	5	4		1			1					2	2					2	13
北	5	5	5	6	6	5	5	4	2	2								2	2						12
荒川	5	5	5	3	3	5	5	7		7															9
板橋	5	5	5	2	3	5	5	4		2			2						2						11
練馬	5	5	5	6	6	5	5	4		2	1							2	2			2			13
足立	5	5	5	5	3	5	5	4	2	4	1			1	1						1				13
葛飾	5	5	5	7	6	5	5	7		4	1			1					2	2					13
江戸川	5	5	5	5	3	5	5	7			1														9
計(区)	23	23	23	23	23	23	23	23	3	22	12	2	1	3	2	1	1	13	16	5	4	2	1	1	

- 1 = 集積所回収 2 = 拠点回収 3 = 集団回収 4 = 集積所回収と拠点回収
- 5 = 集積所回収と集団回収 6 = 拠点回収と集団回収 7 = 集積所回収と拠点回収と集団回収
- 各区ホームページ、及び平成21年度清掃事業年報を基に作成
- 足立区のトレイ類、食品発泡カップ、発泡スチロールはモデル地区で実施している
- 乾電池は水銀含有のみ回収している区もある
- 古布は全区で実施しているが、ホームページ等で周知はせず、一部の集団回収で実施している区もある

(9) 動物死体処理

飼い犬や猫などの動物の死体は、原則として、飼い主が処理することになっている。しかし、飼主あるいは土地・建物の占有者から、死体処理の依頼があった場合、重量25kg以下の動物（犬・猫等）は、1頭につき2,600円を徴収し、清掃事務所が引き取り、業者に委託して火葬処分している。

道路等で飼主が不明の動物死体は、土木部や東京都から委託を受け、荒川清掃事務所が収集している。但し、国道の場合は東京国道工事事務所が収集している。

圧倒的に野良猫の死体が多い。

動物死体処理件数の推移は下表の通りである。

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
犬	42	40	39	58	55
猫	765	800	743	699	645
その他	108	79	104	77	72
計	915	919	886	834	772

(10) し尿の収集

荒川区の下水道普及率は100%に達し、平成23年3月31日現在、し尿収集戸数は無い。

第三 監査の結果及び意見

1. 荒川区のごみ量・資源回収量の推移について

(単位：トン)

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ごみ	可燃ごみ	38,207	37,722	44,586	44,267	43,440
	不燃ごみ	12,853	11,755	3,458	2,404	2,485
	粗大ごみ	968	1,033	978	1,028	1,106
	持込みごみ	12,233	13,656	12,915	12,582	12,343
	ごみ量合計	64,261	64,166	61,937	60,281	59,374
資源	資源回収(※)	1,522	460	291	251	225
	ペットボトル店頭回収	170	135	91	77	76
	ペットボトルモテル回収	73	18	資源回収に統合		
	トレイ回収(商店街)	2	2	2	1	1
	集団回収	9,981	11,678	11,828	11,587	11,339
	資源回収合計	11,748	12,293	12,212	11,916	11,641
荒川区総計		76,009	76,459	74,149	72,197	71,015
人 口 (人)		192,124	195,727	199,916	202,414	204,837
人口1人当たりのごみ量(kg)		0.9164	0.8982	0.8488	0.8159	0.7941
人口1人当たりの資源量		0.1675	0.1721	0.1674	0.1613	0.1557
ごみ量の削減率	目標値(17年度比)	—	△3.5%	△7.6%	△11.8%	△15.9%
	実際値(17年度比)	0.62%	0.48%	△3.01%	△5.61%	△7.03%
リサイクル率	目標値	15.5%	16.2%	17.1%	18.0%	19.0%
	実際達成率	15.46%	16.08%	16.47%	16.5%	16.39%

※1t未満は端数処理を行っている。

※平成20年度からサーマルリサイクル実施
(廃プラスチック等不燃ごみから可燃ごみ変更)

※資源回収はびん・缶・古紙・ペットボトル・トレイのみである。

※人口は年度内1月1日の人口である。(平成22年度なら平成23年1月1日)

※人口1人当たりのごみ量(1日当たり)

=各年度のごみ量(kg)÷年度内1月1日現在の人口総数(人)÷365日

※ごみ量の削減率(各年度のごみ量-17年度ごみ量63,862t)÷63,862t

※リサイクル率(ごみ量と資源量の合計に占める資源割合のこと) =

資源回収量合計÷(ごみ量+資源回収量)×100

「荒川区一般廃棄物処理基本計画」によると、

<平成23年度の目標値>

ごみ量 20%削減（平成17年度比）

平成17年度 63,862t → 平成23年度 51,089t (△12,773t)

区民一人当たりごみ量（1日当たり）に換算すると、
平成17年度 0.92kg → 平成23年度 0.70kg (△0.22kg)

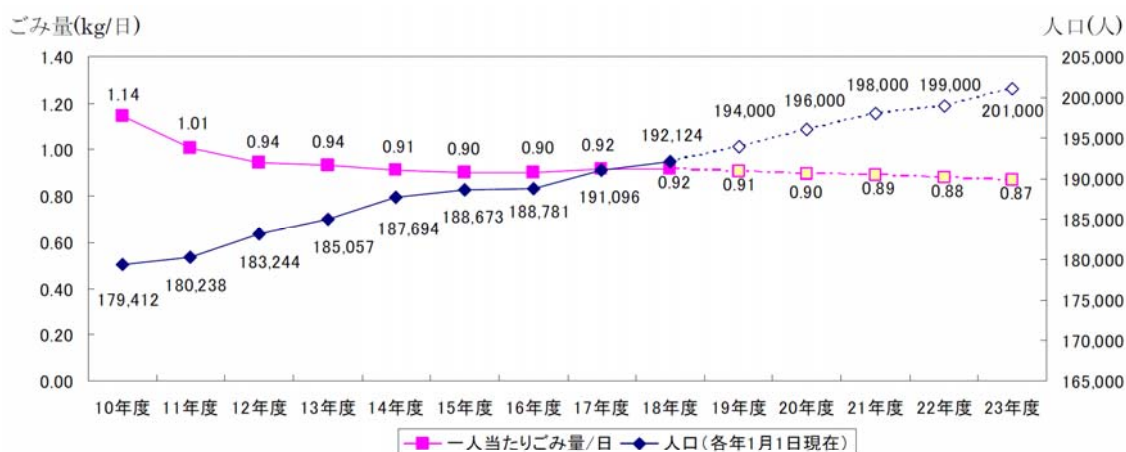
リサイクル率 20%

平成17年度 15.1% → 平成23年度 20% (+4.9ポイント)

(注) リサイクル率（ごみ量と資源量の合計に占める資源割合のこと）

=資源回収量 ÷ (ごみ量 + 資源回収量) × 100

【区民一人当たりのごみの量（1日当たり）の推移】



※算出方法：区民一人当たりのごみ量（1日当たり）

=各年度のごみ量 (kg) ÷ 年度内1月1日現在の人口総数 (人) ÷ 365日

(注)平成17年度に持込ごみ量の算定方法が変わったため、平成17年度以降のごみ量が増加しています。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

荒川区のごみ量は平成18年度は64,261tであるのに対して、平成22年度は59,374tで4,887t（7.6%）減少している。

荒川区の人口は平成18年度192,124人に対して、平成22年度は204,837人で12,713人増加しているにもかかわらず、ごみ量は減少している。

資源回収量は平成18年度が11,748tで平成22年度が11,641tで107t（0.91%）減少しているが、5年間ほぼ横ばい状態である。

ごみの組成で、平成20年度可燃ごみが増え、不燃ごみが激減したのは、平成20年度から廃プラスチック等を不燃ごみから可燃ごみに変更したことによる。

平成19年10月に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画」によると、平成23年度までに、平成17年度のごみ量63,862tを51,089t（△12,773t）すなわち20%削減し、区民1人当たりのごみ量（1日当たり）に換算すると、平成17年度0.92kgを平成23年度には0.70kg（△0.22kg）に減少させるという計画をたてていた。

平成22年度のごみ量の削減率は平成17年度比7.03%減で目標値の半分にも満たない。平成23年度までに20%削減の目標実現は難しい。

これは、目標値設定時の荒川区の人口を平成22年度199,000人と予測していたことが影響している。実際の人口は、荒川区の再開発事業等で人口が増加し、平成22年度現在で204,837人と5,837人も増えているため、ごみ量の全体で減少が図れなかったと思われる。

区民1人当たりのごみ量は平成18年度0.92kgから平成22年度で0.79kgに減少している。平成23年度の目標値の0.7kgにはもう少し努力が必要である。

資源のリサイクル率は平成17年度15.1%を平成23年度までに20%増加させる目標を立てていたが、平成22年度現在16.39%までしか増加していない。

平成22年度のリサイクル率16.39%、平成21年度のリサイクル率16.5%と平成20年度以降、リサイクル率はほぼ横ばいで推移している。

これは、新聞等を購入する人の減少、景気の影響による新聞折込の減少等から古紙等重量のある資源が減っていることが大きな原因のひとつと考えられている。今後、より一層のリサイクル率の向上に向けた、ごみ減量や資源の有効利用を進めるべきである。

2. 予算・決算関係について

平成22年度の荒川区清掃事務所と清掃リサイクル課の予算と決算は以下のとおりであり、そのうち予算と決算の差額が100万円以上あるものについては、理由を調査しており、付表のとおりである。

荒川区清掃事業 予算・決算比較表（平成22年度）

（単位：円）

	小事業名	予算	決算	差異
荒川清掃事務所	荒川清掃事務所職員人件費	81,867,000	59,348,018	22,518,982
	荒川清掃事務所事務費	1,168,000	627,545	540,455
	安全衛生管理費	8,305,000	5,868,762	2,436,238
	清掃管理事務費	557,000	445,715	111,285
	指導費	431,000	180,762	250,238
	荒川清掃事務所管理運営費	20,393,235	18,293,733	2,099,502
	収集作業運営費	903,467,141	862,320,908	41,146,233
	南千住清掃車庫管理運営費	10,718,540	9,565,029	1,153,511
	運搬管理事務費	1,475,000	1,347,997	127,003
	運搬作業運営費	8,144,225	6,097,101	2,047,124
	廃棄物埋立処分費	51,605	51,205	400
	荒川清掃事務所ごみ処理券費	12,020,000	10,352,848	1,667,152
	動物死体処理費	1,840,000	1,132,215	707,785
	ふれあい指導費	6,328,168	4,576,857	1,751,311
	資源回収事業費	7,616,980	7,245,629	371,351
	ペットボトル回収事業費	20,028,106	19,184,380	843,726
小 計		1,084,411,000	1,006,638,704	77,772,296
清掃リサイクル課	清掃・リサイクル課人件費	908,716,000	878,803,330	29,912,670
	清掃リサイクル課人件費（実績分）	2,572,000	2,448,616	123,384
	清掃リサイクル課事務費	10,460,000	10,103,908	356,092
	一般廃棄物処理業等許可事務費	504,000	413,627	90,373
	清掃協議会分担金	105,000	105,000	0
	清掃調査費	11,216,000	7,116,812	4,099,188
	広報普及費	4,288,000	3,718,030	569,970
	中間処理費（一般事務組合）	1,000,510,000	1,000,510,000	0
	集団回収支援事業費	357,373,000	321,598,422	35,774,578
	空き缶圧縮機整備事業費	110,000	0	110,000
	ストックヤード整備事業費	326,000	136,636	189,364
	普及啓発事業費	301,000	89,709	211,291
	資源回収事業費（清掃リサイクル課）	20,336,000	18,112,899	2,223,101
	尾竹橋施設管理運営費	2,380,000	931,433	1,448,567
	生ごみ処理機購入助成事業費	1,000,000	104,800	895,200
	新リサイクルセンター整備事業費	10,080,000	505,050	9,574,950
小 計		2,330,277,000	2,244,698,272	85,578,728
				0
合 計		3,414,688,000	3,251,336,976	163,351,024

荒川区清掃事業 予算・決算比較表 (平成22年度)

(単位：千円)

部課名	小事業名	予算	決算	差異	主な差異理由
環境清掃部荒川清掃事務所	荒川清掃事務所職員人件費	81,867	59,348	22,519	時間外手当6,357千円減、休日夜勤手当10,097千円減、特別手当6,064千円減
	安全衛生管理費	8,305	5,868	2,437	一般需用費の執行残913千円、配当保留750千円 新型「カユビ」 [®] 関係の未実施650千円
	荒川清掃事務所管理運営費	20,393	18,293	2,100	委託料の契約差金969千円 配当保留695千円 光熱水費使用量減250千円
	収集作業運営費	903,467	862,320	41,147	雇上契約等の執行残38,528千円 委託料の執行残1,312千円 配当保留361千円
	南千住清掃車庫管理運営費	10,718	9,565	1,153	委託料の契約差金963千円 光熱水費使用量の実績残288千円 配当保留155千円
	運搬作業運営費	8,144	6,097	2,047	配当保留890千円 光熱水費(清掃車燃料費)使用量の減593千円 一般需用費の執行残242千円
	荒川清掃事務所ごみ処理券費	12,020	10,352	1,668	一般需用費の執行残808千円 配当保留470千円 委託料(有料ごみ処理券取扱手数料)減304千円
	ふれあい指導費	6,328	4,576	1,752	印刷製本の契約差金1,117千円 配当保留570千円
環境清掃部清掃リサイクル課	清掃・リサイクル課人件費	908,716	878,803	29,913	
	清掃調査費	11,216	7,116	4,100	ごみ排出原単位調査委託費3,246千円減、清掃審議会開催半減
	集団回収支援事業費	357,373	321,598	35,775	資源回収見込み減による報奨費3,549千円減、補助金30,101千円減 配当保留430千円
	資源回収事業費(清掃リサイクル課)	20,336	18,112	2,224	資源回収、中間処理量減による委託費減 2,030千円
	尾竹橋施設管理運営費	2,380	931	1,449	光熱水費減549千円 事業未実施(床掃除、害虫駆除)による委託費減506千円 配当保留152千円
	新リサイクルセンター整備事業費	10,080	505	9,575	新リサイクルセンターの事業未実施による委託費減 9,575千円

- ※① 配当保留とは、財政課から予算より10%減の執行を義務付けられたもので、執行努力等で減額が見込める項目に多く割り振られている。
- ※② 人件費の差異が大きいの、フルに出勤した場合を見積もって、予算を計上しているため、実際は休暇取得等により予算額を下回った。
- ※③ 雇上契約等の執行費が少なくなったのは、ごみ量が想定量を下回ったため、臨時車の配車が少なかったことと、清掃協議会で行っている雇上会社入札において、予定単価よりも低く落札されたため。
- ※④ 収集運搬業務の予算が毎年増えているのは、ごみ量の増加、特に粗大ごみがここ2～3年増加しており、委託業務が増えているため。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

当初、入手した荒川区各会計歳入歳出決算説明書作成のための事前資料の中で、荒川清掃事務所作成の歳入決算資料の一般廃棄物処理手数料のうち、埋立処分費 138,985 円が集計もれしており、本来、538,755 円となるはずが、399,790 円となっていた。エクセルの集計方法の誤りであり、訂正して決算書には正しく計上されていた。

清掃リサイクル課の歳入決算資料の一般廃棄物処理業許可手数料の決算説明で、変更許可数が 2 件のところ 1 件と表示されていたが、訂正報告書が作成された。

荒川区の決算書は荒川清掃事務所及び清掃リサイクル課が作成した歳入・歳出決算書に基づいて、正しく作成されていた。

平成 22 年度の予算と実績の比較を行った結果、人件費については、年間作業日数を全て出勤した場合を見積もって、予算計上しているため、実際との出勤率に大きく差異が生じていた。

ごみ量の想定と実績の大幅な減少、及び資源回収量の見積と実績の大幅な減少が、収集作業運営費、集団回収事業費の大きな差異原因となっている。

予算の算定の仕方は、ごみ量の想定との関係があるため、ごみ量を多めに見積もっている傾向がある。職員人件費等で荒川清掃事務所 22,519 千円、リサイクル課で 29,913 千円、合計で 52,432 千円も差異が生じている。収集作業運営費も 41,147 千円と、予算より少なくなっている。これはごみの想定量と実績量の差異が大きかったことと、清掃協議会で雇上会社を 23 区一括して入札しているため、契約単価が当初の見込み額より減少したことなどによる。集団回収支援事業費も 35,775 千円執行残となっている。資源回収量の見積額が多すぎたためである。

予算削減が謳われている昨今、予算と決算との差額が、数千万円単位で生じていることは、今後検討する必要があると思われる。

3. 荒川清掃事務所における要綱等に基づく事務について

荒川清掃事務所においては、以下の法令・要綱等をもとに事務が行われている。

- 1 荒川区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱
- 2 荒川区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱
- 3 荒川区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する事務取扱要領
- 4 荒川区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する事務取扱要領
- 5 荒川区再生資源取扱業に係る廃棄物処理手数料の減免に関する要綱
- 6 荒川区高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集実施要領
- 7 荒川区高齢者・障がい者世帯に対するごみの戸別収集実施要綱
- 8 荒川区ボランティアシール交付要綱
- 9 荒川区医療廃棄物取扱要綱
- 10 荒川区防鳥用ネット貸付要綱
- 11 荒川区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱
- 12 荒川区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱要綱
- 13 荒川区埋立処分場に搬入する一般廃棄物の取扱いに関する要綱
- 14 荒川区清掃工場に搬入する事業系一般廃棄物の取扱いに関する要綱
- 15 荒川区廃棄物処理手数料徴収要綱
- 16 荒川区ごみ処理券取扱所の設置等に関する要綱
- 17 荒川区廃棄物処理手数料徴収事務委託に伴う検査要綱
- 18 荒川区ごみ処理券に関する廃棄物処理手数料還付事務取扱要綱
- 19 荒川区清掃功労者感謝状贈呈要綱
- 20 荒川区環境清掃推進連絡会補助金交付要綱
- 21 動物死体処理に係る届出に対する処理手数料の免除及び申請手続きに関する要綱
- 22 荒川区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準
- 23 荒川区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準
- 24 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準
- 25 ボランティアシール交付基準
- 26 荒川区ごみ処理券確認実施基準
- 27 ごみ容器破損補償基準
- 28 ごみ容器破損補償基準（様式）
- 29 荒川区ごみ処理券取扱所の設置要領
- 30 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

= 監査の結果及び意見 =

(1) 持込みごみ

- ① 清掃事務所では、区内で一時に多量に排出される事業系一般廃棄物を事業者が自己の車両を使用して直接処分場へ持込む場合の受付業務を行っている。

持込み手数料は、平成20年4月から1kgにつき14円50銭となっている。可燃ごみは主に足立清掃工場へ、不燃ごみ等は中央防波堤埋立処分場へ持ち込んでいる。

② マニフェスト制度

事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に持込む事業者には、マニフェスト伝票の提出が義務付けられている。(荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第28条)

このマニフェスト伝票は、事業系一般廃棄物の種類・重量・排出場所のコード等を記載した複式伝票である。

また、規則では事業系一般廃棄物を1日に100kg以上排出する事業者に対し、マニフェスト伝票の提出を義務付けており、新たに対象となった事業者には、「マニフェスト適用対象事業者届」を清掃事務所に提出する。清掃事務所ではその届出を受け、排出場所ごとに排出場所コードを決定し、事業者へ通知する。

(2) 排出指導

① 事業系大規模建築物の立入指導

荒川区内の事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を推進するため、事業用途に供する床面積が3,000㎡以上の事業系建築物の所有者に対し、荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、廃棄物管理責任者の選任とその届出、再利用に関する計画書の提出を義務付けている。また、平成10年度からは、要綱に基づき、対象建築物を床面積1,000㎡以上に拡大した。

ごみ減量に対する認識と理解を深めるため、廃棄物管理責任者講習会を実施し、講習を受けた廃棄物管理責任者に対して、廃棄物管理責任者講習会修了証を発行している。

<立入指導対象大規模建築物数>

区 分	対象建築物
3,000 m ² 以上（条例）	1 1 2 （ 2 6 ）
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満（規則）	2 4 4
計	3 5 6 （ 2 6 ）

※（ ）は 10,000 m²以上・内書 平成 2 3 年 3 月現在

② 立入指導実績

荒川清掃事務所では、提出された再利用計画書に基づき、適宜、立入検査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導・助言を行っている。実績は以下のとおり。

<大規模建築物立入指導実績数>

区 分	件 数			
	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
3,000 m ² 以上	5 3	4 3	5 1	4 6
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	1	0	8	1 2
計	5 4	4 3	5 9	5 8

③ 廃棄物保管場所の設置の届出対象建築物の範囲の拡大

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正に伴い、平成 1 9 年 1 1 月から、住居用の大規模建築物の建設者に対して、新たに再利用の対象となる物の保管場所の設置を義務付けた。また、「荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例」の一部改正に伴い、大規模建築物の廃棄物保管場所の設置の届出対象建築物の範囲を、1 5 戸以上又は延べ床 1 , 0 0 0 m²以上の集合住宅とした。

(3) ごみの戸別収集

平成 1 4 年 3 月から、ごみを自ら集積所に持ち出すことの困難な高齢者・障がい者世帯に対し、ごみの戸別収集を開始した。

対象者は、世帯人自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難で、他の者の協力が得られない世帯で、次に該当する者である。

- ① 6 5 歳以上の者のうち要介護 2 以上の認定を受けている者等
- ② 身体障がい者若しくは精神障がいの程度が 2 級以上の者又は愛の手帳の

交付を受けている者のみで構成されている世帯

③ その他区長が必要と認める世帯

平成23年度の戸別収集対象者は以下のとおりである。

23年5月現在	121世帯	高齢者	93世帯
		障がい者	28世帯

(4) カラス被害と防鳥ネット

平成12年4月から、カラス等によるごみの散乱被害の著しい集積所に対して、防鳥ネットを貸付けている。

○ 平成22年度のごみ集積所等カラス被害実態調査

① 調査期間 平成22年11月8日から11月13日

② 集積所数（うち戸別集積箇所数）・・・全集積所対象

清掃事務所名	集積所数（戸別）	被害のある集積所数（戸別）	被害率
荒川清掃事務所	6200 (内100)	95 (内0)	1.53%

※ 平成21年度に比して、被害率は上昇した。野良猫等による被害も、相当数含まれている。

○ 防鳥ネットの使用状況

防鳥ネットの貸し付けを申請した集積所に対して、1集積所1枚貸し出している。

清掃事務所名	集積所数	防鳥ネット使用集積所数	防鳥ネット利用率
荒川清掃事務所	6200	4000	64.5%

防鳥ネットについては、総貸出し数は把握しているが、現在、破損したり紛失している物については、清掃事務所では捉えていない。

また、貸し出しの申請のあった集積所に対してのみ、貸し出しを行っている。清掃車を追尾して、集積所の状況を確認したところ、ネットが無くて、生ごみが散乱している箇所も見受けられた。

野良猫が増え、カラスだけでなく野良猫が荒らすケースも多くなっているので、防鳥ネットはごみ集積所の清掃等を行っている区民が自主管理することを条件に、申請のあった場合に貸し出しをしているものではあるが、実態を把握してより積極的な対応をとることが望ましい。

(5) 廃棄物処理手数料徴収事務委託に伴う検査

有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券の販売を委託している事業所に対して、公金取扱い事務及びごみ処理券保有状況の適正化を図るために定期的に検査を実施している（年1回実施、対象委託販売店数110）。

<平成22年度検査の概要>

○ 検査項目

- ① 現金・ごみ処理券の出納保管に関すること。
- ② 出納簿等の記載に関すること。
- ③ 書類等の整理保管に関すること。
- ④ 実績報告書・納付書等に関すること。
- ⑤ その他

○ 実施時期

平成22年10月12日から平成22年11月12日

○ 対象となった委託販売店

立ち入り検査実施地区別取扱い店数	
地区	件数
南千住	13
荒川	11
町屋	13
東尾久	12
西尾久	14
東日暮里	17
西日暮里	13
区外	6
計	99

99店（平成22年4月1日現在102店）

但し、1店舗については立入検査時休業中のため報告書に記載なし。

「ごみ処理券徴収事務の検査・指導報告書の（一部）不適正店舗一覧」の集計に誤りが認められた。

料額表の提出なしが4店のところが3店と報告されていた。

現金・物品出納簿の記載が不正確な店が5店のところが4店と報告されていた。

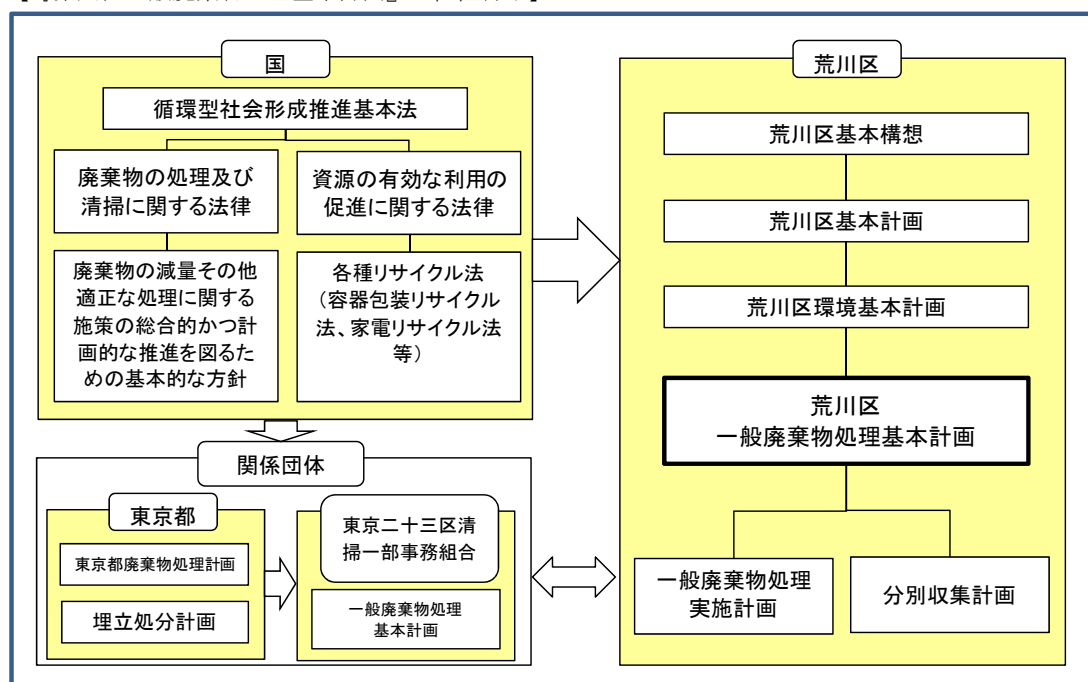
荒川清掃事務所における要綱等に基づく事務について、様式、申請書類名のあるものについてサンプル抽出し、法令・要綱に従って、正しく行われていることを確認した結果、上記立入検査報告書の件を除いて、適正に処理されていると思われる。

4. 一般廃棄物処理基本計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」とされている。

『荒川区一般廃棄物処理基本計画』は、『荒川区基本構想』（平成19年3月策定）、『荒川区基本計画』（平成19年3月策定）及び『荒川区環境基本計画』（平成16年3月策定）を上位計画として、平成19年10月に策定されている。なお、計画の期間は、平成19年度から平成23年度の5年間とし、往査時（10月）は、計画の新たな策定のための検討が、荒川区清掃審議会で行われていた。また、『荒川区一般廃棄物処理基本計画』に基づき、『一般廃棄物処理実施計画』（毎年度）及び『分別収集計画』（3年ごと）が策定されている。

【『荒川区一般廃棄物処理基本計画』の位置付け】



(1) 目標値

平成19年度に策定された現行の『荒川区一般廃棄物処理基本計画』においては、計画期間最終年度である平成23年度を見据え、ごみ量の削減率と、ごみ量と資源回収量との合計に占める資源回収量の割合を示すリサイクル率の目標値を設定している。

平成23年度において、ごみ量については平成17年度比で20%の減量を、リサイクル率については20%を目標値としている。また、計画期間中の各年度の目標値及び計画策定時直近の実績値は下表のとおりである。

【各年度のごみ量目標値】

(単位：t)

区分	実績		目標				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
可燃ごみ	38,696	38,207	36,757	41,197	39,479	37,761	36,043
不燃ごみ	12,716	12,853	12,317	5,890	5,595	5,341	5,086
粗大ごみ	961	968	928	888	848	809	769
持込ごみ	11,489	12,233	11,625	11,016	10,408	9,800	9,191
計	63,862	64,261	61,627	58,991	56,330	53,711	51,089
対前年度増減量	-	399	-2,634	-2,636	-2,661	-2,619	-2,622
対前年度増減率	-	0.6%	-4.1%	-4.3%	-4.5%	-4.6%	-4.9%
対17年度比増減率	-	0.6%	-3.5%	-7.6%	-11.8%	-15.9%	-20.0%

(『荒川区一般廃棄物処理基本計画』より作成。)

ごみ量については、平成17年度実績の63,862tから平成23年度に51,089tへと、12,773t減量し、対17年度比で20%の削減を目指している。

【各年度の資源回収量及びリサイクル率目標値】

(単位：t)

区分	実績		目標				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資源回収量	11,392	11,748	11,953	12,158	12,363	12,567	12,772
前年度増減量	-	356	205	205	205	204	205
対前年度増減率	-	3.1%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%
リサイクル率	15.1%	15.5%	16.2%	17.1%	18.0%	19.0%	20.0%

リサイクル率については、平成23年度においてリサイクル率20.0%を達成するため、平成19年度～平成23年度の5ヶ年度において、毎年度、205tの資源回収量の増加を目標としている。

(2) 平成22年度一般廃棄物処理実施計画

『荒川区一般廃棄物処理基本計画』に基づき、毎年度、『一般廃棄物処理実施計画』を策定している。これは、ごみの種別ごとに、排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を定めるものであり、当該年度の荒川区の清掃事業の基本となる計画である。このため、実際のごみ量等を踏まえて策定されており、平成22年度においては、可燃ごみを54,525t、不燃ごみを4,596t、粗大ごみを1,231t、資源を625t収集することを計画している(なお、資源については、行政回収分のみの計画である)。

(3) 荒川区分別収集計画

『荒川区分別収集計画』は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボー

ル、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象としたものであり、計画対象期間を5年とし、3年ごとに改定が行われている。

なお、監査対象年度である平成22年度は、平成19年6月に策定された『荒川区分別収集計画（平成20年度～24年度）』に含まれており、当該計画に定める「各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み」は下表のとおりである。

(単位：t)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	15.467	15.707	15.947	16.904	17.861

＝監査の結果及び意見＝

1. 実効性のある目標値の設定について

計画期間である平成19年度から平成22年度において、ごみ量及びリサイクル率（資源回収量を含む。）にかかる目標値と実績値とを比較すると下表のとおりである。

【ごみ量にかかる目標値と実績値との対比】

(単位：t)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
可燃ごみ	36,757	37,722	41,197	44,586	39,479	44,267	37,761	43,440
不燃ごみ	12,317	11,755	5,890	3,458	5,595	2,404	5,341	2,485
粗大ごみ	928	1,033	888	978	848	1,028	809	1,106
持込ごみ	11,625	13,656	11,016	12,915	10,408	12,582	9,800	12,343
計	61,627	64,166	58,991	61,937	56,330	60,281	53,711	59,374
目標超過率	-	4.1%	-	5.0%	-	7.0%	-	10.5%
対17年度比増減	-	0.5%	-	-3.0%	-	-5.6%	-	-7.0%

(注) 目標超過率 = (目標値 - 実績値) ÷ 目標値 (%)

対17年度比増減率 = (当該年度の実績値 - H17年度の実績値) ÷ H17年度の実績値 (%)

【資源回収量及びリサイクル率にかかる目標値と実績値との対比】

(単位：t)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
資源量	11,953	12,293	12,158	12,212	12,363	11,916	12,567	11,641
目標超過率	-	2.8%	-	0.4%	-	-3.6%	-	-7.4%
リサイクル率	16.2%	16.1%	17.1%	16.5%	18.0%	16.5%	19.0%	16.4%

(注) 目標超過率 = (目標値 - 実績値) ÷ 目標値 (%)

平成22年度における資源回収量は目標を7.4%未達であり、リサイクル率は16.4%と目標の19.0%を下回っている。リサイクル率は年度による変動が想定されるため、安定的に20.0%を維持できる状況とするための施策が必要なものとする。

一方、ごみ量自体は経済の低迷等を反映し減少しているものの、目標値に対しては、継続して達成できない状況が続いている。平成22年度のごみ量合計は59,374tであり、目標とする53,711tに対して10.5%の超過である。このままでは、計画最終年度の平成23年度において対17年度比20%削減を達成するためには、平成23年度において対前年度比8,285tのごみ量の削減（対前年度比14.0%の減少）が必要となり、実現困難なものとして推測される。

また、ごみの種類別に目標超過率を見ると、家庭系ごみである可燃ごみ及び粗大ごみだけではなく事業系ごみである持込ごみについても高い。特に、平成20年度以降の景気の低迷にも関わらず、目標超過率自体が年々逡増しており、目標と実績との乖離幅が増加している状況である。

その要因としては、予想を上回る区内人口の増加が最も大きく影響していると考えられるが、荒川区の普及啓発活動や3R推進事業等への取り組み状況や、排出者である区民や区内事業者の意識、計画期間中の経済状況の変化等の種々の要因が考えられるが、それ以外に、そもそも目標値が実態以上に過大であった可能性も考えられる。

平成22年度のごみ量は、対17年度比で7.0%の削減にとどまっており、目標値（20%削減）の35%程度の水準である。

これを1人1日あたりごみ量で見た場合、荒川区は人口が増加傾向にあることから、『荒川区一般廃棄物処理基本計画』の目標値は、平成17年度の916g/人・日を平成23年度には700g/人・日へ23.6%減少させることを意味している。実際には、平成22年度までに13.3%の減少にとどまっていることを踏まえると、区民1人ずつが5年間でごみを4分の1減らすほど大きな削減幅の目標値を設定するのであれば、それを実現可能とするような具体的な施策の裏付けをもつことが重要である。

【1人当たりごみ量】

区分		平成17年度	平成22年度	平成23年度
ごみ量	目標値 (t)	-	53,711	51,089
	実績 (t)	63,862	59,374	-
人口 (人)		191,096	204,837	-
1人1日あたりごみ量 (g)		916	794	700
対17年度比増減率		-	-13.3%	-23.6%

(注) 人口は、各年度内における1月1日現在のもの。

確かに、一般廃棄物処理基本計画自体はあるべき目標としての性格を有している面は否定できず、また、国の循環型社会形成推進計画等において、一定のごみ排出量の減量目標等を掲げられている中では、それを踏まえざるを得ない状況にもある。しかし、一般廃棄物の収集、処理及び運搬については、各自治体（市町村）が処理責任を負うものであり、一般廃棄物処理基本計画は、そのための基本的事項を定めるものである。そこに掲げる目標値（Plan）の実現可能性が低いものになってしまうと、そのための施策の実行（Do）やその評価（Check）、それを受けての計画の見直し（Action）に活用できず、計画の実効性が低くなり計画自体の意義を減ずる可能性が高い。

『ごみ処理基本計画策定指針』（平成20年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）においても、一般廃棄物処理基本計画は、「市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要がある。」とされている（下線は監査人が付記。）。

現在、次計画期間の『荒川区一般廃棄物処理基本計画』の策定に向けた議論が荒川区清掃審議会で行われているところであるが、より荒川区の実態を踏まえ、実効性の高い計画とすることが望ましいものとする。

2. 計画期間途中での見直しについて

現行の『荒川区一般廃棄物処理基本計画』においては、「本計画の計画期間は、環境問題やリサイクル問題を取り巻く状況が迅速に変化し続けている状況を考慮し、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。ただし、

この期間に、社会・経済情勢の大きな変化があった場合は見直しを行うこととします。」としているが、現行の計画期間中には、特段の見直しはなされていない。

現行の計画期間におけるごみ量の目標値と実績との乖離は大きなものであり、計画の根幹にかかわるものである。このような場合には、社会・経済情勢の大きな変化によらずとも、計画を期間途中で見直し、必要があれば修正することが望ましいものとする。

3. ごみ量の目標値の推計手法について

現行の『荒川区一般廃棄物処理基本計画』においては、ごみ量の目標値の設定方法として、以下のように説明されている。予測人口等の変動は説明されているが、それがごみ量にどのような影響を与える結果、20%という目標値が設定されるのか因果関係が曖昧な部分がある。

12年度計画では、平成23年度におけるごみ量の目標を10年度実績に対し、22,766トン（約30%）減らすこととしていました。

12年度計画では平成23年度の人口が平成12年度比で約7%の減でしたが、現在の予測人口は平成12年度比約18%の増と大きく変化しています。しかし、12年度計画時の状況と比べ、資源回収が拡大したこと、ごみの排出や資源回収に対する意識の向上により、ごみ排出量の減量に期待できることなどから、本計画では12年度計画の目標値を基本とし、少し上方修正して平成10年度実績に対する減量を約31%とする、平成17年度比20%の減量を目標としました。

（『荒川区一般廃棄物処理基本計画』より抜粋。）

一方で、東京23区の間接処理を担う東京二十三区清掃一部事務組合の『一般廃棄物処理基本計画』においては、ごみ量推計の手法として、以下の方法が採られている。

ごみ量の推計手法：「長期的なごみ量推計の手法の検討」から抜粋

（1）ごみ量の考え方

①家庭ごみと事業系ごみとにわけて、それぞれのごみ発生量を予測する。
②排出抑制量（目標）をごみ発生量から差し引くことでごみ量が求められる。

（2）推計手法

①家庭ごみ

ごみ発生量は、人口動態による変化と一人当たりが発生させる原単位による変動が考えられる。23区では、単身世帯と一般世帯の発生原単位が大きく異なり、しかも単身世帯の割合が多い。

また、排出抑制量は資源回収量であることから、発生量と抑制量は下式により求められる。

$$\begin{aligned} \text{発生量} &= \text{一般世帯発生原単位} \times \text{一般世帯人口} \\ &+ \text{単身世帯発生原単位} \times \text{単身世帯人口} \\ &+ \text{粗大ごみ量} \end{aligned}$$

$$\text{抑制量} = \text{資源回収量}$$

②事業系ごみ

ごみ発生量は、過去の実績（推計値）と同時期の経済成長率が密接に関係している。また、大規模事業所は、再利用量が発生抑制量と考えられることから、発生量と抑制量は下式により求められる。

発生量 = 経済成長率と過去の事業系ごみ発生量の推計値をもとに回帰分析

$$\begin{aligned} \text{抑制量} &= \text{資源回収量} \\ &+ \text{大規模事業所の再利用量} \\ &+ \text{中・小規模事業所の排出抑制量} \end{aligned}$$

目標値（予測値）を設定するのは、定性的な目標を定量化するためであり、その推計にあっては、一定の根拠が求められる。必ずしも、東京二十三区清掃一部事務組合の手法による必要はないが、今後、ごみ量の目標値（予測値）の推計手法を検討し、より精度の高い手法を採用することが望ましいものとする。

4. 東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画との整合性について

東京23区のごみの中間処理等を行う東京都二十三区清掃一部事務組合においても、『一般廃棄物処理基本計画』（平成22年2月策定 計画期間：平成22年度～平成32年度までの11年間）が策定されている。その基本データとしてごみ量予測がなされているが、ごみ量は、計画期間の11年間に於いて8万トン程度の減少（2.7%の減少）と予測されている。

【ごみ量の予測】

(単位：万トン)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ごみ発生量	486	488	488	489	491	492	492	492	492	493	492
うち家庭	224	225	225	226	227	228	227	227	226	227	226
うち事業系	262	263	263	264	264	264	265	265	266	266	266
排出抑制量	190	192	194	196	197	199	200	201	202	204	205
うち家庭	72	73	73	73	73	74	73	73	73	73	73
うち事業系	118	120	121	123	124	125	126	128	129	130	132
ごみ量	296	296	294	294	294	294	292	291	290	289	288
うち家庭	152	152	153	153	153	154	154	154	153	154	153
うち事業系	144	143	142	141	140	139	138	137	137	136	135

(東京二十三区清掃一部事務組合『一般廃棄物処理基本計画』より抜粋。)

(注) 端数四捨五入のため、数字の内訳が合わない場合がある。

排出抑制量は、家庭からの資源回収及び事業者による再利用分。

ごみ量に産業廃棄物受入量を加算したものが、中間処理量(一次処理量)となる。

これを1人1日当たりごみ量に引き直すと、平成22年度(949.6g/人・日)と比して、平成27年度(903.0g/人・日)は46.6g(4.9%)の削減を予測している(東京都二十三区清掃一部事務『一般廃棄物処理基本計画』上、予測人口が判明したのは平成27年度であるため、これを用いた)。

【1人1日当たりごみ量】

区分	平成22年度	平成27年度	増減量	増減率
ごみ量：目標値(万t)	296	294	-2	-0.7%
人口(万人)	854	892	38	4.4%
1人1日あたりごみ量(g)	949.6	903.0	-46.6	-4.9%

(注) 人口は、平成22年度は平成23年1月1日現在の実績。

平成27年度は、組合による推計値。

確かに、これは東京23区全体の推計であり(荒川区のごみ量は、東京23区全体の1.5%程度)、かつ、現行の『荒川区一般廃棄物処理基本計画』とは計画期間も相違するため、単純な比較はできないものの、荒川区の1人1日当たりごみ量を5年間で24.5%削減とする計画とは、現状認識に差があるものと言える。次期計画においては、ごみ量予測の考え方について整合性を図るとともに、荒川区独自の状況や施策の効果として、より一層の減量を見込む場合には、具体的な施策等とその効果を明示することが望ましいものとする。

5. ごみ及び資源の収集運搬業務について

5-1. 雇上契約について

(1) 雇上契約の概要

平成22年度においては、ごみの収集及び資源の回収には、荒川区の直営車両が20台と、雇上契約による車両（以下、「雇上車両」という。）43台、合計63台が運行している。

直営車以外の車両43台のうち、可燃ごみ、不燃ごみ（皮革を含む。）の収集作業に従事する38台は、東京23区と東京二十三区清掃一部事務組合により設置された東京二十三区清掃協議会が契約主体となっている。一方、粗大ごみ及び資源回収に従事する5台は、荒川区が契約主体となり、事業者で構成する東京都環境衛生事業協同組合荒川区支部との間で委託契約を締結している。

(2) 東京二十三区清掃協議会による雇上契約の概要

可燃ごみ、不燃ごみ（皮革を含む。）の収集に従事する車両について、荒川区は、毎年度の開始前に、所要の配車台数及び収集員数を算定した『作業実施計画書』を東京二十三区清掃協議会に提出する。東京二十三区清掃協議会は、競争入札により毎年度の契約単価及び業者ごとの配車数等を決定した上で、各区に対して、どこの業者から何台配車されるか記した配車計画を通知する。

なお、雇上車両には各業者の運転手が配置され、収集員には荒川区の職員が配置されているが、一部の雇上車両は、収集員（作業員）も同時に雇上げている。

収集作業の実施後は、毎月、業者より、収集量や走行距離数等を集計した『完了届』及び『請求書』が荒川区に提出され、荒川区は、これに基づき業者に対する支払いを行う。なお、平成22年度においては、役務費にて645,355,845円を支出している。

【配車内容】

配車元	ごみ収集				ごみ計
	新大型 特殊車	小型 特殊車	小型 プレス車	小型 ダンプ車	
雇上車両					
東都	3		3		6
服部			2		2
飯塚			3		3
小早川			2		2
丸都			2		2
白井		2	2		4
東			3		3
東武	1		2		3
協立	1				1
都北		2	2	1	5
昭和		2			2
栄			2		2
明和			3		3
小計	5	6	26	1	38
直営車両			4		4
総合計	5	6	30	1	42

また、上表のうち、皮革収集用の小型ダンプ 1 台については、作業員付雇上車両として契約しており、次表のとおりである。

【作業員付雇上車両】

種別	車種	会社	台数	作業員数	備考
ごみ収集	小型ダンプ車	都北	1台	3名	皮革用

＝ 監査の結果及び意見 ＝

(1) より効率的な配車計画の設定について

平成 22 年度の『作業実施計画』上、1 日当たりの収集能力（以下、「基本収集能力」という。）は、可燃ごみが 174.76t、不燃ごみが 14.23t と積算されている。この場合の基本収集能力は、配車台数に一定の積載量及び車両回転率を乗じて算定したものであるが、実際には、曜日・月ごとのごみ排出量の変動による回収回数の増減や臨時配車等を加減した基準量が、現実のごみ回収能力を示すこととなる。

【可燃ごみ：1日当たり収集能力】

車両	台数	能率	積載量	基本収集能力
新大型特殊	5.00	3.00	2.24	33.60
小型プレス	30.00	2.92	1.45	126.88
小型特殊	6.00	2.83	0.84	14.28
合計				174.76

(注) 能率は、1日当たりの清掃工場への搬入回数。

【不燃ごみ：1日当たり収集能力】

車両	台数	能率	積載量	基本収集能力
小型プレス	20.9	0.33	1.45	10.00
小型特殊	6.0	0.42	0.84	2.13
小型ダンプ	1.0	3.50	0.60	2.10
合計				14.23

(注) 能率は、1日当たりの清掃工場への搬入回数。
小型プレス及び小型特殊の台数は、収集能力から割り返した台数。実際には、可燃ごみと共用。

これに基づいて、平成22年度の基本収集能力及び基準量と実際のごみ収集量とを比較すると、可燃ごみの場合、年間の基準量55,244tに対して、実際の収集量は43,441tと、基準量に対して78.6%程度水準である。最もごみ量の多い12月においても82.3%程度であり、最も余裕のある2月では73.0%と4分の1以上の収集余力がある。

【可燃ごみ】

区分	計画値				実績値		対収集能力 余裕率	対基準量 余裕率
	作業日数	1日当たり 収集能力(t)	基本収集 能力(t)	基準量(t)	収集量(t)	1日当たり 収集量(t)		
H22.4	26.00	174.76	4,543.76	4,534.66	3,608.21	138.78	79.4%	79.6%
H22.5	26.00	174.76	4,543.76	4,593.16	3,834.34	147.47	84.4%	83.5%
H22.6	26.00	174.76	4,543.76	4,605.90	3,720.83	143.11	81.9%	80.8%
H22.7	27.00	174.76	4,718.52	4,715.55	3,788.27	140.31	80.3%	80.3%
H22.8	26.00	174.76	4,543.76	4,604.60	3,482.49	133.94	76.6%	75.6%
H22.9	26.00	174.76	4,543.76	4,580.94	3,465.87	133.30	76.3%	75.7%
H22.10	26.00	174.76	4,543.76	4,561.18	3,530.31	135.78	77.7%	77.4%
H22.11	26.00	174.76	4,543.76	4,616.04	3,622.32	139.32	79.7%	78.5%
H22.12	26.00	174.76	4,543.76	4,889.04	4,021.56	154.68	88.5%	82.3%
H23.1	24.00	174.76	4,194.24	4,533.36	3,579.90	149.16	85.4%	79.0%
H23.2	24.00	174.76	4,194.24	4,217.04	3,077.91	128.25	73.4%	73.0%
H23.3	27.00	174.76	4,718.52	4,771.44	3,708.50	137.35	78.6%	77.7%
合計	310.00	174.76	54,175.60	55,244.26	43,440.51	140.13	80.2%	78.6%

(注) 端数整理のため、合計が一致しない場合がある。

一方、不燃ごみの場合、年間の基準量3,947tに対して、実際の収集量は2,484tであり、基準量に対して62.9%程度水準である。最もごみ量の多い3月においては81.8%であるが、これは、平成23年3月11日の震災の影響による排出量の増加と推測され、例年、ごみ量の多い12月でも68.8%であり3割以上の収集余力がある。

【不燃ごみ】

区分	計画値				実績値		対収集能力 余裕率	対基準量 余裕率
	作業日数	1日当たり 収集能力(t)	基本収集 能力(t)	基準量(t)	収集量(t)	1日当たり 収集量(t)		
H22.4	26.00	14.23	369.98	328.38	209.90	8.07	56.7%	63.9%
H22.5	26.00	14.23	369.98	324.48	210.69	8.10	56.9%	64.9%
H22.6	26.00	14.23	369.98	322.14	194.86	7.49	52.7%	60.5%
H22.7	27.00	14.23	384.21	323.73	190.39	7.05	49.6%	58.8%
H22.8	26.00	14.23	369.98	313.56	186.21	7.16	50.3%	59.4%
H22.9	26.00	14.23	369.98	319.02	181.11	6.97	49.0%	56.8%
H22.10	26.00	14.23	369.98	320.58	203.31	7.82	55.0%	63.4%
H22.11	26.00	14.23	369.98	325.78	204.44	7.86	55.3%	62.8%
H22.12	26.00	14.23	369.98	366.86	252.28	9.70	68.2%	68.8%
H23.1	24.00	14.23	341.52	348.72	196.19	8.17	57.4%	56.3%
H23.2	24.00	14.23	341.52	318.72	180.67	7.53	52.9%	56.7%
H23.3	27.00	14.23	384.21	335.88	274.72	10.17	71.5%	81.8%
合計	310.00	14.23	4,411.30	3,947.85	2,484.77	8.02	56.3%	62.9%

(注) 端数整理のため、合計が一致しない場合がある。

確かに、ごみの排出量は、月だけではなく曜日によっても増減し、例えば、平成22年4月の実績（可燃、不燃合計）で見た場合、最も少ない土曜日は、1日1台当たりの収集量が平均0.99tであるのに対して、月曜日は1.2tと21.0%多い。一方で、東京二十三区清掃協議会との契約上、また車両の安定供給の観点から、曜日ごとに配車台数は固定となっている。結果的に、ピーク時の収集量を基礎として年間の配車台数が算定される事になり、必然的に、相当程度の収集余力が生じることとなる。

加えて、『作業実施計画』上、ごみ量を推計するに際して、過去の実績量の単純平均値を採用していることから、現在のように、ごみ量が減少傾向にある時期においては、より過大な推計となる可能性が高い。また、推計されたごみ量に3～5%程度の割り返し率（余裕率）を反映させた上で作業計画の下限値が算定されているが、実際の『作業実施計画』上は、これに10%程度加算した数量としている。

区分	1日当たり 推計量(t) ①	割り返し率 ②	作業計画の 下限値(t) ③=①÷②	作業計画(t) ④	比率 ④÷③
可燃ごみ	153.00	0.95	161.05	174.76	1.09
不燃ごみ	9.40	0.93	10.11	14.23	1.41
合計	162.40	-	171.16	188.99	1.10

(注) 作業計画の値は、1日当たり収集能力。

ごみの収集を始めとする一般廃棄物の処理は地方公共団体の責務であり、安定的かつ確実な収集が求められていることから、一定の余裕率を確保することは当然であるが、余裕率が高くなれば、区民負担も増加することとなる。

ごみの排出量には時期や曜日による繁閑があるため、年間を通した単一の配車計画ではピーク時に合わせた配車となり、効率性が阻害される側面があ

ることから、本来、標準的な年間平均収集量を基礎とした配車基本計画に基づいた契約を締結し、それを超過する月や曜日には加算配車を行うような契約形態が望ましい。ただし、平成12年から平成22年までで、ごみの量の減少に伴い3台を減車している。今後、現行の契約形態においても、実績を踏まえたより一層の配車数の見直しを行うとともに、必要に応じて東京二十三区清掃協議会と交渉し、雇上車両の契約内容について、月や曜日に応じて配車数の変更が可能となるよう、契約内容の変更を求めることが望ましいものとする。

(2) 廃棄物請負契約の履行状況について

本来は、皮革は産業廃棄物として事業者自らが産業廃棄物処理業者に処理を委託すべきものであるが、区では、地場産業である皮革産業の支援や周辺環境への影響の観点から、皮革の廃棄物処理を実施しているとのことであった。

対象事業者の件数や排出する皮革の量から鑑み、効率的に配車をすれば、毎日配車せず、配車日数を減額させることは十分可能と考える。

なお、平成23年度より作業員は1名減の2名体制としている。

効率的な配車計画の策定には、現状の正確な把握が必要である。

このためにも、実際の作業についてのタイムシートの作成等により正確な作業状況の把握をし、効率的な配車を行うことが重要であると考えます。

実際に平成23年10月中の一週間の業務実績(タイムシート)を作成してもらった。

作業日報（タイムシート）

53組（皮革・小ダ）

	10/24(月)	10/25(火)	10/26(水)	10/27(木)	10/28(金)	10/29(土)
7:00						
7:15						
7:30						
7:45						
8:00	出庫	出庫	出庫	出庫	出庫	出庫
8:15						
8:30	皮革2件	皮革2件	粗大	皮革3件	粗大	粗大
8:45						
9:00					粗大中継	粗大中継
9:15						
9:30	皮革(堀船)	皮革(堀船)	粗大中継	皮革(堀船)		
9:45						
10:00					皮革5件	皮革6件
10:15	皮革2件	皮革2件	皮革4件	皮革3件		
10:30						
10:45						
11:00					皮革(堀船)	皮革(堀船)
11:15	皮革(堀船)	皮革(堀船)		皮革(堀船)		
11:30	帰庫	帰庫	皮革(堀船)		帰庫	帰庫
11:45			帰庫	帰庫		
12:00	昼食	昼食		昼食	昼食	昼食
12:15						
12:30	出庫	出庫			出庫	出庫
12:45			出庫	出庫		
13:00	皮革2件	皮革2件			皮革2件	皮革3件
13:15			皮革1件	皮革2件		
13:30						
13:45						
14:00						
14:15		工場	工場		工場	
14:30	中防搬入			中防搬入		工場
14:45						
15:00						
15:15						
15:30						
15:45						
16:00						
16:15						
16:30						
16:45						
17:00						

実際は、空き作業時間に請負契約外の粗大ごみの回収業務を区が指示し、行わせている事例があった。

粗大ごみ回収は、東京二十三区清掃協議会の廃棄物運搬請負契約の契約外の業務であり、改善すべきと考える。

もし、当該業務中に事故が生じた場合に、区にとって保障問題等の不測の事態を生じさせる可能性が大きく、空き時間が生じることを解消するためや、粗大ごみ収集の遅れを防ぐためという理由があったとしても、このような行為は慎むべきであると考えます。

(3) 作業員付雇上車両の活用について

平成22年度においては、不燃ごみ（皮革）についてのみ作業員付雇上車両として契約し、それ以外は、荒川区の正規職員が収集作業に従事していた

が、平成23年度においては、小型プレス車7台分（1日当たり14人分）を作業員付雇上契約としている。所管課によれば、収集作業に従事する正規職員については、今後、退職者不補充とし、代替的に作業員付雇上契約とするとのことである。

平成22年度の実績を基礎として、仮に、全収集業務を作業員付雇上契約とした場合と、現状とのコスト比較を実施した。

単純化のため、平成22年4月1日時点において収集作業に従事する正規職員（63人）を対象とし、1年間の人件費（給料、職員手当及び共済費）を合計すると495,551,718円である。これに収集業務に従事する臨時職員賃金52,819,200円を加算した548,370,918円が、現状の収集業務において、雇上車両の借り上げ以外にかかっているコストである。

一方、平成22年度の雇上契約における作業員1人当たりの付加金は、平日で消費税込みで15,330円（午前7時40分～午後4時25分勤務）であることから、これに年間延べ作業員数を乗じると、全収集業務を作業員付雇上契約とした場合の役務費増加額は、413,450,100円と試算される。これは、現状の直営によるコストの75.4%であるが、上記の人件費には退職金が加算されていないことを踏まえると、作業員付雇上契約により、それ以下の水準にコストを抑えることも可能なものと考えられる。

作業員付加金

平日 15,300円/日

【作業員付雇上契約による役務費増加額】

区分	台数 (台) ①	作業員数 (人) ②	1日当たり延 べ作業員数		年間作業 日数(日) ④	年間延べ作業 員数(人) ⑤=③×④	単価 (円) ⑥	役務費増加 額(円) ⑤×⑥
			①×②	合計:③				
新大型特殊	5	3	15	87	310	26,970	15,330	413,450,100
小型特殊	6	2	12					
小型プレス	30	2	60					

(注) 台数は配車計画に基づく。

年間作業日数は、平成22年度実績。

5-2. 粗大ごみ申告受付及び収集業務委託について

平成12年度に清掃事業を東京都から各区へ移管した時より、粗大ごみ申告受付業務については、東京都環境整備公社（以下「公社」という。）に業務委託している。平成17年には公社を含めた3社（他はNEC、富士通）に

よるプロポーザルを区で実施した結果、公社が選定されている。

平成22年3月には、①長年契約を締結してきた経緯、②公社のシステムはインターネットに対応しており、その特徴は、受付だけでなく、変更・取消もインターネット上から可能で、現在、他社のシステムにこのような機能がないこと、③公社とは荒川区を含め18区が委託契約を締結しており、履行状況が良好であることから、契約審査委員会において、本件の競争性の確保が1年後では望めないと判断されたため、平成22年度から平成24年度までの長期継続契約（公社を相手方とした随意契約）を締結しており、平成22年度はその初年度であった。

粗大ごみの受付件数については、以下のとおりであり、年々増加している。

(単位:件)

	21年度 (実績)	22年度		23年度 (予算)
		(予算)	(実績)	
電話受付	30,250	28,700	33,573	33,100
WEB受付	13,756	12,600	18,881	19,100
合計	44,006	41,300	52,454	52,200

なお、支払金額は受付件数には影響なく、毎月一定額を支払う契約となっている。

次に、粗大ごみ収集業務については、平成12年3月に東京都と特別区が、東京都、特別区及び関係事業者で具体的協議を実施し、「清掃事業の特別区移管にあたっての関係事業者(雇上会社)に関わる覚書」を取り交わしている。この覚書に基づき、清掃事業(粗大ごみの収集・運搬作業を含む)における清掃車両の雇い上げについては、現在、23区長の名において、東京二十三区清掃協議会と雇上会社51社とが廃棄物運搬請負契約を締結している。

その後、特別区長会、社団法人東京環境保全協会(雇上会社51社・浄化槽清掃会社15社で構成)、東京都の三者間で平成17年11月に上記「覚書」の見直しに関する協議を行い、平成18年度以降、清掃車両の雇い上げ契約のうち、「資源」及び「粗大ごみ」の収集・運搬に関する契約について各区で判断し契約することができるが、新たに各区と契約する場合は、当分の間、雇上会社若しくは雇上会社で構成する団体を契約の相手方とする内容の「確認書」を取り交わしている。

そこで、荒川区においては、粗大ごみ収集業務は平成20年度まで、車両は東京二十三区清掃協議会による雇上契約、収集は区の職員が行ってきたが、平成21年度から東京都環境衛生事業協同組合荒川支部に全面委託した。委

託契約は、区において、契約相手方指定（契約締結請求）が了承された。指定の理由は次のとおりである。

①本業務の契約相手方である東京都環境衛生事業協同組合（以下「組合」という。）の清掃事業における長年の実績

②組合は社団法人東京環境保全協会の会員である雇上会社によって設立された団体で、荒川区支部は14社で構成されており、平成22年1月1日現在、荒川区を含む19区に支部をおき、そのすべての区において、粗大ごみの収集・運搬業務を請け負っていること

③組合は、東京二十三区清掃協議会車両架装基準に適合した車両を多数保有しており、組合以外が、本業務に使用する車両を供給するには、新たな車両の購入等の経済的な負担、架装の装備にかかる時間（発注後3月程度必要）や架装の整備等の技術的な側面があること。

これにより、平成22年度から平成23年度までの長期継続契約（組合荒川区支部を相手方とした随意契約）を締結しており、平成22年度はその初年度であった。

粗大ごみ量については、以下のとおりであり、特にここ数年増加傾向にある。これは粗大ごみの受付件数の増加にも比例していると考えられる。

（単位：トン）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ごみ量	968	1,033	978	1,028	1,106

組合荒川区支部との粗大ごみ収集作業委託契約の内訳は車両部分と人員部分に分かれており、車両部分については車両単価に実働台数を乗じた単価契約（変動契約）、人員部分については年間の総価契約（固定契約）になっている。平成22年度においては、当初の予算額は147,142,177円であったが、粗大ごみ収集件数の増加に対応すべく臨時車の契約台数を増車したため、平成23年1月24日に契約変更し、148,832,383円となっている。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

（1）業務委託契約の妥当性の検証

粗大ごみ申告受付及び収集業務委託に関してそれぞれの業務委託契約書、契約に関する年間契約関係書類を閲覧したところ、特に問題となる事項は見られなかった。

ただし、粗大ごみ申告受付業務については3年の長期契約となっているが、業者選定理由書（指定理由書）に記載されているとおり、今回の選定理由の1つであるWEB上での変更・取消が他社では出来ないという点について、公社以外の1社が平成22年度中にWEB上での変更・取消が可能になる予定であること、他方、申込み等に使用している電話番号は公社特有のため委託先を変更した場合には番号が変更となり周知方法等の検討が必要になること等の問題も生じるが、今後も他区の状況や対応事業者数の変化、特にWEBの利便性の向上なども踏まえて、委託業者の選定方法や契約期間について慎重に検討することが望まれる。

今後も粗大ごみ量の増加傾向が続けば平成23年度も年度途中で予算の増額が必要になることも考えられ、他区で行っている総額方式の検討等も含めて、委託業者の選定及び契約金額の設定を慎重に検討することが望まれる。この点については、担当者より現在細かく打合せを行っているとの回答を得ている。

（2）請求書に記載されている作業が実施されているかの検証

粗大ごみ収集業務のうち変動契約となっている車両部分の契約について、請求書に記載されている作業が実施されたかどうか、平成22年4月の請求書に添付されている完了届と日々の作業終了報告書とを突合したところ、小型ダンプ車51号車の平成22年4月25日について作業終了報告書では運送回数が4回になっているのに対して、平成22年4月分完了届では5回となっていた。支払金額は1日1台当たりで計算されるため、運送回数の誤りは支払金額に影響を与えないものではあるが、正確な事務処理が必要である。

5-3. 行政回収事業について

荒川区では集団回収を促進しているが、現在でも集団回収できない集合住宅等があり、行政回収を行っている。行政回収を行っているのは、平成22年10月1日現在、全世帯数の3.8%である。

回収及び資源の払出しを業者に委託しており、資源の払出しにより区が得た収入を雑入・リサイクル資源売払代金として歳入に計上し、業務委託費を資源回収事業費として歳出に計上している。

【行政回収によるごみ量等の推移】

(単位：t)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対平成18年度 増減量	対平成18年度 増減率
可燃ごみ	38,207	37,722	44,586	44,267	43,440	5,233	13.7%
不燃ごみ	12,853	11,755	3,458	2,404	2,485	▲ 10,368	▲ 80.7%
粗大ごみ	968	1,033	978	1,028	1,106	138	14.3%
持込みごみ	12,233	13,656	12,915	12,582	12,343	110	
ごみ合計	64,261	64,166	61,937	60,281	59,374	▲ 4,887	▲ 26.8%
古紙等	1,014	294	170	135	105	▲ 909	▲ 89.6%
びん	385	128	72	68	70	▲ 315	▲ 81.8%
缶	123	39	26	27	27	▲ 96	▲ 78.0%
ペットボトル	243	153	114	98	97	▲ 146	▲ 60.1%
トレイ	2	2	2	2	2	0	0.0%
資源合計	1,767	615	384	329	302	▲ 1,465	▲ 82.9%
総合計	66,028	64,781	60,994	60,610	59,675	▲ 6,353	

(参考) (単位：1,000 t)

23区合計	3,334	3,223	3,058	2,947	2,882	▲ 452	▲ 13.6%
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------

(『事業概要』平成23年度版より。)

＝ 監査の結果及び意見 ＝

(1) 行政回収による歳入について

行政回収により回収された新聞、雑誌、段ボール、リターナブルびん、スチール缶、アルミ缶を業者に売り払うことにより、歳入が発生している。なお、ペットボトルについては、「日本容器包装リサイクル協会」への引渡しにより、歳入が発生している。

リサイクル資源の引き渡し単価については、下表のような考え方をもとに資源回収及び資源化のための中間処理を委託している荒川区リサイクル事業協同組合との協議によって決定している。

資源の種類	考え方
新聞・雑誌・段ボール (1 kg あたり)	市況価格を参考とし、受入れ施設において選別及び保管に要する経費を 30%とし、差し引いた 70%を引き渡し単価とする。
リターナブルびん (1 本あたり)	びん商買入価格を参考とし、運搬及び保管に要する経費を 50%とし、差し引いた 50%を引き渡し単価とする。
缶プレス・鉄 缶プレス・アルミ (1 kg あたり)	市況価格を参考とし、受入れ施設において運搬及び保管に要する経費を 30%とし、差し引いた 70%を引き渡し単価とする。

一方で資源回収及び資源化のための中間処理業務については、荒川区リサイクル事業協同組合に業務委託している。荒川区リサイクル事業協同組合との業務委託契約書仕様書中の再資源化のための中間処理にかかる業務指示書の 1 (2) 空きびんにかかる業務や (3) の空き缶にかかる業務の業務内容にも、選別、運搬及び保管に関する業務の記載も見受けられる。

そこで、引き渡し単価から控除している経費部分と業務委託契約で依頼している業務の両方で計上してしまっているものがないかどうか確認し、二重で計上されてしまっているものがあればいずれかの契約を見直すことが必要である。

また、リサイクル資源売払代金のスチール缶とアルミ缶の取引量について、その根拠資料として、四半期ごとに荒川区リサイクル事業協同組合から資源回収及び処理実績が提出されている。

この資料について、担当者により精査したところ、報告された引渡量の数値に誤りがあり、平成 21 年度と平成 22 年度あわせて 390,208 円の歳入超過が生じていることがわかった。

<平成21年度>

種類	四半期	資源回収及び処理実績 (報告値)			あるべき金額 (算出値)		
		引渡量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)	引渡量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)
スチール缶	1Q	2,814	1.4	3,939	5,018	1.4	7,025
	2Q	2,663	1.6	4,260	5,078	1.6	8,124
	3Q	2,657	5.6	14,879	4,872	5.6	27,283
	4Q	2,431	3.9	9,480	4,994	3.9	19,476
	年間	10,565	—	32,558	19,962	—	61,908
アルミ缶	1Q	2,299	22.9	52,647	1,193	22.9	27,319
	2Q	2,949	40.4	119,139	1,262	40.4	50,984
	3Q	2,523	44.3	111,768	1,102	44.3	48,818
	4Q	2,479	45.0	111,555	1,251	45.0	56,295
	年間	10,250	—	395,109	4,808	—	183,416
合計		20,815	—	427,667	24,770	—	245,324
差引							182,343

<平成22年度>

種類	四半期	資源回収及び処理実績 (報告値)			あるべき金額 (算出値)		
		引渡量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)	引渡量 (kg)	単価 (円)	金額 (円)
スチール缶	1Q	2,648	7.2	19,425	5,086	7.2	36,619
	2Q	2,451	8.0	19,608	5,244	8.0	41,952
	3Q	2,487	5.6	13,927	5,173	5.6	28,968
	4Q	2,370	5.8	13,746	4,776	5.8	27,700
	年間	10,006	—	66,706	20,279	—	135,239
アルミ缶	1Q	2,225	66.7	148,407	914	66.7	60,963
	2Q	2,374	74.9	177,812	1,434	74.9	107,406
	3Q	1,743	70.9	123,578	1,096	70.9	77,706
	4Q	2,099	72.1	151,337	1,091	72.1	78,661
	年間	8,441	—	601,134	4,535	—	324,736
合計		18,447	—	667,840	24,814	—	459,975
差引							207,865

これは、荒川区リサイクル事業協同組合及び清掃リサイクル課の双方のチェック不足が原因である。なお、歳入超過分については、監査後、償還金として返金するための支出命令処理がされている。今後は、金額の根拠として入手した資料の正確性を、清掃リサイクル課において定期的にチェックすべきである。

(2) 資源回収事業の業務委託費について

資源回収事業費の業務委託費については、以下の2業者と業務委託契約を締結している。

業務委託内容	委託業者	契約種類
資源回収及び資源化のための中間処理業務委託	荒川区リサイクル事業協同組合	平成21年4月1日から平成24年3月31日までの地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約
商店街の発泡スチロールトレイ回収及び処理業務委託	株式会社利根川産業	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの業務委託契約

上記2件の契約書等の関連書類を入手して、契約内容の妥当性を検証したところ、資源回収及び資源化のための中間処理業務委託については、3年間の長期継続契約となっており、毎年年間契約金額が減少している。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
契約金額(円)	21,106,155	19,305,300	18,121,215

平成22年度の見積時点の台数・回収量・中間処理量と実績値との比較、平成23年度の見積時点の台数・回収量・中間処理量は以下のとおりであり、見積台数についてはもう少し低めに見ることも可能と考えられるため、今後同様の業務委託契約を締結する場合には留意されたい。

	平成 22 年度		平成 23 年度
	見積	実績	見積
資源回収 (運搬台数)	624 台	618 台	648 台
資源回収 (回収量)	205,500kg	143,305kg	153,700kg
中間処理 (中間処理量)	216,600kg	194,925.6kg	194,300kg

(3) 資源（古紙・びん・缶）回収・運搬業務について

資源運搬請負契約（古紙・びん・缶）の仕様書において、軽四輪貨物自動車 1 台を 1 日 8 時間、50 km 走行までの基準業務にて運搬請負契約を締結している。

実際の請負作業は、若干の余裕があり、往査確認した平成 23 年 9 月 14 日（水曜日）などは、回収業務が午前中に終了し、午後は回収業務を実施していなかった。午後は、本来の請負契約業務以外の一般ごみの収集より分別された資源ごみをリサイクルセンターへ運搬する仕事を行わせていた。

また、資源回収については、集団回収地域内の資源排出事業者として登録した者を対象としており、平成 21 年 3 月 13 日現在、回収登録曜日ごとに下記の件数となっている。

月曜日	24 件			
火曜日	64 件			
水曜日	23 件			
木曜日	22 件			
金曜日	57 件			
土曜日	22 件	合計	212 件	

この中には毎回回収するのではなく、依頼連絡がきた場合回収するものも多数含まれている。

なお、事業者に対する資源回収・運搬業務自体は、集団回収に直接取り込むことは困難であると考えられるが、回収状況を分析検討し、回収ルートの変更などにより実施日を縮小する等の対応をし、経費節減を行う必要があると思われる。

効率的な配車計画の策定には、現状の正確な把握が必要である。

このためにも、実際の作業についてのタイムシートの作成等により正確な作業状況の把握をし、効率的な配車を行うことが重要であると考えます。

実際に平成23年10月中の一週間の業務実績(タイムシート)を作成してもらった。この結果、全体から見ると若干の時間の余裕が見られた。

作業日報（タイムシート）

事業系資源回収（古紙、ビン、缶、ペットボトル）

	10月24日(月)	10月25日(火)	10月26日(水)	10月27日(木)	10月28日(金)	10月29日(土)
7:00	職員入所					
7:15	収集回収予定現場の確認作業(道路工事、お店からの連絡事項、代車、代番等)					
7:30	当日集収現場の事務所との最終打ち合わせ業務					
7:45	腰痛予防体操					
8:00	午前集収現場へ出庫					
8:15	↑	↑	↑	↑	↑	↑
8:30	↓	↓	↓	↓	↓	↓
8:45	7	20	7	7	20	7
9:00	↑	↑	↑	↑	↑	↑
9:15	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入		荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入		荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入
9:30	↓	↓	↓	↓	↓	↓
9:45		荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入			荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	
10:00	↑	↑	↑	↑	↑	↑
10:15	↓	↓	↓	↓	↓	↓
10:30	11	26	9	9	22	9
10:45	↑	↑	↑	↑	↑	↑
11:00	↓	↓	↓	↓	↓	↓
11:15	↑	↑	↑	↑	↑	↑
11:30	帰庁後午前の収集現場の報告					
11:45	休憩時間(昼食)					
12:00	休憩時間(昼食)					
12:15	休憩時間(昼食)					
12:30	午後集収現場へ出庫					
12:45	↑	↑	↑	↑	↑	↑
13:00	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13:15	7	18	7	6	15	7
13:30	↑	↑	↑	↑	↑	↑
13:45	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入		荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入		荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入
14:00	帰庁し日報の作成及び提出	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	帰庁し日報の作成及び提出	帰庁し日報の作成及び提出	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	帰庁し日報の作成及び提出
14:15	会社に帰社のため出庫	帰庁し日報の作成及び提出	会社に帰社のため出庫	会社に帰社のため出庫	帰庁し日報の作成及び提出	午後の収集現場の報告
14:30		会社に帰社のため出庫			会社に帰社のため出庫	会社に帰社のため出庫
14:45						
15:00						
15:15						
15:30						
15:45						
16:00						
16:15						
16:30						
16:45						
17:00						

(4) ペットボトル回収運搬業務について

ペットボトルの回収については、現在、「東京ルールⅢ」（下記資料参照）に基づき、特定の販売事業者が店舗に回収ボックスを据え置いて、区が無償で回収している。

ペットボトルの店頭回収は、「東京ルールⅢ」にも記載があるように、事業者自身の自己回収の確立が最終目標であり、永続的に行うべきものでないと考えられる。

また、区においては、現行の回収について、上記の事業者を通じて回収する方法を今後も推進していくのか、集団回収の中に何らかの方法により取り込むなど他の方法に移行していくのか中途半端に思われた。23区の清掃リサイクル主管課長会等を通じて方向性を検討中とのことであるが、推進するのであれば、区民へのさらなる周知徹底を実施すべきである。

別の側面からみると、特定の販売事業者の事業ごみは無償で回収しているとも考えられ、特定の販売事業者に対する補助の側面にもなっているとも言えなくはない。

東京23区で決めた東京ルールを荒川区単独で変更するのは、難しいかもしれないが、上記理由により、東京23区に因って、改良が望まれる。

[資料 東京ルールについて]

平成6（1994）年7月、東京都清掃審議会答申の中で、東京の地域特性を生かした「東京ルール」について示され、平成8（1996）年8月「ごみ減量のための『東京ルール』を考える懇談会」から、その具体的な内容が示された。

◇東京ルールⅢ（ペットボトルの回収のあり方）（Ⅰ・Ⅱ省略）

ペットボトルの回収について、事業者自己回収の確立を目指しつつ、緊急策として、都民が分別に協力、販売事業者が回収ボックスを設置・管理、容器・内容物メーカーが中間処理・再商品化、行政が暫定的に回収拠点から中間処理施設までの運搬を行う。

【東京ルールⅢの説明は、平成9年12月発行の「東京都一般廃棄物処理基本計画東京スリムプラン21」の説明文より引用】

効率的な配車計画の策定のために、現状の実際の作業についてタイムシートを作成してもらった。

作業日報 (タイムシート)

東京ルール3ペットボトル回収

	10月24日(月)	10月25日(火)	10月26日(水)	10月27日(木)	10月28日(金)	10月29日(土)
7:00	職員入所 前日の日報の提出					
7:15	収集回収予定現場の確認作業(道路工事、お店からの連絡事項、代車、代番等)					
7:30	当日集収現場の事務所との最終打ち合わせ業務					
7:45	腰痛予防体操					
8:00	午前集収現場へ出庫					
8:15	↑	↑	↑	↑	↑	↑
8:30	↓	↓	↓	↓	↓	↓
8:45	12	16	14	15	14	15
9:00	↓	↓	↓	↓	↓	↓
9:15	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入
9:30	↑	↑	↑	↑	↑	↑
9:45	↓	↓	↓	↓	↓	↓
10:00	↑	↑	↑	↑	↑	↑
10:15	16	14	16	17	16	17
10:30	↓	↓	↓	↓	↓	↓
10:45	↓	↓	↓	↓	↓	↓
11:00	↓	↓	↓	↓	↓	↓
11:15	↓	↓	↓	↓	↓	↓
11:30	帰庁後午前の収集現場の報告					
11:45	休憩時間(昼食)					
12:00						
12:15						
12:30	午後集収現場へ出庫					
12:45	↑	↑	↑	↑	↑	↑
13:00	9	9	7	7	7	7
13:15	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13:30	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入
13:45	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入	荒川区リサイクル事業協 同組合へ搬入				
14:00	会社に帰社のため出庫	会社に帰社のため出庫	会社に帰社のため出庫	会社に帰社のため出庫	会社に帰社のため出庫	会社に帰社のため出庫
14:15	会社に帰社のため出庫	会社に帰社のため出庫				
14:30						
14:45						
15:00						
15:15						
15:30						
15:45						
16:00						
16:15						
16:30						

参考資料として、可燃ごみ・不燃ごみ収集の「小型プレス車」のタイムシートと比較したら、相当、余裕のあることがわかる。

作業日報（タイムシート） 「小型プレス車」

[平成23年10月24日(月)～29日(土)]

一班 3組

	10/24(月)	10/25(火)	10/26(水)	10/27(木)	10/28(金)	10/29(土)
7:00	(出勤:代車・代番)	(出勤:代車・代番)	(出勤:代車・代番)	(出勤:代車・代番)	(出勤:代車・代番)	(出勤:代車・代番)
7:15	(配置調整)	(配置調整)	(配置調整)	(配置調整)	(配置調整)	(配置調整)
7:40	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤
7:50	配置放送・体操	配置放送・体操	配置放送・体操	配置放送・体操	配置放送・体操	配置放送・体操
8:00	出車(現場)	出車(現場)	出車(現場)	出車(現場)	出車(現場)	出車(現場)
8:15	1回目開始	1回目開始	1回目開始	1回目開始	1回目開始	1回目開始
8:45	1回目墨田工	1回目墨田工	1回目墨田工	1回目墨田工	1回目墨田工	1回目墨田工
8:45	2回目開始	2回目開始	2回目開始	2回目開始	2回目開始	2回目開始
9:15	2回目墨田工	2回目墨田工	2回目墨田工	2回目墨田工	2回目墨田工	2回目墨田工
9:45	3回目開始	3回目開始	3回目開始	3回目開始	3回目開始	3回目開始
10:15	3回目北工	3回目北工	3回目北工	3回目北工	3回目北工	3回目北工
10:15	4回目開始	4回目開始	4回目開始	4回目開始	4回目開始	4回目開始
10:45	4回目北工	4回目北工	4回目北工	4回目北工	4回目北工	4回目北工
11:00	一時帰所	一時帰所	一時帰所	一時帰所	一時帰所	一時帰所
11:15	待機	待機	待機	待機	待機	待機
11:30	休憩 ↑	休憩 ↑	休憩 ↑	休憩 ↑	休憩 ↑	休憩 ↑
11:45						
12:00						
12:15						
12:30						
12:45	出車(現場)	出車(現場)	出車(現場)	出車(現場)	出車(現場)	出車(現場)
13:00	5回目開始	5回目開始	5回目開始	5回目開始	5回目開始	5回目開始
13:30	5回目堀船作	5回目堀船作	5回目堀船作	5回目新江東	5回目新江東	5回目新江東
13:30	6回目開始	6回目開始	6回目開始	6回目開始	6回目開始	6回目開始
14:00	6回目新江東	6回目新江東	6回目新江東			
14:00	7回目開始	7回目開始	7回目開始	6回目堀船作	6回目堀船作	6回目堀船作
14:20	7回目墨田工	7回目墨田工	7回目墨田工	帰所 ↓	帰所 ↓	帰所 ↓
14:30	帰所 ↑	帰所 ↑	帰所 ↑	作業報告書提出	作業報告書提出	作業報告書提出
14:45				班ミーティング等	班ミーティング等	班ミーティング等
15:00	作業報告書提出	作業報告書提出	作業報告書提出	(待機)	(待機)	(待機)
15:15	班ミーティング等	班ミーティング等	班ミーティング等			
15:30	洗身 ↑	洗身 ↑	洗身 ↑	洗身 ↓	洗身 ↓	洗身 ↓
15:45						
16:00						
16:15	洗身 ↓	洗身 ↓	洗身 ↓	洗身 ↓	洗身 ↓	洗身 ↓
16:25	退所	退所	退所	退所	退所	退所
16:45						
17:00						

5-4. 集団回収について

荒川区集団回収支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条により、リサイクル推進団体となった各町会、マンション管理組合等が、実施要綱第8条に基づき、毎月資源回収実績報告書を作成し、回収量を区に報告する。

【集団回収による資源回収量の推移】

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	(単位：t)	
						対平成18年度 増減量	対平成18年度 増減率
古紙等	8,539	9,672	9,285	8,903	8,631	92	1.1%
びん	983	1,207	1,384	1,448	1,457	474	48.2%
缶	459	571	658	693	684	225	49.0%
ペットボトル		219	480	519	543	543	100.0%
トレイ		9	20	23	24	24	100.0%
資源合計	9,981	11,678	11,828	11,587	11,339	1,358	13.6%

(注) 端数整理のため、合計が一致しない場合がある。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

(1) 資源回収の実態の把握について

平成22年6月の資源回収実績報告書入手し、資源回収の実態を把握したところ、以下のような問題点が発見された。

- ① 資源回収実績報告書が月を遅れてまとめて区に報告されている推進団体が複数見受けられた。担当者によれば、6月末、12月末には半年分の資源回収実績報告書を漏れなく報告するよう、提出が遅れている推進団体には電話で督促をかけており、半年ベースでは期をまたいでしまうものはないとのことである。しかし、荒川区集団回収支援事業実施要綱第8条には「推進団体は、資源を回収したときは、資源回収実績報告書により速やかに区長に報告しなければならない。」とされているため、月ベースでも提出が遅れている推進団体に対して速やかな提出を働きかけていくべきである。
- ② 資源回収実績報告書に代表者の押印がないものが2件見受けられた。代表者の押印がないものについては、再送して押印をお願いすべきである。

(2) 団体登録の提出状況の検証

登録コードがNo. 421から450の推進団体について、リサイクル推進団体登録関係書が提出されているかを確認したところ、2件について、リサイクル推進団体登録関係書が見当たらなかった。担当者によれば、管理組合が出来ていない段階で電話で連絡があり、登録関係書の提出を受けずに、管理組合が出来た時に推進団体代表者等変更届のみ提出されていたとのことであった。

リサイクル推進団体登録関係書は団体登録の最初で提出が必要な書類であるため、今後は漏れなく提出されていることを確認すべきである。

5-5. 資源回収にかかる経費について

(1) 集団回収の報奨金、回収支援金、補助金

荒川区の資源回収は、町会、管理組合、自治会、高年者クラブ等のリサイクル推進団体が自主的に行う集団回収を基本としており、区は、区民が集団回収を円滑に行えるよう、支援している。

- ① 資源の回収を通じ、ごみの減量及び資源の有効利用に貢献のあったリサイクル推進団体に対し報奨金を支給する。

報奨金額は、資源回収量1キログラムにつき、6円を支給する。

「荒川区リサイクル推進団体報奨金支給要綱」

- ② 区に代わって、資源回収を町会や自治会が主体となって行う集団回収を支援するために、支援金を支給する。

イ. 基礎額 1町会当たり月5,000円

ロ. 世帯割額 1世帯当たり月15円（集合住宅のみで構成する町会は1世帯当たり月7円）

「荒川区町会による集団回収事業実施要綱」

- ③ リサイクル推進団体から集団回収の方法によりびん・缶・ペットボトル・白色トレイ・古紙を回収している「荒川区リサイクル事業協同組合」に対し、これらの品目の収集運搬、資源化等に要する経費の一部を補助することにより、集団回収の品目を拡大し、並びにごみ減量及びリサイクルの推進を図り、もって資源循環型社会の形成に資することを目的にしている。

イ、カレットびん及びびスチール缶（1月当たり）

カレットびん及びびスチール缶の総回収量	収集運搬経費	資源化等経費
100 トンを超えて 110 トンまで	4,380 千円	回収量に応じ 1 kg 当たり 25.2 円を乗じ た額とする。
110 トンを超えて 120 トンまで	4,780 千円	
120 トンを超えて 130 トンまで	5,180 千円	
130 トンを超えて 140 トンまで	5,580 千円	
140 トンを超えて 150 トンまで	5,980 千円	
150 トンを超えて 160 トンまで	6,380 千円	
160 トンを超えて 170 トンまで	6,780 千円	
170 トンを超えて 180 トンまで	7,180 千円	
180 トンを超えて 190 トンまで	7,580 千円	
190 トンを超えて 200 トンまで	7,980 千円	

「荒川区びん・缶回収事業に関する補助金交付要綱及び覚書」

ロ、ペットボトル及び白色トレイ

交付対象品目	収集運搬経費		資源化等経費
ペットボトル	2 万 ^{キロ} を超えて 3 万 ^{キロ} まで	3,150 千円	回収量に応じ、 1 kg 当たり 43.05 円を乗じ た額とする。
	3 万 ^{キロ} を超えて 4 万 ^{キロ} まで	3,300 千円	
	4 万 ^{キロ} を超えて 5 万 ^{キロ} まで	3,450 千円	
	5 万 ^{キロ} を超えて 6 万 ^{キロ} まで	3,600 千円	
	6 万 ^{キロ} を超えて 7 万 ^{キロ} まで	3,750 千円	
	7 万 ^{キロ} を超えて 8 万 ^{キロ} まで	3,900 千円	
	8 万 ^{キロ} を超えて 9 万 ^{キロ} まで	4,050 千円	
	9 万 ^{キロ} を超えて 10 万 ^{キロ} まで	4,200 千円	
白色の発泡 スチロール 製食品用ト レイ	1400 ^{キロ} を超えて 1500 ^{キロ} まで	2,400 千円	回収量に応じ、 1 kg 当たり 105 円を乗じた 額とする。
	1500 ^{キロ} を超えて 1600 ^{キロ} まで	2,500 千円	
	1600 ^{キロ} を超えて 1700 ^{キロ} まで	2,600 千円	
	1700 ^{キロ} を超えて 1800 ^{キロ} まで	2,700 千円	
	1800 ^{キロ} を超えて 1900 ^{キロ} まで	2,800 千円	
	1900 ^{キロ} を超えて 2000 ^{キロ} まで	2,900 千円	
	2000 ^{キロ} を超えて 2100 ^{キロ} まで	3,000 千円	
	2100 ^{キロ} を超えて 2200 ^{キロ} まで	3,100 千円	
	2200 ^{キロ} を超えて 2300 ^{キロ} まで	3,200 千円	

「荒川区ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品用回収トレイ回収事業に関する補助金交付要綱及び覚書」

ハ、古紙

補助金の対象品目は古紙のうち段ボール及び雑誌の2品とする。

雑誌については、1 kgにつき7円50銭から、古紙問屋等に売り渡す価格（市況価格）を差し引いた金額で、5円を限度とする。

段ボールについては、市況価格が1 kgにつき7円50銭未満の場合1 kgにつき1円とする。

「荒川区古紙回収事業緊急支援に関する補助金交付要綱及び覚書」

ニ、持ち去り対策用品購入補助金

補助金の額は、対象経費の実額支給年、5万円を限度とする。

1町会に対して、1回限り支給する。

「荒川区町会による集団回収事業実施要綱」

＝ 監査の結果及び意見 ＝

集団回収に係る報奨金、支援金、補助金の推移

単位：円

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
①報奨金	57,468,198	68,009,490	71,492,706	69,186,876	68,637,642
②回収支援金	16,239,641	20,432,975	21,973,437	22,385,518	22,714,320
③補助金					
イ、びん、缶	83,756,393	102,691,525	119,934,030	124,172,195	124,271,206
ロ、ペットボトル	8,628,882	58,132,155	107,563,380	100,123,194	102,244,492
ハ、古紙	2,169,509	0	1,560,642	8,177,955	1,789,064
ニ、持ち去り対策用品購入	649,440	147,460	50,000	100,000	50,000
小計	95,204,224	160,971,140	229,108,052	232,573,344	228,354,762
合計	168,912,063	249,413,605	322,574,195	324,145,738	319,706,724

集団回収量 トン	9,981	11,678	11,828	11,587	11,339
1トン当りの報奨金 ①/C	5,758	5,824	6,044	5,971	6,053
1トン当りの支援金 ②/C	1,627	1,750	1,858	1,932	2,003
1トン当りの補助金 ③/C	9,539	13,784	19,370	20,072	20,139
合計	16,923	21,358	27,272	27,975	28,195

集団回収世帯数 世帯	79,601	79,330	88,512	90,719	92,164
1世帯当りの報奨金	722	857	808	763	745
1世帯当りの回収支援金	204	258	248	247	246
1世帯当りの補助金	1,196	2,029	2,588	2,564	2,478
合計	2,122	3,144	3,644	3,573	3,469

	集団回収実施町会数			資源回収世帯数		
	平地町会	集合町会	実施町会合計	集団回収	行政回収	全世帯数
18年度	90	11	101	79,601	8,331	87,932
19年度	99	16	115	79,330	10,693	90,023
20年度	100	17	117	88,512	3,612	92,124
21年度	100	18	118	90,719	3,576	94,295
22年度	100	18	118	92,164	3,615	95,779
23年度	100	18	118			

(平成22年10月1日現在：清掃年報)

回収支援金の支給実績時の世帯数は前年度4月1日を基準としているため、上記世帯数とは異なっている。

(1) 報奨金

	支給時期	18上半期	18下半期	19上半期	19下半期	20上半期	20下半期	21上半期	21下半期	22下半期	22上半期
	支給団体数	272	280	286	291	295	296	296	299	299	300
	支給額	26,599,170	30,869,028	32,755,830	35,253,660	35,025,210	36,467,496	33,532,926	35,653,950	35,001,546	33,636,096
	町会	17,006,832	20,486,394	22,462,950	24,086,292	24,022,536	25,327,836	23,013,090	24,553,998	23,934,738	23,057,124
	町会・集合住宅系	1,825,962	2,119,530	1,992,594	2,054,940	2,086,956	2,180,478	2,034,468	2,099,886	2,033,676	1,970,670
	集合住宅	6,125,382	6,825,354	6,913,818	7,915,854	7,615,320	7,796,190	7,433,580	7,982,706	8,051,610	7,593,186
	PTA、生徒会	503,442	383,406	368,136	342,504	362,178	319,524	313,416	299,112	260,628	319,518
	高齢者クラブ	215,364	199,386	189,084	184,992	181,230	168,990	157,572	165,180	160,266	157,212
	その他団体	922,188	854,958	829,248	669,078	756,990	674,478	580,800	553,068	560,628	538,386
	合計	26,599,170	30,869,028	32,755,830	35,253,660	35,025,210	36,467,496	33,532,926	35,653,950	35,001,546	33,636,096

上記の内、現在実施中の団体分

	支給時期	18上半期	18下半期	19上半期	19下半期	20上半期	20下半期	21上半期	21下半期	22下半期	22上半期
	支給団体数	258	271	281	287	293	295	295	299	299	300
	町会	16,916,376	20,486,394	22,462,950	24,086,292	24,022,536	25,327,836	23,013,090	24,553,998	23,934,738	23,057,124
	町会・集合住宅系	1,825,962	2,119,530	1,992,594	2,054,940	2,086,956	2,180,478	2,034,468	2,099,886	2,033,676	1,970,670
	集合住宅	5,952,078	6,716,100	6,807,756	7,792,092	7,615,320	7,796,190	7,433,580	7,982,706	8,051,610	7,593,186
	PTA、生徒会	419,616	360,186	364,782	342,504	362,178	319,524	313,416	299,112	260,628	319,518
	高齢者クラブ	205,524	191,406	183,444	181,332	175,050	168,990	157,572	165,180	160,266	157,212
	その他団体	870,168	825,828	817,728	657,174	742,302	665,676	579,672	553,068	560,628	538,386
	計1	26,189,724	30,699,444	32,629,254	35,114,334	35,004,342	36,458,694	33,531,798	35,653,950	35,001,546	33,636,096

上記の内、既に登録を廃止した団体分

	支給時期	18上半期	18下半期	19上半期	19下半期	20上半期	20下半期	21上半期	21下半期	22下半期	22上半期
	支給団体数	14	9	5	4	2	1	1			
	町会	90,456	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	町会・集合住宅系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	集合住宅	173,304	109,254	106,062	123,762	0	0	0	0	0	0
	PTA、生徒会	83,826	23,220	3,354	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者クラブ	9,840	7,980	5,640	3,660	6,180	0	0	0	0	0
	その他団体	52,020	29,130	11,520	11,904	14,688	8,802	1,128	0	0	0
	計2	409,446	169,584	126,576	139,326	20,868	8,802	1,128	0	0	0

報奨金は半年ごとに、各町会等の推進団体が資源回収報告書を区長に提出して、受け取ることになっている。前記が過去5年間の推移表である。

平成18年度より、報奨金は11,169千円増加しているが、これは集団回収を行っている団体数が17団体、世帯数が12,563世帯増加したためである。報奨金は資源回収量の増加に伴って、増えるものであり、1世帯当りの報奨金が23円増加していることは、資源回収の意識が広く浸透していると思われ望ましい。

(2) 回収支援金

平成22年度回収支援金実績

町会数	基礎額			世帯割額			総支給額
	月数	月単価	支給額	世帯数※	月単価	支給額	
100	12	5,000	6,000,000	82,760	15	14,896,800	20,896,800
18	12	5,000	1,080,000	8,780	7	737,520	1,817,520
118	24	10,000	7,080,000	91,540	22	15,634,320	22,714,320

※ 町会ごとに10円未満は切り上げているので、実際の世帯数とは異なる。

実際の世帯数は82,309+集合住宅世帯数8,717=91,026である。

実際世帯数、1世帯当り、250円の回収支援金となっている。

回収支援金は、集団回収事業を行っている町会等に対して、回収事業を支援する必需品の購入などに、当てるために支給している。

なお、報奨金及び回収支援金の使途について、各団体ごとの「町会集団回収報奨金および回収支援金使途報告書」を閲覧したところ、資源回収用の諸物品の購入や資源回収作業等協力者に対するお礼等に使われている金額は少なく、行事開催又は開催補助や本会会計に繰入、積立金、繰越金等に回っている金額が比較的多かった。

集団回収が実施されることで行政回収を削減できており、報奨金や回収支援金は集団回収を行うための町会の重要なインセンティブともなっている。また、資源回収にかかる報奨金等は地域のコミュニティの活性化にも役立つという趣旨で支出しているということもある。そうした背景もあるが、集団回収の資源回収量がここ数年ほぼ横ばいの状況が続いていることを踏まえると、さらに効果的に実施するためには、報奨金及び回収支援金を、使途を定めない形で町会等に支出していく現在の方法については検討の余地があると考える。例えば、回収支援金により生ごみ処理機の購入を奨励するなど、ご

み減量やリサイクル推進の効果が出るような仕組みとなるよう検証していくことが望ましい。

(3) 回収支援金と回収量との関係の検証

回収支援金支給額が300,000円以上の団体を抽出して、支給合計額に占める300,000円以上の団体の回収支援金支給額合計の割合と平成22年度総回収量に占める300,000円以上の団体の回収量合計の割合とを比較したところ、前者は19.6%、後者は20.0%であり、両者に大きな開きはなかった。

(単位：円、kg)

登録番号	団体名	回収支援金支給額	平成22年度上半期回収量	平成22年度下半期回収量	平成22年度回収量
1	原町会	306,600	79,720	80,174	159,894
5	東尾久本町町会	382,200	86,410	90,218	176,628
9	東日暮里四丁目町会	362,400	56,698	59,337	116,035
10	東尾久赤土町会	441,600	100,928	99,894	200,822
25	東日暮里六丁目本町会	378,600	74,550	78,282	152,832
80	南千住中央町会	450,600	90,695	92,393	183,088
81	南千住瑞光町会	364,200	58,691	56,048	114,739
86	日暮里中央町会	348,000	54,522	64,073	118,595
91	西日暮里北部町会	650,400	133,906	131,635	265,541
99	東日暮里一・二丁目町会	331,800	56,180	58,614	114,794
1017	リバーパーク汐入町会	428,760	341,166	373,044	714,210
上記計(①)		4,445,160	1,133,466	1,183,712	2,317,178
②に占める①の割合		19.6%	20.2%	20.3%	20.3%
支給合計額・総回収量(②)		22,714,320	5,606,016	5,833,591	11,439,607

(注) リバーパーク汐入町会の平成22年度回収量は、次の団体の合計とした。けやき通り南式番館管理組合、けやき通り南老番館自治会、けやき通り北老番館管理組合、さくら堤通り南老番館自治会、けやき会(南四番館管理組合)、けやき通り北五・六・七番館団地管理組合、けやき北八会、はなみずき通り南老・式番館自治会、はなみずき通り北参番館自治会、けやき通り北九番館管理組合、とちのき通り北参番館管理組合、はなみずき通り北六番館管理組合、けやき通り北十老番館管理組合、けやき通り北十番館管理組合、とちのき通り北式番館管理組合、けやき通り北四番館、とちのき通り北老番館自治会、はなみずき通り北七番館管理組合、はなみずき通り南参・四番館自治会、けやき通り北参番館管理組合、トキアス管理組合、けやき通り南参番館管理組合、東京フロンティアシティアーパーンフォート管理組合、東京フロンティアシティパークアンドパークス管理組合、はなみずき通り南六番館自治会、はなみずき通り北五番館自治会、都営南千住八丁目第二アパート8(はなみずき通り南五番館)、BERISTA 都立汐入公園管理組合。

(4) 補助金

A びん・缶回収事業に関する補助金

びん・缶回収事業に関する補助金交付内訳推移表

	回収量kg ①びん	回収量kg ②缶	回収量計kg	収集運搬補助	資源化経費 25.2	補助金計	平均単価	回収量kg ③アルミ缶	缶計kg	総計kg ①+②+③
18年度	985,309	266,929	1,252,238	52,200,000	31,556,393	83,756,393	66.89	97,194	1,349,432	1,349,432
19年度	1,194,834	350,068	1,544,902	63,760,000	38,931,525	102,691,525	66.47	121,751	1,666,653	1,666,653
20年度	1,383,120	417,437	1,800,557	74,560,000	45,374,030	119,934,030	66.61	137,055	1,937,612	1,937,612
21年度	1,438,091	435,409	1,873,500	76,960,000	47,212,195	124,172,195	66.28	152,491	2,025,991	2,025,991
22年度	1,460,096	417,333	1,877,429	76,960,000	47,311,206	124,271,206	66.19	164,272	2,041,701	2,041,701

平成22年度びん・缶回収事業に関する月別補助金交付内訳

月	回収量	回収量	回収量	(t)	回収経費 (円)	資源化経費 25.2	補助金計 円
	①びん	②缶	kg				
4月	119,066	35,641	154,707	150~160	6,380,000	3,898,616	10,278,616
5月	121,632	34,471	156,103	150~160	6,380,000	3,933,795	10,313,795
6月	122,818	35,399	158,217	150~160	6,380,000	3,987,068	10,367,068
7月	123,933	37,103	161,036	160~170	6,780,000	4,058,107	10,838,107
8月	121,800	35,657	157,457	150~160	6,380,000	3,967,916	10,347,916
9月	118,007	35,527	153,534	150~160	6,380,000	3,869,056	10,249,056
10月	114,931	33,021	147,952	140~150	5,980,000	3,728,390	9,708,390
11月	115,701	33,150	148,851	140~150	5,980,000	3,751,045	9,731,045
12月	136,554	37,407	173,961	170~180	7,180,000	4,383,817	11,563,817
1月	134,335	33,494	167,829	160~170	6,780,000	4,229,290	11,009,290
2月	113,104	31,906	145,010	140~150	5,980,000	3,654,252	9,634,252
3月	118,215	34,557	152,772	150~160	6,380,000	3,849,854	10,229,854
計	1,460,096	417,333	1,877,429		76,960,000	47,311,206	124,271,206

アルミ缶については、売却可能なため、補助金を支出していない。
びん・缶1kg当たりの平均経費は66円である。

B ペットボトル・白色トレイ回収事業に関する補助金

ペットボトル補助金推移

	回収量 kg	台数	収集運搬経費 金額	資源化等経費		補助額
				単価	金額	
18年度	26,115	245	3,858,750	30.95	808,254	4,667,004
19年度	221,943	1,832	28,854,000	6.00	1,331,658	30,185,658
20年度	481,684	3,284	44,462,250	43.05	20,736,491	65,198,741
21年度	516,984		40,950,000	43.05	22,256,157	63,206,157
22年度	542,206		41,100,000	43.05	23,341,964	64,441,964
計	1,788,932		159,225,000		68,474,524	227,699,524

18年度、19年度の資源化経費は処理費43.05円/kgから歳入相当額を差し引いた単価となっている。

白色トレイ補助金推移

	回収量 kg	台数	収集運搬経費 金額	資源化等経費		補助額
				単価	金額	
18年度	1,310	245	3,858,750	78.75	103,128	3,961,878
19年度	8,676	1,731	27,263,250	78.75	683,247	27,946,497
20年度	20,130	3,107	40,779,375	78.75	1,585,264	42,364,639
21年度	23,019		34,500,000	105.00	2,417,037	36,917,037
22年度	23,834		35,300,000	105.00	2,502,528	37,802,528
計	76,969		141,701,375		7,291,204	148,992,579

ペットボトル、白色トレイ合計補助金推移

	回収量 kg	台数	収集運搬経費 金額	資源化等経費		補助額
				単価	金額	
18年度	27,425	490	7,717,500	30.95	911,382	8,628,882
19年度	230,619	3,563	56,117,250	6.00	2,014,905	58,132,155
20年度	501,814	6,391	85,241,625	43.05	22,321,755	107,563,380
21年度	540,003		75,450,000	43.05	24,673,194	100,123,194
22年度	566,040		76,400,000	43.05	25,844,492	102,244,492
計	1,865,901		300,926,375		75,765,728	376,692,103

ペットボトルの回収量が平成18年度に比して、平成22年度は516,091kg増加しているため、補助金は14倍に増加している。

白色トレイの回収量も平成18年度に比して、平成22年度は22,524kg増加している。

白色トレイの資源化等経費の単価がペットボトルに比べて高いため、白色トレイの回収量がペットボトルの回収量の4%に対して、補助金は58.7%（平成22年度）にもなっている。

C 古紙回収事業に対する補助金

古紙緊急補助実績

	新聞			雑誌			段ボール			計		
	回収量kg	平均単価	補助金	回収量	平均単価	補助金	回収量	平均単価	補助金	回収量	平均単価	補助金
18年度	3,959,310	0	0	1,814,040	1.13	2,053,009	1,472,010	0.08	116,500	7,245,360	0.30	2,169,509
19年度	4,257,280	0	0	1,932,890	0.00	0	1,597,930	0.00	0	7,788,100	0.00	0
20年度	4,162,490	0	0	1,982,940	0.66	1,302,292	1,724,830	0.15	258,350	7,870,260	0.20	1,560,642
21年度	3,801,510	0	0	1,895,425	3.38	6,415,605	1,762,350	1.00	1,762,350	7,459,285	1.10	8,177,955
22年度	3,608,920	0	0	1,849,730	0.88	1,636,844	1,749,315	0.09	152,220	7,207,965	0.25	1,789,064

※ 平成20年度に補助基準額を1kg当た5円から7.5円に引き上げ

集団回収量は平成18年度に比して、平成22年度は13.61%増加している。

それに対して、集団回収にかかる報奨金、回収支援金、補助金の合計額は平成18年度に比して、平成22年度は89.27%も増えている。

重量の軽いペットボトルや白色トレイの回収量が急増し、補助金額が多くなっているのに対して、重量の重い古紙等紙類の資源回収量がほぼ横ばい状態であることが起因している。

平成18年度から平成23年度までの資源回収にかかる経費の増加割合が非常に高いのに比べて、集団回収量の増加が少ないのは重量の軽いペットボトルや白色トレイの増加が起因している。近年増え続けるペットボトルや白色トレイのリサイクルの必要性は高いと考えられるものの、かけたコストの効果があまり生じていないのではないかとと思われる。

集団回収を行っている1世帯当りの報奨金、及び回収支援金の推移はあまり変化していない。1世帯当りの補助金の推移は平成18年度に比して、ほぼ、倍増となっている。

資源回収及び再資源化のために、区は、「荒川区リサイクル事業協同組合」との間で中間処理業務について覚書を取り交わし、補助金を支出している。

この業務は単価契約に基づいているが、当該契約単価の根拠につき、質問聴取した結果、平成12年に当該業務が東京都より移管された時の単価をそ

のまま引き継いでいるとのことであった。年度ごとにリサイクル事業協同組合と協議をしているが、詳細には検証されていない。

すでに、東京都より業務が区に移管されてから10年が経過しており、資源回収及び中間処理の単価につき、再度、積算等により見直すべき時期に来ていると思われる。

また、業務単価については、一定期間経過及び内容に変化があった時には改訂の必要性の有無を検討すべきものであり、そのためにも、単価の算定根拠は正確に把握すべきと考える。

単価の見直し等、適宜行い、集団回収にかかる経費の削減をはかられたい。

(2) 行政回収にかかるコスト

- ① 荒川区（荒川清掃事務所）と東京都環境衛生事業協同組合荒川支部と締結している「資源物運搬請負契約（単価）」による収集運搬費
契約期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

イ	資源物運搬請負契約（ペットボトル）	契約金額	20,003,613円
		（実際支出金額	19,184,380円）
ロ	資源物運搬請負契約（古紙、びん、缶）	契約金額	7,192,710円
		（実際支出金額	7,193,129円）

②

- ・荒川区と荒川区リサイクル事業協同組合と締結した資源回収及び資源化のための中間処理業務委託金

資源回収及び資源化のための中間処理業務委託

契約金額	19,305,300円
（実際支出金額	17,595,564円）

- ・荒川区と（株）利根川産業と締結した商店街の発泡スチロールトレイ回収及び処理業務委託金

商店街の発泡スチロールトレイ回収及び処理業務委託

契約金額	720,000円
（実際支出金額	517,335円）

行政回収の歳入・歳出

(単位：円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
リサイクル資源売払代金(合計)	12,632,926	7,811,088	17,092,594	2,480,898	11,972,805
ペットボトル売払代金	2,824,803	5,086,851	14,406,744	1,286,469	10,579,140
びん・缶・古紙等	9,808,123	2,724,237	2,685,850	1,194,429	1,393,665
リサイクル事業費(合計)	82,382,935	33,256,140	32,723,992	25,839,005	26,430,009
ペットボトル回収事業費	18,671,517	19,400,500	18,828,306	18,984,700	19,184,380
資源(びん・缶・古紙等)回収事業費	63,711,418	13,855,640	13,895,686	6,854,305	7,245,629
資源物運搬契約にかかる実質経費(A)	69,750,009	25,445,052	15,631,398	23,358,107	14,457,204
ペットボトル回収事業にかかる実質経費	15,846,714	14,313,649	4,421,562	17,698,231	8,605,240
資源(びん・缶・古紙等)回収事業にかかる実質経費	53,903,295	11,131,403	11,209,836	5,659,876	5,851,964
資源回収及び資源化のための中間処理金他(B)	29,717,834	34,433,425	20,490,553	18,610,865	18,112,899
(A) + (B)	99,467,843	59,878,477	36,121,951	41,968,972	32,570,103
行政回収世帯数	8,331	10,693	3,612	3,576	3,615
1世帯当りのコスト	11,939	5,600	10,001	11,736	9,010

(3) 1世帯あたりの集団回収コストと行政回収コストの比較(平成22年度)

	集団回収事業コスト	行政回収事業コスト	資源回収コスト総計
経費(円)	319,706,724	32,570,103	352,276,827
世帯数	92,164世帯	3,615世帯	95,779世帯
1世帯当り経費	3,469円	9,010円	3,678円

行政回収コストは上記①+②の実際支出金額を集計しているが、資源回収及び資源化のための中間処理業務委託の支出金額は集団回収を実施していない地域の行政回収のために支払われた物以外も含まれているために、単純には比較できない。

しかし、1世帯当りのコストは集団回収事業コストの方が、行政コストより格段と、低いので、荒川区が集団回収に力を入れていることは、意味のあることに思える。

荒川区の行政回収は、全体の3.8%しかないのに、行政回収のコストが高すぎると考えることもできる。

行政回収は、区が一般廃棄物処理の総括的な責任を有することから、その必要性を認めるが、委託経費の無駄の洗い出し等、行政回収コストの削減が望まれる。

荒川区は資源の回収・運搬の業務に対して、「荒川区リサイクル事業協同組合」と随意契約を締結している。清掃リサイクル課によると、

- ① 区内には、当該協同組合のほか、現在の回収量を中間処理できる施設を有する事業者は存在しない。
- ② 回収、中間処理、リサイクルルートに乗せるという一連の業務を委託することにより、安定的で円滑な資源回収の実施が期待できるとともに、区内で回収したものを、自区内で資源化することにより、運搬距離及び運搬時間が短く、環境負荷の低減を図りながら、効率的な回収が可能である。
- ③ 古く区内において、集団回収で古紙等の回収を担ってきたことから、地域住民・管理員との良好な協力関係が有り、円滑な回収が可能である。
- ④ 当該協同組合は、平成12年における都から区への移管後に契約の安定的な履行及び地域の地場産業支援等を図るため、法人化するよう区から発案し設立された法人である。当該組合は、区内の地場産業である再生事業関係事業者45社を構成員としている。また、事業者は、ほとんど家族のみか従業員5人以下の中小零細企業である。

として、随意契約が妥当であると主張している。

しかし、区内の運送業者など、資源の収集・運搬事業に参入したい業者もあると思われるので、契約金額の算定の見直しを図る意味でも、入札を検討することも必要ではないかと思われる。

6. 中間処理分担金について

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の中間処理について、23区で設立した東京二十三区清掃一部事務組合において、共同処理し、その費用について23区で分担する。

(1) 東京二十三区清掃一部事務組合が共同処理する事務

- ① 可燃ごみの焼却処理施設の整備及び管理運営
- ② 上記施設以外のごみ処理施設の整備及び管理運営
- ③ し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

(2) 中間処理施設

- ① 可燃ごみ
 - ・清掃工場（21ヶ所）可燃ごみを焼却処分する。
 - ・灰溶融施設（清掃工場内に7施設）焼却灰を高温で溶融して砂に似た「溶融スラグ」を作る。
- ② 不燃ごみ
 - ・不燃ごみ処理施設（2ヶ所）不燃ごみを破碎選別し、鉄・アルミは回収して埋立できる状態にする。
- ③ 粗大ごみ
 - ・粗大ごみ破碎処理施設（1ヶ所）可燃・不燃を分け破碎し、可燃は焼却施設へ、不燃は金属を回収し残りを埋立処理する。

(3) 負担の公平

負担金を支払う区は、清掃一部事務組合分担金に加算して支払う。

荒川区など清掃工場を有していない区は負担金が割り増しとなっている。毎年度の負担金（負担金額1トン1,500円）はごみ量が確定した段階で、各清掃工場の一定の処理基準（16区における自区内発生ごみ量の合計の15%）を設定し算出する。

※ 16区とは23区から清掃工場のない6区（荒川区、千代田区、新宿区、文京区、台東区、中野区）と自区内発生ごみ量が清掃工場の処理能力を上回る1区（渋谷区）を除いた区である。

・算出式

$$\{23 \text{ 区のごみ量} - (16 \text{ 区のごみ量} \times 1.15 + \text{渋谷区の処理能力})\} \\ \times 1,500 \text{ 円} \times \text{荒川区のごみ量} / (\text{工場のない等の7区のごみ量} + \\ \text{工場が所在する処理基準に達しない区のごみ量})$$

= 監査の結果及び意見 =

東京23区別特別分担金（平成22年度）

区名	本来の分担金				清掃負担の公平	負担の公平調整後
	区収ごみ量相当分(A)	持込ごみ量相当分(B)	平成20年度清算分(C)	平成22年度区別分担金(D=A+B+C)	各区の負担の調整額(E)	平成22年度区別分担金納付額(D+E)
千代田	349,894	404,658	△48,463	706,089	44,425	750,514
中央	704,552	418,676	10,888	1,134,116	△23,069	1,111,047
港	1,069,468	559,072	△40,140	1,588,400	△9,860	1,578,540
新宿	1,501,432	426,261	△54,822	1,872,871	73,555	1,946,426
文京	840,479	124,337	21,438	986,254	30,046	1,016,300
台東	948,196	183,812	△30,002	1,102,006	37,284	1,139,290
墨田	1,072,765	131,085	△10,505	1,193,345	△39,821	1,153,524
江東	1,877,340	246,215	85,800	2,209,355	△232,360	1,976,995
品川	1,437,315	199,609	40,150	1,677,074	△27,859	1,649,215
目黒	1,035,028	109,220	△32,580	1,111,668	△6,171	1,105,497
大田	2,678,250	365,426	30,850	3,074,526	23,789	3,098,315
世田谷	3,456,078	234,708	85,086	3,775,872	12,640	3,788,512
渋谷	1,105,007	346,124	△19,955	1,431,176	31,000	1,462,176
中野	1,232,874	76,684	△49,402	1,260,156	34,627	1,294,783
杉並	2,001,543	147,091	△79,720	2,068,914	6,302	2,075,216
豊島	1,212,723	207,560	△7,533	1,412,750	2,795	1,415,545
北	1,353,414	95,149	△3,341	1,445,222	△27,763	1,417,459
荒川	884,445	65,856	23,032	973,333	27,177	1,000,510
板橋	2,174,475	166,968	95,394	2,436,837	5,914	2,442,751
練馬	2,691,806	131,660	△40,168	2,783,298	△14,592	2,768,706
足立	2,754,824	236,905	132,475	3,124,204	19,612	3,143,816
葛飾	1,699,644	138,303	△71,943	1,766,004	△3,507	1,762,497
江戸川	2,556,611	215,458	△36,539	2,735,530	35,836	2,771,366
合計	36,638,163	5,230,837	0	41,869,000	0	41,869,000

平成22年度分担金算出方法について

平成22年度は、これまで各区の人口に応じた割合で分担していた「持込ごみ量相当分」についても「区収ごみ量相当分」と同様に、ごみ量の実績に応じた割合で分担することとしました。また、「負担の公平化の方策（平成20年3月14日特別区長会総会了承）による調整を反映しました。

- 1 平成22年度分担金と持込手数料の予算合計額をもとに、平成20年度のごみ量実績の割合で23区全体の「区収ごみ量」と「持込ごみ量」相当分の金額を算定
- 2 1の「区収ごみ量」相当分をもとに、平成20年度のごみ量実績の割合で各区分を算定（A）
- 3 1の「持込ごみ量」相当分から持込手数料予算額を控除したうえ、平成20年度のごみ量実績の割合で各区分を算定（B）
- 4 平成20年度分担金について、平成20年度ごみ量実績・平成20年4月1日人口・平成20年度持込手数料決算額で再算定し、各区の過不足を調整（C）
- 5 『清掃負担の公平』による各区の負担の調整額の確定について（平成21年9月16日特別区長会総会了承）により、各区の負担額を調整（E）

中間処理分担金の内、工場等を有していない区の調整金

(単位：t)

区名	ごみ量 (平成20年度基準)			負担金算出基礎ごみ量	ごみ量マイナス比	各区の負担の調整確定額
	区収集ごみ量	持込ごみ量	合計			
千代田	17,070.19	76,085.04	93,155.23	△93155.23	11.539%	44,425,000
新宿	74,242.17	79,998.60	154,240.77	△154240.77	19.105%	73,555,000
文京	39,420.60	23,585.70	63,006.30	△63006.30	7.804%	30,046,000
台東	43,122.75	35,064.03	78,186.78	△78186.78	9.684%	37,284,000
荒川	44,586.44	12,400.66	56,987.10	△56987.10	7.059%	27,177,000
中野	58,327.06	14,287.56	72,614.62	△72614.62	8.994%	34,627,000
23区合計	1,792,038.70	983,397.58	2,775,436.28	△807332.71	100.000%	385,002,000

平成22年度特別分担金当初額算定

23区ごみ量実績 (A) 単位：t			23区ごみ割合		
20年度区収集ごみ量	持込ごみ量	合計	区収集割合 (B)	持込割合 (C)	合計割合
2,030,689.90	1,025,701.43	3,056,391.33	66.441%	33.5590%	100%

分担金算出基礎額 (D) 単位：千円			単位：t	区収集相当分担金	持込相当分担金基礎額	持込相当分担金
22年度分担金 23区計 (E)	22年度手数料 収入計 (F)	合計	23区持ち込み ごみ量計	(G) = (D) × (C)	(H) = (D) × (C)	(I) = (H) - (F)
41,869,000	13,274,906	55,143,906	1,025,509.95	36,638,163	18,505,743	5,230,837

中間処理分担金は、東京二十三区清掃一部事業組合が、23区のごみ量を基本として、工場の無い区や焼却処理施設が、当該区が発生するごみ量に比して多い区に対して、負担金を調整して計算し、決定する。

荒川区はごみ処理工場を有していないため、負担が大きくなっている。荒川区の平成22年度の中間処理分担金は1,000,510千円で、荒川区の総清掃事業費の3,251,337千円に対して、3割に当る。

中間処理分担金は東京二十三区清掃一部事務組合を運営するために必要な原資であるため、荒川区の一存で金額等を変えることは、できないものである。

しかしながら、荒川区のごみ量の総量を減らすことや、事業系の持込ごみ量の割合を増やすことにより、中間処理分担金を減らすことは可能なので、一層の努力が求められる。

7. 清掃車の管理について

清掃車両関係の備品登録は、既に供用備品一覧表及び車両類一覧表に記載されているところである。荒川区直営の清掃車は、平成22年度には20台有している。

車種	台数	使用目的
小型プレス車	4	可燃・不燃収集
小型プレス車（予備）	2	可燃・不燃収集
小型プレス車（広報）	1	環境学習
軽小型貨物車	10	可燃・不燃収集・ふれあい
普通車連絡車	1	巡回指導・連絡
軽小型連絡車	2	巡回指導・連絡
合計	20	

＝監査の結果及び意見＝

（1） 区作成の「供用備品一覧表」の記載方法について

区が作成している「供用備品一覧表」に記載されていた区所有の清掃車等の車両につき、平成23年度所有車両20件中9件について、規格欄に自動車登録番号等の個々の車両を特定する記載がなく、清掃事務所作成の「車両（車検）一覧表」と照合する際に、購入年月日により推定照合を実施せざるを得なかった。

「供用備品一覧表」は、各備品を的確に判別できるように内容を工夫して記載することが重要であり、規格欄の記載内容について改善すべきと考える。

（2） 業務委託車両の車検・自賠責保険等の確認について

区所有の清掃車等の車両については、車両台帳により、車検・自賠責保険等の管理がなされているが、業務委託車両については、車検や自賠責保険加入についての責任は、委託業者の責任においてなされるものであるため、特に確認作業は実施していない。

しかし、清掃車のように日常的に業務を委託している場合には、一歩踏み込んで、交通事故等の不測の事態に備えて、業務委託車両についても、業務委託先より車検や自賠責保険等の加入の報告をさせることが望ましいと考える。

8. 建物・設備（備品含む）について

8-1 建物・設備等の管理費、運営費及び保守料等について

清掃事業に係る主な施設は、平成12年4月に東京都から荒川区に清掃事業移管時に譲渡された荒川清掃事務所と尾竹橋施設及び平成12年4月に開設した清掃車の車庫・点検場である南千住清掃車車庫がある。

またストックヤード事業として、町会が回収したアルミ缶等のリサイクル品を回収業者へ引き渡すまでの回収置場であるリサイクルハウスが4箇所（1箇所は土木部から使用承認）ある。

上記施設について建物・設備等に係る各管理費、保守料、経費等の支出について内容を確認するとともに、各施設や設備の利用状況を確認した。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

（1）尾竹橋施設について

尾竹橋施設は、敷地面積は3,235㎡、事務棟は2階建553㎡であり、不燃ごみの船舶輸送基地として隅田川岸に設置され、不燃ごみ処理センターへ不燃ごみを船舶で運ぶため、船に係留、搬入する施設として利用されていた。

平成21年3月末をもって水上輸送していた不燃ごみは、ごみ分別ルールの変更に伴い、不燃ごみが減少した事により、不燃ごみの船舶での輸送は北区堀船清掃作業所へ搬入することとなり、尾竹橋施設から船舶による不燃ごみの搬送は終了し、現在ごみ収集、運搬施設としては閉鎖している。

尾竹橋施設の維持管理費等の内容や現在の使用状況の実態を確認したが、上記に記載の通り、尾竹橋施設は現在ごみ中継施設としては閉鎖されており、以下の点について、問題や今後の課題が考えられる。

① 施設の維持コストについて

尾竹橋施設は現在、ごみ中継施設としては使用されておらず、年間20日程度（1日3H）のシルバー人材センターによる家具の修繕、年1～2回程度、粗大ごみの中から使用できる家具を抽選で無料配布するリサイクル事業に利用されている他、毎年（6日間程度）、ごみの組成調査をする際に利用さ

れるのみであるが、年間の維持コストが次のように発生している。

なお、家具のリサイクル事業は今後、年3～4回程度実施する予定である。

「平成22年度 歳出決算資料」より

(単位：円)

支出内容	金額	内容
光熱水費	237,872	主に電気料
消耗品・家屋等修繕	127,207	主に電気の減節工事、正門修繕
電話料	85,559	電話回線と警備会社直通回線の2回線
その他委託費	480,795	主に警備と害虫駆除の委託料
合計	931,433	

電気料については船舶でのごみの運搬が終了した事により、ごみの積み出しが不要になった為、電源減節工事を行い、基本料金を引き下げる事によるコスト削減の取り組みが見られるが、他のコストについても施設としての実質的な利用が無い事からコスト削減の検討が必要と考えられる。

例えば、電話料については現在、固定電話の電話回線と警備用の専用回線の2回線あるが、固定電話については、家具のリサイクル実施時に使用する他、使用する機会が少ない為、固定電話を設置せず代替的な方法（例えば、家具のリサイクル実施日は総務企画課で管理する貸出用の携帯電話で対応する等）がないか検討の必要はあると考えられる。

清掃事業の施設としては実質的に遊休である事から、上記の電話料の例に限る事無く、不要なコストは出来る限り削減する必要があると考えられる。

② 施設の利用制限と今後の利用方法

尾竹橋施設については平成12年4月に東京都から譲渡されたが、土地・建物等については用途指定の期間として20年間ごみ・し尿の収集運搬施設、清掃工場、不燃ごみ処理施設等の目的の他には利用出来ない事になっている。

尾竹橋施設での不燃ごみの搬送終了後は、「施設の維持コストについて」に記載の通り年1～2回程度のリサイクル事業やごみ組成調査の使用のみである。利用制限がある事から、施設の利用方法も制限されるが、現在の利用方法のみでは施設が有効利用されているとは言い難い。

平成12年4月から20年間の用途指定は、平成32年3月末まで利用が制限される事となり、施設の有効活用の面から好ましくないと考えられる。

「土地、建物、工作物及び立木譲与契約書」を確認したが、第5条（用途の

変更等)として、「乙(荒川区)は、前条に定める用途を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ書面による甲(東京都)の承認を受けなければならない。」と記載されている。可能であれば、東京都と施設の利用制限の解除や緩和について協議し、有効活用に資するよう対処すべきと考えられる。

③ ホッパー棟の廃棄コスト

不燃ごみの船舶への搬入の為の船着き場であるホッパー棟は、平成12年4月に東京都から譲渡されたが、阪神大震災を受けての補強等の為、現在のホッパー棟は平成15年3月に移設され完成した。取得価格は64,708千円である。

現在ホッパー棟は使用されておらず、今後も不燃ごみの船舶での運搬が終了した現状では使用される事はないと考えられる。

将来において、尾竹橋施設が有効活用される際には、ホッパー棟の除却コストが発生すると考えられるが、設備として大がかりな建造物であり、除却にあたっては、陸からの作業だけでなく、川からの作業も必要になると考えられる為、除却については相当額の支出が見込まれると考えられる。

尾竹橋施設の有効利用の方法やその時期にも関連するが、除却の際は、発生する除却コストについて考慮が必要である。

(2) 南千住清掃車車庫について

南千住清掃車車庫は平成12年4月に東京都から荒川区に清掃事業が移管される際に、清掃車の車庫、洗浄、点検場及び管理棟として平成12年2月に建設された。敷地面積は1,900㎡、建物は3階建て延べ床面積1,118㎡である。

建設当初は清掃車12台を保有し、人員数は24名(平成13年度)在籍していたが、直接保有の清掃車を減少させ雇上への変更や、直接雇用職員の採用中止に伴い、現在は清掃車6台(稼働4台、予備2台)、広報車1台、連絡車1台が保有され、人員数12名(管理2名、整備2名、運転手8名)となっている。

南千住清掃車車庫の維持管理費等の内容を確認したが、以下の点について、問題や今後の課題が考えられる。

① 施設の維持コストについて

南千住清掃車車庫について、施設の維持コストが以下の通り発生している。

「平成22年度 歳出決算資料」より

(単位：円)

支出内容	金額	内容
光熱水費	3,585,714	主に施設の電気、水道料金
家屋等修繕費他	1,423,164	空調、排水施設等の修繕
電話料他	192,530	
清掃委託	607,971	
保守委託	3,100,776	排水処理施設、昇降機、油圧リフト等保守
その他委託費	556,594	
ファクシミリ賃借料	98,280	
合計	9,565,029	

上記の南千住清掃車車庫の概要に記載の通り、過去においては清掃車が12台保有され、清掃車車庫の施設としては十分に稼働していたと考えられるが、現在は常時稼働している清掃車は4台のみであり、当初想定していた清掃車保有台数から大幅に清掃車が減少している。移管時は14台体制であったが、その後、運転職員の退職に伴い、稼働台数も減少した。移管当初、車両を整備する車庫を各区で整備することが移管の条件であり、また、直営車(架装がある特殊自動車)の日常点検・整備のための必要な施設でもあるが、長期的には施設のあり方を検討すべきと考えられる。

清掃車の保有台数が減ったとしても、維持管理コストが比例して減少する事は無く、施設の規模に応じたコストが発生しており、清掃車4台稼働のための車庫、点検場及び清掃員の休憩所としては施設に多額なコストが発生していると考えられる。

出来る限りコストの削減に取り組む必要があると同時に、将来的には車庫のあり方も含め、検討すべきと考えられる。

清掃事業以外の利用は、選挙の投票所として利用されているのみであり、特段の利用は現在ないが、事務所建物は築11年程度であり、会議室等も広く、他の利用目的にも有効活用出来ると考えられる。

② 保守契約について

南千住清掃車車庫に係る保守契約を確認したが、次の 2 つの保守契約の方法について問題があると考えられる。

保守契約に係る主な規程は、以下の通りである。

(荒川区契約事務取扱基準：抜粋要約)

・単数見積

第 2 条 見積書の徴収

随意契約において、見積競争を行うことなく、1 人から見積書を聴取して締結することができる契約は、次の通りとする。ただし、③の場合は、文書により、その理由を明らかにしなければならない。

- ① 予定価格が 10 万円以下の契約
- ② 予定価格が 30 万円以下の物品修繕、建物及び工作物の小破修理
- ③ 1 つの会社を特定して契約とする合理的な理由があるとき（特命による随意契約）

・機種及び業者選定委員会への付議

第 10 条 部選定委員会への付議

次に掲げる事項については、部選定委員会の了解を得なければならない。

- ① 特定の製品や機種を指定する場合
- ② 契約の相手方を指定する場合（経理課契約又は 30 万円以上の主管課契約）
- ③ 主管課で 30 万円以上の契約を行う場合の見積競争または競争入札の参加業者を選定する場合
- ④ 経理課契約のうち、主管課において、入札参加者として推薦する業者を選定する場合

・随意契約できる金額の基準

別表第 1（第 2 条関係）

主管課で処理出来る契約：50 万円を超え無い場合のその他の契約（業務委託契約等）

・昇降機保守点検について

エレベータの保守点検で年間 7 3 0 千円の保守料が発生しているが、「契約方法決定書」を確認したところ、契約方法としては、別紙「理由書」のとおりに特命による随意契約とすとなっていた。

別紙の「相手方指定理由書」を確認したところ、以下の通りであった。

(抜粋)「エレベータは、利用者の生命に関わる重要な設備であり、～本件相手先は、当該昇降機の製造元であり、同業他社と比較して機器の性能や構造を熟知していることから、保守管理についても特に適していると思われる。については、昇降機の使用にあたっては特に安全性を確保する必要性があり、上記の理由から本件相手先を指定するものである。」

南千住清掃車庫のエレベータを確認したが、特殊なエレベータでなく、通常見かけるエレベータであった。確かに製造元が機器の性質・構造を熟知しているとしても、保守に関しては製造元以外の業者に保守管理している例は多々ある為、「理由書」記載の内容をもって1つの会社を指定して契約する「特命による随意契約」とするには理由として十分でないと考えられる。

また平成17年度第19回環境清掃部機種・業者選定委員会の案件を確認したが、当該保守契約の相手方指定について決議されておりルールに基づいた契約ではあるが、本来ならば500千円以上の年間保守契約については競争入札によるべきものであり、「理由書」記載の内容をもって、競争入札あるいは複数社からの見積書入手による見積競争を行う事なく1社による特命による随意契約とするのは問題があると考えられる。

契約価格面や契約の透明性の確保の点からも出来る限り競争入札とすべきと考えられる。

・洗車排水処理施設保守点検について

洗車排水処理施設保守点検は年間1,025千円の保守料が発生しているが、「契約方法決定書」を確認したところ、契約方法としては、見積競争による随意契約となっている。

平成17年度第18回環境清掃部機種・業者選定委員会の案件(本文の内容は保存期間5年を経過している為に廃棄)を確認したところ、当該保守契約について見積競争の参加業者の選定が決議されておりルールに基づいた契約であるが、「昇降機保守点検について」の指摘と同様、本来ならば50万円以上の年間保守契約については競争入札によるべきものであるが、競争入札でなく見積競争による随意契約となっている。

業者選定委員会へ付議した本文を確認出来なかった為、見積競争による随意契約とした経緯は不明であるが、複数の相手先から見積書を手入れし価格の比較を行っているとは言えるが、契約の透明性の確保の為にも出来る限り競争入札とすべきと考えられる。

8-2 備品の管理について

清掃事務所の各施設で所有している備品について管理状況、現物の実在性、取得手続き等について確認した。

固定資産の管理は、過去においては手書き台帳（又はエクセル等）で管理していたが、備品については平成16年4月にシステム管理に移行後、平成22年7月から導入された「財務会計システム」稼働時に「備品管理システム」に引き継がれた。

（土地・建物については、「財務会計システム」導入時に「公有財産システム」に手書き台帳から移行しシステム管理となった。立木・工作物等については、システム管理へ移管されておらず、手書き台帳（又はエクセル等）で管理を行っている。）

固定資産に係る主な規程は以下の通りである。

< 荒川区物品管理規則 >

（購入等に伴う受入れ）

第14条 出納通知者は、物品の購入又は製造の請負に係る契約の決定通知書を受けたときは、物品受入通知書を出納機関に送付しなければならない。

2 出納機関は、物品の納入があったときは、物品受入通知書の内容に適合しているか否かを確認して、物品受領書と引換に当該物品を受入れなければならない。

（保管の原則）

第19条 物品は、区において、良好な状態が常に供用又は処分することができるように保管しておかなければならない。

（不用品の廃棄）

第31条 出納機関は、その保管している不用品のうち、前条第1項各号のいずれかに該当するものがあるときは、適宜とりまとめ、不用品廃棄処分調書を作成し、焼却又は廃却をしなければならない。

< 荒川区公有財産管理規則 >

（注意義務）

第3条 財産の管理について、常に最善の注意を払い、経済的かつ効果

的に利用されるようにしなければならない。

(職員の注意義務)

第 43 条 財産保管責任者及び財産管理事務に従事する職員は、特に、次に掲げる事項について注意しなければならない。

- (1) 財産の使用目的が適当であるかどうか。
- (2) 財産の維持、保存上不完全な点がないかどうか。
- (3) 台帳及び附属図面と符合するか。
- (4) 財産の増減は、その証拠書類と符合するかどうか。

また備品については年 2 回、管理部経理課が各課に対して、「公有財産現在額報告書」作成の為に、財産別の増減の内容を報告する「増減表」や、資産を所管別に一覧化した「個別表」の回答を依頼している。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

(1) 清掃事務所及び清掃リサイクル課の備品について「供用備品一覧表」をもとに、サンプルで現物を確認したところ、以下の問題点があった。

① 「供用備品一覧表」に記載があるが、現物の存在が確認出来ないものが、以下の通りあった。

・ 清掃事務所（荒川清掃事務所）

備品番号	品名・規格	取得価格（円）	設置場所等
27338	空気洗浄機（日立 VDP-10PT3）	370,800	旧館 4 階会議室

・ 清掃事務所（南千住清掃車庫）

備品番号	品名・規格	取得価格（円）	設置場所等
27557	クリーナー	131,250	—

・ 清掃リサイクル課

備品番号	品名・規格	取得価格（円）	設置場所等
12432	プリンター（キャノン LBP880）	137,550	—
12433	プリンター（キャノン LBP880）	137,550	—
12434	パソコン（PC9821, F166/D20）	297,675	—

上記の備品については、既に廃棄済みと考えられるが、廃棄時に「備品異動・決定通知書」が提出しておらず、「供用備品一覧表」に記載のままとなっている。現物が確認出来なかった備品は一般家庭で使用出来るものであり、盗難の可能性も否定できない。廃棄時には「備品異動・決定通知書」の提出を徹底するとともに、適切な現物管理が望まれる。

- ② 「供用備品一覧表」に記載がないが現物が存在するもの、又は記載内容と現物が整合しないものが、以下の通りあった。(貼付シールが貼られていない備品含む)

(荒川清掃事務所)

備品番号	品名・規格	取得価格(円)	設置場所
27377	冷蔵庫 ナショナル NR-B22RI-W	75,000	—
112945	カラーテレビ(29型サンヨー)	73,400	旧館4階

「供用備品一覧表」に記載のある冷蔵庫については設置場所の記載が無く現物を確認出来無かった。また、新館2階に「供用備品一覧表」に記載のものとメーカー・規格が異なる冷蔵庫があったが、現物に備品管理の貼付シールが貼られていなかった。担当者に確認したところ「供用備品一覧表」に記載のある冷蔵庫については廃棄済みと考えられ、現物のある冷蔵庫については、職員の持ち込みか、あるいは尾竹橋施設閉所により移動したか不明との事である。

カラーテレビ(29型サンヨー)は同メーカーのテレビが設置場所になく、パナソニックのテレビがあった。

担当者に確認したところ「供用備品一覧表」に記載のあるテレビは既に廃棄済みで、現物のテレビは職員の持ち込みであると思われるとの事であった。

(南千住清掃車庫)

備品番号	品名・規格	取得価格(円)	設置場所
27595~27598	電気洗濯兼脱水機(4台)	270,900	洗濯室

電気洗濯機であるが、「供用備品一覧表」には4台の記載があり、現物を確認したところ4台あったが、うち3台については、備品管理の貼付シールがなく、品名・規格も「供用備品一覧表」の記載内容と異なっていた。

担当者に確認したところ2台は職員が自前で持ちこんだものであり、1台

は尾竹橋施設の閉所時に移動されたものであるとの事であった。

以上の通り職員が持ち込んだ備品の受入処理がなされていない事、尾竹橋施設閉所時に異動した備品の管理が適切に出来ていない事、備品管理シールが貼付されていない事、備品の廃棄又は異動の際に「備品異動・決定通知書」が提出されていない事等の為、「供用備品一覧表」に現物のない備品が記載されたままになっていたり、記載内容と異なる現物が存在する結果となっている。

結局のところ備品の受払い管理が適切に実施されていない事が問題であり、適切な受払管理の実施が必要である。

③ 「供用備品一覧表」と現物の照合が困難あるいは確認出来ないものがあった。概要は以下の通りである。

清掃リサイクル課の備品の現物に貼付してあるシールを確認したところ、シールの記載は所属・所在・取得日・品番であるが、「供用備品一覧表」の備品番号と一致しない為、備品の現物と「供用備品一覧表」の照合が困難なものが一部あった。

「供用備品一覧表」に付されている備品番号は連番をふっているだけで、現物に貼付してあるシールの番号と整合性が全くない。

また荒川清掃事務所の中で、清掃事務所と清掃リサイクル課で共通して使用している休憩室や更衣室のロッカーについて、清掃事務所と清掃リサイクル課のどちらの備品か管理シールが貼付されていない事等により現物の確認が明確に出来ないものが一部あった。

備品管理において現物の存在を明確にする為や、備品の台帳と現物を照合する為にも、備品の貼付シールと管理台帳である「供用備品一覧表」の管理番号・品名・規格等を整合させる事は重要であり、また共用の部屋については、備品の混同の無いようにする為にも現物と「供用備品一覧表」の整合性の確保の徹底は重要である。

④ 南千住清掃車庫で使用頻度が低い備品が、以下の通りあった。

備品番号	品名・規格	取得価格（円）	設置場所等
27561	ワイヤレスマイクロホン	136,920	会議室
27563～27564	映写幕	202,300	会議室
27566	ビデオプロジェクター	397,740	会議室
27593～27594	ベッド（収納ベット）2台	630,000	休養室

前記の備品については比較的高額であるが、担当者に確認したところ、使用頻度が低いとの事である。

AV 機器等については、一概には言えないが、ライフサイクルが短く同様の機能を備えた機器について現在安価に購入出来ると考えられる。

また、収納ベッドについては2台あるが、職員の体調不良時に使用することを想定して購入したものであり、普段は使用されていない。また、埋め込み式のため、他への転用も難しいと考えられる。

高額備品については、購入の際に使用頻度や備品の特徴も踏まえた検討が必要であると考えられる。

⑤ 固定資産の実査が定期的実施されていない。

清掃事務所及び清掃リサイクル課について固定資産の現物実査の状況を確認したところ、年2回、管理部経理課に対して「公有財産現在額報告書」作成の為に、財産別の増減の内容を報告する「増減表」や、資産を所管別に一覧化した「個別表」を作成する際に、異動のあった資産について現物の有無を確認する程度で、備品の網羅的な状況や個々の実在性を確認する為の備品の実査は実施していないとの事であった。

不明固定資産の状況を鑑みると、固定資産の実査の必要性は高いと考えられる。定期的な備品の実査が望まれる。

実査の際は現物の有無の確認だけでなく、設置場所の異動の確認や不要な備品の有無についても確認する必要がある。

上記の通り、各施設で備品の管理に多くの問題点や不備が見受けられた。今回の監査はあくまで、サンプルで備品を抽出した結果を受けてのものである。時間的制約等により各施設の備品の管理を網羅的に把握する事は困難であった。

今後の対応としては、各施設の備品全件についての実態を確認し、備品の

台帳である「供用備品一覧表」を整理し、備品の内容、数量、設置場所、状態等を把握し、適切な管理を実施する事が必要である。

また備品の有効利用の面からも、必要又は不必要な備品、廃棄すべき備品等を把握する事で今後の支出の削減や資産の有効活用に資すると考えられる。

(2) 清掃リサイクル課の空き缶プレス機の貸与について

清掃リサイクル課で所有している主な備品として空き缶プレス機が62台所有され、各町会に貸し出されている。貸出した空き缶プレス機については、貸出先等について台帳管理されているが、貸出先である各町会から貸し出した後、「更新書」等を書面で入手していない。

清掃リサイクル課では町会から「更新の書類」の入手を検討しているとの事であるが、空き缶プレス機は1台30万円以上と高価であり、長期にわたって貸出すものである事から、所在不明となる可能性もあるので、貸与先を明確にする為にも「更新書」の入手が望まれる。

(3) 固定資産の廃棄手続について

備品廃棄については備品をサンプルで調査した結果、備品廃棄時に「備品異動決定・通知書」等により適切な廃棄手続がとられず、現物のみが廃棄されている可能性が高いものが散見された。

備品を廃棄する際は書面として「備品異動決定・通知書」の提出、「供用備品一覧表」からの削除を確実にを行う必要がある。

9. 作業委託関係について

荒川区の清掃事務所では、事業系等の資源（びん・缶・古紙等）の回収・運搬業務、ペットボトルの店頭回収運搬業務、粗大ごみの申告受付・収集業務委託、廃棄物手数料の徴収事務委託以外に、色々な作業委託を行っている。

- イ、作業服クリーニング
- ロ、不法投棄処分
- ハ、動物死体処分
- ニ、スプレー缶等破碎処理装置の賃貸借

＝ 監査の結果及び意見 ＝

（1）不法投棄処分作業について

業者からの平成22年12月分請求書の「廃家電運搬・リサイクル料金明細書」と区保管の「家電リサイクル券①排出者控」を照合した結果、本来一致すべき、製造業者名の相違しているものが1件あった。

業務委託契約書の仕様書6において、提出書類として、「業務終了後、指定引取場所が交付する家電リサイクル券「小売業者回付片」の写しを完了届に貼付すること」となっているにもかかわらず、入手していなかった。履行確認業務の大事な業務のひとつであり問題である。なお、平成23年度より入手するよう改善していた。

（2）長期継続契約の対象範囲の再検討について

安心カンカン（使い捨てライター・スプレー缶等破碎処理装置）については、平成22年5月の導入時より単年度の契約による賃貸借契約を締結している。

しかし、実際は、安心カンカンのような特殊な専用装置は、単年度で賃貸借が終了されるとは想定しておらず、両当事者においても通常複数年数による賃貸借を想定しており、基本的にこれに基づいて賃貸借料を設定している。

しかるに、このような場合にも、区の条例によると当該賃貸借は長期継続契約の対象となる賃貸借に該当しないとされ、実態とかけ離れた単年度契約による契約となっている。

安心カンカンのような専用装置は他者へ賃貸借することは難しく、賃貸する側の法的安定性の面からも、契約上、物品リース契約に基づく、債務負担行為により長期の継続契約として対応することが望ましいと考えられる。

なお、単年度契約による契約内容の無駄が生じる可能性について、仕様書の5(3)②に「破碎刃部品代・交換費用1回分」とあるが、質問したところ、本来通常の使用であれば複数年数(5年程度)の耐久性のあるものとのことであるが、単年度の契約のため、契約ごとに1回分を織り込んでいた。

(3) スプレー缶等破碎処理作業日報の保管について

平成23年度においては、「スプレー缶等破碎処理機作業日報」を保管していたが、平成22年度分は保管されていなかった。

文書保存規程上は5年保存であり、17年度文書は23年度末に廃棄すべきであったが、誤って22年度末に廃棄してしまっていた。

作成書類については、文書保存規程に基づき正確に管理すべきであり、現状の作成書類を点検し、全般的な文書保存規程の整備を行うことが望ましいと考える。

10. 人件費について

○ 臨時職員の雇用について

荒川清掃事務所においては、ごみの収集作業に従事する正規職員を補完するため、臨時職員を雇用している。平成22年度においては清掃事業費で延べ35名を雇用し、51,475,200円の賃金を支給している。また、これ以外に総務費で延べ4名を雇用し、1,344,000円の賃金を支給している。

荒川区においては、『荒川区臨時職員取扱要綱』において、「雇用期間は、月を単位として3月以内、1月の要勤務日数を20日以内で定める。」としており、契約時点において1月の勤務日数を雇用者との間で約することとしている。また、臨時職員の雇用期間は原則3ヶ月以内であり、契約の更新をした場合であっても最長6ヶ月が限度とされているが、清掃事業においては、特例として最長12ヶ月の雇用が認められている。平成22年度において雇用された臨時職員の雇用期間別に集計すると下表のとおりである。

なお、清掃業務に従事する臨時職員の賃金は日額9,600円であり、月に18日～20日の勤務日数を約している者が多い。

【臨時雇用職員の雇用期間別集計】

雇用期間（月）	雇用者数（人）			割合
	清掃事業費	総務費	合計	
12	15	0	15	38.5%
11	5	0	5	12.8%
10	0	0	0	0.0%
9	1	0	1	2.6%
8	1	0	1	2.6%
7	0	0	0	0.0%
6	2	0	2	5.1%
5	0	0	0	0.0%
4	1	0	1	2.6%
3	8	0	8	20.5%
2	2	4	6	15.4%
1	0	0	0	0.0%
合計	35	4	39	100.0%

荒川区臨時職員取扱要綱

第4条 雇用期間は、月を単位として3月以内、1月の要勤務日数を20日以内で定める。ただし、会計年度をまたがって定めることはできない。

2 業務上必要な場合は、一会計年度内の雇用期間が通算して6月を超えな

い範囲内で更新することができるが、再度更新することができない。

- 3 3月中に雇用実績のある者は、引き続く4月には雇用できない。
- 4 所属長は、やむを得ない特別の理由のため、前3項の基準により雇用することが困難である場合は、管理部職員課長（以下、「職員課長」という。）に協議のうえ、特例として必要な雇用期間を定めることができる。この場合において、雇用期間は継続して12月を超えることはできない。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

（1）計画に基づいた臨時職員の雇用について

本来、ごみの収集作業やふれあい指導等の作業には作業系の正規職員が従事しているが、それだけでは作業計画上必要な人員が確保できないため、それ以外に、再任用職員、再雇用職員及び臨時職員を雇用している。このうち、臨時職員は、主に収集作業における正規職員のシフトの補完を主目的としている。

荒川清掃事務所における臨時職員は、内規上の上限である12ヶ月を期間とし、かつ毎月18～20日程度の出勤を約した契約にて雇用している者が多いため、実質的に、常勤としての雇用に近い。

平成22年度における臨時職員の賃金支給簿より支給額を抽出し、賃金単価（9,600円/日）で割ることにより、賃金支給対象日数（出勤日数）を算出すると下表のとおりである。年間で延べ5,502日の臨時職員を雇用している。

【臨時職員の賃金支給額及び支給対象日数の推移】

区分	H22.4	H22.5	H22.6	H22.7	H22.8	H22.9	H22.10	H22.11	H22.12	H23.1	H23.2	H23.3	合計
清掃事業費													
賃金支給額 (A)：千円	2,880	3,696	3,802	4,474	5,606	5,242	3,974	4,243	4,147	3,869	4,762	4,781	51,475
賃金単価 (B)：円	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
支給対象日数 (A) / (B)	300	385	396	466	584	546	414	442	432	403	496	498	5,362
総務費													
賃金支給額 (A)：千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	691	653	1,344
賃金単価 (B)：円	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
支給対象日数 (A) / (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	68	140
合計													
賃金支給額 (A)：千円	2,880	3,696	3,802	4,474	5,606	5,242	3,974	4,243	4,147	3,869	5,453	5,434	52,819
賃金単価 (B)：円	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
支給対象日数 (A) / (B)	300	385	396	466	584	546	414	442	432	403	568	566	5,502

月によって、支給対象日数（出勤日数）に増減があるが、これを臨時職員の年間平均出勤日数との割合で示すと下表のとおりである。年間平均出勤日数を超過しているのは、7～9月と2～3月であり、特に、7～9月は正規職員の夏季休暇との関係があるものと考えられる。

【年間平均に対する割合：支給対象日 年間平均】

区分	H22.4	H22.5	H22.6	H22.7	H22.8	H22.9	H22.10	H22.11	H22.12	H23.1	H23.2	H23.3	年間平均
清掃事業費	67.1%	86.2%	88.6%	104.3%	130.7%	122.2%	92.7%	98.9%	96.7%	90.2%	111.0%	111.5%	446.8
合計	65.4%	84.0%	86.4%	101.6%	127.4%	119.1%	90.3%	96.4%	94.2%	87.9%	123.9%	123.4%	458.5

(注) 年間平均に対する割合は、各月の支給対象日数を年間平均日数で割ったもの。
合計は、清掃事業費分と総務費分との合計。

比較のため、平成22年度における実際のごみ収集量の推移について、その量と年間平均ごみ収集量との割合を示すと下表のとおりである。ごみ量が多いのは、5～7月、12月及び3月であり、最もごみ収集量の多い12月には逆に臨時職員の配置は少ない。臨時職員の雇用は、職員の死亡・退職補充、病休対応等にも影響されることから、必ずしもごみの収集量とはリンクしていない。

【毎月のごみ量と年間平均に対する割合】

区分	H22.4	H22.5	H22.6	H22.7	H22.8	H22.9	H22.10	H22.11	H22.12	H23.1	H23.2	H23.3	年間平均
ごみ収集量 (t)	3,956	4,194	4,043	4,107	3,784	3,755	3,849	3,951	4,421	3,882	3,401	4,192	3,961
割合	99.9%	105.9%	102.1%	103.7%	95.5%	94.8%	97.2%	99.7%	111.6%	98.0%	85.9%	105.8%	-

(注) 年間平均に対する割合は、各月の支給対象日数を年間平均日数で割ったもの。
ごみ収集量は、東京二十三区清掃一部事務組合『清掃事業年報』より。許可事業者による持込ごみ量は含まない。

一方、荒川清掃事務所においては、『一般廃棄物処理実施計画』において見込んだごみ収集量を基礎として作業計画上必要な人員数を算定しているが、これによれば、平成22年度において臨時職員の雇用で賄うべき人員数は14名と積算されている。1ヶ月を25日出勤とした場合、1ヶ月で延べ350日、年間で延べ4,200日の出勤を想定しているものと言える。しかし、実際の支給対象日数（出勤日数）は延べ5,502日と1,302日（31.0%）分の超過であり、金額換算すると、12,499,200円（(5,502日-4,200日）×9,600円）の差異である。

区分	数値
作業計画上の所要人員数（人） （A）	14
年間所要出勤日数（日） （A）×25日×12ヶ月	4,200
実績出勤日数（日）	5,502
対作業計画割合	131.0%

(注) 対作業計画割合は、実績出勤日数を年間所要出勤日数で割ったもの。

そもそも、『一般廃棄物処理実施計画』において見込む収集量は、ピーク時のごみ量を踏まえた数量であり、年間のごみ量に対しては一定の余裕を持ったものである。平成22年度の実際のごみ収集量は、ごみ量全体で21.3%の余裕がある水準で設定されている。平成22年度においては、一定の余裕をもった計画に基づき積算した所要人員数よりも、3割程度過大な臨時職員を雇用している。

今後、作業計画等に基づいた適正な人員配置を行うことが望ましい。

【実施計画上のごみ量と実績量との比較】

区分	一般廃棄物処理 実施計画	実績量	余裕量	余裕率
可燃ごみ	54,525	43,441	11,084	20.3%
不燃ごみ	4,596	2,485	2,111	45.9%
粗大ごみ	625	1,106	-481	-77.0%
合計	59,746	47,032	12,714	21.3%

(注) 余裕量は、計画値から実績量を差し引いた量。

余裕率は余裕量の計画値に対する割合。

(2) ごみパトロールの実施ルールの特化について

平成23年1月には、臨時職員に余剰が生じているとして、臨時職員を優先的に収集作業に従事させるため、正規職員を収集作業からはずす措置を取っており、実際、日々の『職員配置表』上、平成23年3月においては、正規職員が収集作業をはずれている日が多々ある。

例えば、3月1日～3月5日においては、2日に6名、3日に4名、5日に6名の正規職員が収集作業をはずれているが、いずれもパトロール等の作業に従事したとのことである。確かに、集積所のパトロールについても一定の意義を有するものであるが、当該パトロールは計画的に実施されているものではなく、その結果は、問題があった場合に作成される『調査票』のみが残る形態である。

今後、類似のパトロールを実施にあたっては、対象地区及び対象時期を事前に設定するとともに、実施後においては、実施日時、実施者、現場の状況等を記載した日報等を作成する等し、重点パトロール対象地域の絞り込み等の基礎情報として生かせるよう検討することが望ましい。

1 1 . 現金・郵券管理について

1 1 - 1 現金について

荒川清掃事務所ではごみ処理券の販売や動物死体処理手数料の収受のため、平成23年4月1日より釣銭20,000円を保管するようになった。したがって、平成23年3月31日現在は釣銭を有していない。

釣銭を動かした際は管理係が20,000円あることを確認しており、月末に会計管理課に金種表を提出する時には管理係長がチェックを行っている。

清掃リサイクル課は現金の取扱いは無い。

釣銭や郵券については、夜間は金庫に保管している。担当者によれば、金庫は鍵のみで管理しており、管理係はローテーションで休日対応を行っているため全員鍵の場所を知っているとのことであり、現在までに現金事故は発生していないとのことである。

荒川清掃事務所で入金を受けるのは、区民や区内の会社のごみ処理券、動物死体手数料、一般廃棄物処理手数料等の支払いのため直接事務所に来所した場合及びふれあい指導において販売した場合である。入金を受けたものについては、管理係が毎営業日の午後郵便局へ入金に行っている。郵便局に行った後入金を受けたものについては夜間は金庫に保管し、翌営業日に郵便局へ入金に行っている。

= 監査の結果及び意見 =

(1) 往査日の現金実査

荒川清掃事務所に往査に伺った平成23年8月24日に釣銭の実査を行ったところ、20,000円あることを確認した。

(2) 平成23年3月31日残高の妥当性

平成23年3月31日の収納金日報によれば翌日振込分はなく、釣銭も平成23年4月1日より持つようになったことから、平成23年3月31日時点の現金残高はゼロである。

(3) 歳入調定書類との突合

清掃事務所で現金入金を受ける項目について、平成22年度歳入額が歳入調定書、収納金日報、領収証書と一致することを確認した。

① ごみ処理手数料（清掃事務所分）

ごみ処理手数料（清掃事務所分）には、清掃事務所での入金分のほか、役所内の部署でまとめて購入する場合があります、支出振替が行われる。

項目	歳入額
清掃事務所入金分	561,528 円
荒川区各課ごみ処理券購入分	11,579,280 円
合計	12,140,808 円

荒川区各課ごみ処理券購入分については、上記書類及び受領書と一致することを確認したところ、1件のみ、平成23年1月26日に障害者福祉課より依頼された事業系有料ごみ処理券購入内訳書の受領サイン欄に受領日付の記載が漏れていた。特に年度末の場合には当年度の歳入となるのか来年度の歳入となるのかの重要な根拠となるため、受領日付についても先方に記載してもらうようにすべきである。

② 一般廃棄物処理手数料（過年度）

平成18年7月からはごみ処理券で対応しているため、新たな未納は発生しないが、平成18年6月以前発生分について、2件延滞となっている。平成22年度の入金状況及び平成22年度末債権残高は以下のとおりである。

	債務者 A	債務者 B	合計
平成21年度末債権残高	249,375	159,885	409,260
平成22年度入金額	146,775	8,500	155,275
平成22年度末債権残高	102,600	151,385	253,985

担当者によれば、経営不振を理由に滞納中で、電話等にて催促しているとのことであり、平成22年度も一部入金がされている状況である。今後も継続して回収管理を行っていく必要がある。

1 1 - 2 郵券管理について

荒川清掃事務所では郵券の管理について、端数のシート（未使用のシートは別に袋の中に入れておいてある）と郵便切手使用簿を置いておき、使用者は使用した枚数を郵便切手使用簿に記入している。

最も使用する枚数が多いのは3ヶ月に1回実績報告書返信用封筒用にごみ処理券取扱所の委託業者へ郵送する時で、約400枚ほどの80円切手を使用されている。

担当者によれば、80円切手を最も使用しており、年数回（郵券受払簿を閲覧したところ3月に購入している金額が多い）購入しているとのことである。また、120円切手、20円切手、10円切手は1年に1回80円切手を購入した時にまとめて購入しているとのことである。

月末になると担当者は、郵便切手使用簿をもとに郵券受払簿を作成し、月末時点での在庫枚数を確認し、郵券受払簿の残高と一致していることを確認している。また、管理係長が再度枚数と残高を確認し、郵券受払簿に押印している。

夜間は、現金と同様金庫に入れて保管している。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

（1）往査日の郵券実査

荒川清掃事務所に往査に伺った平成23年8月24日に郵券実査を行ったところ、実査時点の枚数は以下のとおりであり、実査枚数と郵券受払簿の残高が一致した。

	枚数	金額
120円切手	434	52,080
80円切手	173	13,840
20円切手	543	10,860
10円切手	669	6,690
50円はがき	36	1,800
合計	—	85,270

(2) 郵券切手使用簿と郵券受払簿との突合

郵券受払簿が正しく作成されているかを確認するため、平成23年7、8月の郵券受払簿と郵便切手使用簿との突合を行ったところ、以下の2件について、郵券受払簿と郵便切手使用簿の使用枚数が異なっていた。

	郵券受払簿	郵便切手使用簿	差異
平成23年7月1日10円切手	0	1	▲1
平成23年8月10日80円切手	2	3	▲1

使用枚数が異なっている理由について、担当者に質問したところ、時間も経っていて分からないとのことであった。

また、郵券受払簿及び郵便切手使用簿を閲覧したところ、平成23年7月26日に実績報告書返信用封筒用に80円切手を400枚使用しているが、担当者によれば発送しているのは90数件（1件当たり4枚使用することになる）であり、残りは別の用途に使用したとのことであった。さらに、平成23年1月分の郵券受払簿でも、摘要欄に@80円×105枚×3ヶ月とあるが、使用枚数は300枚となっており、摘要欄の記載が誤っている。

使用枚数が不一致である一方、実査日時点の残高は一致しているため、いずれの書類に記載ミス、不正使用等の可能性が考えられる。

今後は、次のような対応が望まれる。

- ① 使用簿に使用目的、使用枚数を正しく記入することを徹底していく必要がある。
- ② 月末の実査の際、使用簿との突合を実施し、不一致分については使用者に確認する必要がある。
- ③ 郵券受払簿の作成は二度手間であるため、郵便切手使用簿で購入枚数・残数管理も行っていき、記入漏れや記入ミスがないように、実査の機会を多くする。

(3) 平成23年3月31日残高の妥当性

平成23年3月31日残高について郵券受払簿を通査するとともに、前期末残高と当期末残高を比較して、異常な増減がないかどうかを確認したところ、現状は一年程度の在庫がある状況であった。特に異常な状況ではないと考えられるが、多少予算を減らしていくことも一考である。

1 2 . 廃棄物手数料（ごみ処理券）の管理について

荒川区は区民及び事業者の利便性を考慮して、取扱所を定め、取扱所において廃棄物処理手数料の徴収事務を行う者に徴収事務を委託する。

徴収事務とは荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第35条第1項又は第2項に規定する廃棄物処理手数料を受領し、これと引換えに廃棄物処理手数料を納付した者にごみ処理券を交付し、徴収した廃棄物手数料を定められた期日までに荒川区に納付する業務である。

- | | |
|---------|--|
| 1 ごみ処理券 | 有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券をいう。 |
| 2 取 扱 所 | 荒川区は荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第32条に規定する廃棄物処理手数料の徴収の事務を受けた者がその業務を行う場所 |

＝ 監査の結果及び意見 ＝

(1) ごみ処理券の廃棄及び在庫管理について

ごみ処理券委託契約を解消した場合や使用する見込みの無くなった場合（移転、誤って購入等）に、回収したごみ券は販売店や利用者の名称が既に記載されているので再利用ができない。穴を開けて処分している。

通常のごみ処理券の回収に当っては資金の動きは無い。何故なら、取扱所がごみ処理券をお客に売却した際に、荒川区と取扱所間で精算される性質のものであり、取扱所に残っているごみ処理券は単なる預かり品に過ぎない。

荒川区ごみ処理券を大量に購入していた事業者が区外に移転、廃業等のため不要になった場合に、申し出があれば買い戻している。清掃事務所に持込まれたごみ処理券の現物を引取って返金する。返金の手続きは、事業者が「廃棄物処理手数料還付請求書」を作成し、支払手続きが完了するまでを、サンプル抽出して確認した結果、問題は見られなかった。

これらの回収したごみ処理券は再販売できないので、廃棄することになる。ごみ処理券の廃棄手続きや在庫管理が徹底している状況とは思えなかった。

ごみ処理券が金券であることを考慮すると、廃棄処理した際になんらかの

手続きが必要とも考えられる。

ただ、荒川区のみで使用されるごみ処理券なので、不法に換金、使用されるリスクは余り大きいとは言えない面がある。

1 3 . 安全衛生管理について

(1) 労働安全衛生計画

荒川清掃事務所では、人命尊重及び安全第一を基本理念として、職員の安全確保と健康の保持増進を図ることを目的に、毎年、安全衛生管理計画を立て実行している。平成22年度においては、安全衛生委員会が毎月年12回開催され、問題点が話し合われている。

災害の防止については、安全作業手順の遵守と保護具の完全着用、交通安全と危険場所の改善等に取り組んでいる。

健康管理については、毎朝全員で腰痛予防体操を励行することはもとより、産業医による健康診断を定期的に行っている。

(2) 労働安全衛生関係講習会等の実施状況（平成22年度）

交通安全講習会	3回
産業医による健康診断	12回
腰痛予防講習会	1回
健康管理講習会(メンタルヘルス)	1回
防災訓練	1回
バック誘導講習会	1回

(3) 被服貸与について

荒川区の被服貸与規定を入手し、サンプルで被服貸与認定該当者名簿と貸与品報告書と突合し受領・配布の手続きが適正に行われていることを確認した。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

過去の公務災害発生状況一覧表

① 公務災害

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	合 計
腰部災害	2	1		1		4
動作無理	1					1
飛来落下					2	2
挟まれ巻込れ	1	1				2
切れ擦れ刺し	1		2	3	5	11
有害薬品				1		1
交通事故	2					2
転倒転落	1	1	2	6		10
合 計	8	3	4	11	7	33

② 自動車事故発生状況、車両火災発生状況

種 別	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
自動車事故	6 (1)	1 (1)	2 (0)	8 (0)
車両火災	4 (0)	9 (4)	7 (4)	2 (0)

安全衛生管理については、定期的に健康診断、安全運転講習会等開催し、また、毎朝、朝礼で雇上車の運転者も含めて、安全運転、収集作業の訓示をしているそうだが、以上のような、公務災害、自動車事故等の発生が報告されている。

平成20年度から、燃えないごみの回収方法が変わってから、ガラスの破片などを、直接つかむことが多くなった。(以前はプラスチックが緩衝材になっていた)

平成22年度の雇上車による物損事故は合計8件である。区民からスピードの出し過ぎ、一時停止違反などの苦情も寄せられた。区ではこれを踏まえて、雇上会社に対して、文書による注意喚起や出庫前のミーティングを実施し、平成23年度は1件(24年1月現在)に減少している。

危険物の排出方法の徹底した広報や雇上運転者の安全運転に対する一層の意識改革が望まれる。

14. ふれあい指導について

平成10年4月から、事業系ごみ等について、ふれあい指導として指導班を設置し、排出指導している。

(1) 事業系ごみについて

有料シールを貼付していない事業系ごみに対しては、集積所付近を調査して、排出事業者を明らかにし、有料シールを貼付するよう指導している。

(2) 家庭ごみについて

可燃、不燃ごみを正しく分別して、決められた日に集積所に出すよう指導している。

(3) 集積所について

イ 集積所を利用する区民と直接接し、ごみの減量や分別について指導する。

ロ ごみの正しい出し方などのパンフレット配布し啓発を図る。

ハ 不法投棄の多い集積所等については、警告板を設置し、改善を図る。

ニ 古い看板等を取り替え、集積所を明確にする。

ふれあい班指導年間活動記録

活動内容		平成22年度件数
重点集積所巡回調査	排出者特定し指導	195
	不在チラシ投函	318
看板設置	集積所看板	187
	注意看板	225
集積所の新設		8
集積所の廃止	廃止件数	3
	分散ヶ所	1
集積所の移動		12
住民依頼	苦情・依頼	1,802
	排出者特定し指導	851
	不在ビラ投函	218
ルール違反ごみの処理、回収	調査	3,345
	排出者特定し指導	563
	不在ビラ投函	1,571
ごみ会議	分散に向けて	23
	廃止に向けて	10
	ごみの排出	35
不法投棄収集等		3

※① 4～7月に苦情依頼件数が多くなるのは、暑くなるので臭い、虫の発生等が原因である。4月は引越しシーズンで、ごみの集積場所やルールについて周知されていず、苦情が増える。

※② ルール違反者のごみで、名前がわかれば、排出者を特定し指導できるが、名前等の部分が削除されていると、直接指導できないので、不在ビラを投函する。その地区の者からのごみ出しと判明できない場合は、看板注意しかできず、回収せざるを得ない。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

ふれあい指導（収集班別指導月報－平成22/4～平成23/3）

個数 () 指導件数
(事業系)

年月	有料ｼｰﾙ未貼付	有料ｼｰﾙ容量不足	排出曜日違い(可燃)	排出曜日違い(不燃)	非分別・混入	排出曜日違い(資源)	粗大ごみ
22/4	(7) 98	(5) 0	(0) 3	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 6
22/5	(1) 179		(5) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(0) 0
22/6	(2) 176		(3) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
22/7	(8) 8		(0) 61	(0) 130	(2) 20	(0) 75	(0) 151 ※①
22/8	(3) 110	(0) 1	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 5
22/9	(3) 192	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 4	(0) 1	(0) 8
22/10	(0) 205	(0) 0	(0) 0	(0) 9	(0) 0	(0) 0	(0) 9
22/11	(0) 156	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 5	(0) 0	(0) 4
22/12	(0) 96	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
23/1	(0) 53	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 5
23/2	(1) 73	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
23/3	(1) 52	(1) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 0	(0) 0	(0) 16
計	(19) 1,398	(7) 2	(8) 66	(0) 142	(4) 30	(0) 76	(0) 204

(家庭系)

年月	収集困難物	排出曜日違い(可燃)	排出曜日違い(不燃)	非分別・混入	排出曜日違い(資源)	粗大ごみ
22/4		(1) 4	(12) 79	(0) 46	(0) 31	(2) 81
22/5		(0) 40	(0) 124	(6) 62	(0) 90	(0) 163
22/6		(0) 21	(0) 126	(8) 47	(0) 86	(0) 195
22/7		(0) 61	(0) 130	(2) 20	(0) 75	(0) 151
22/8		(0) 62	(1) 115	(0) 52	(0) 88	(1) 74
22/9		(0) 56	(0) 129	(0) 38	(0) 100	(0) 48
22/10		(0) 40	(0) 180	(0) 53	(0) 43	(0) 175
22/11	(0) 17	(0) 30	(0) 177	(1) 56	(0) 48	(1) 124
22/12	(0) 20	(0) 19	(0) 153	(2) 45	(0) 76	(0) 127
23/1	(0) 27	(0) 33	(0) 121	(1) 34	(0) 55	(0) 59
23/2	(0) 2	(0) 25	(0) 112	(0) 21	(0) 107	(0) 97
23/3	(0) 5	(0) 22	(0) 188	(0) 35	(0) 0	(0) 116
計	(0) 71	(1) 413	(13) 1,634	(20) 509	(0) 799	(4) 1,410

※① 家庭系ごみの数量が入っていた。
正しくは、下記の通りである。

22/7	(8) 137		(0) 2	(0) 3	(1) 0	(0) 4	(0) 0
------	---------	--	-------	-------	-------	-------	-------

ふれあい指導しても、取り残し件数が減らない理由として、以下のような事情があるとのことであった。

- ① 不燃ごみの収集が月2回になったのが、なかなか浸透しない
- ② 事業系業者は税金を支払っているのに、何故、有料シールを貼らなければならないか、わからないと言って、貼ってもらえない。

色々、ふれあい指導して、ごみの収集ルール違反や分別誤りを正しているが、ライフサイクルの異なる単身者や習慣の違う外国人等に分別ルールが守られていない。

調査対象結果を取りまとめているが、上記の月において、事業系ごみの中に家庭系ごみの数値が混入しているのに、誰も気がつかなかったのは、問題である。

調査結果をもとに、一層のふれあい指導や広報の仕方を工夫して、取り残し件数が少なくなるようにされたい。

15. ごみ組成調査等について

(1) ごみ量等の他区比較

監査対象年度は平成22年度であるが、データ入手の制約上、平成21年度のごみ量等について、東京23区の中で比較する。

家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源の収集持込量等の総合計では、荒川区は72,196tと23区の中で最も少ないごみ量となっている。家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源の廃棄物総量に占める割合を見ると、荒川区では、家庭系ごみの割合が廃棄物総量の66%を超えており、23区全体よりも9.9ポイント高い状況である。一方、事業系ごみの割合は10.5ポイント低くなっており、荒川区は相対的に家庭系ごみの割合の高い区であると言える。

【平成21年度ごみ量等】

No.	区名	人口(人)	平成21年度廃棄物量(t)							資源	総合計
			家庭系ごみ				事業系ごみ				
			可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計	持込ごみ	管路ごみ	合計		
1	荒川	202,343	44,267	2,404	1,028	47,698	12,582	0	12,582	11,916	72,196
2	千代田	45,651	17,373	844	342	18,559	73,535	0	73,535	4,332	96,426
3	中央	116,193	34,907	1,730	1,012	37,648	72,472	0	72,472	10,861	120,981
4	港	214,823	49,709	2,530	1,494	53,733	104,146	2,139	106,285	23,467	183,484
5	新宿	317,719	73,072	5,160	2,336	80,568	80,091	0	80,091	21,316	181,975
6	文京	199,718	42,283	2,436	1,360	46,079	24,785	0	24,785	14,013	84,877
7	台東	174,433	44,033	3,660	1,074	48,767	33,157	0	33,157	11,099	93,023
8	墨田	244,982	54,469	2,410	1,279	58,159	27,031	0	27,031	13,985	99,175
9	江東	458,617	89,589	4,367	2,852	96,808	48,725	1,838	50,563	32,785	180,155
10	品川	362,535	71,755	3,994	2,279	78,028	37,867	66	37,933	26,342	142,303
11	目黒	268,615	50,217	2,849	2,011	55,077	19,646	0	19,646	21,810	96,533
12	大田	683,357	136,102	5,928	3,878	145,908	65,031	0	65,031	34,203	245,142
13	世田谷	863,850	171,986	8,119	6,352	186,457	44,559	0	44,559	47,165	278,181
14	渋谷	202,880	53,988	2,981	1,111	58,081	64,238	0	64,238	13,874	136,193
15	中野	313,804	60,243	2,875	1,982	65,100	15,862	0	15,862	25,076	106,038
16	杉並	540,342	100,313	4,669	4,212	109,193	26,407	0	26,407	39,588	175,188
17	豊島	261,907	59,731	3,121	1,643	64,496	39,111	0	39,111	18,025	121,632
18	北	334,327	68,161	3,394	1,765	73,320	18,299	0	18,299	22,163	113,782
19	板橋	536,700	109,855	4,355	3,569	117,778	30,839	0	30,839	33,035	181,652
20	練馬	713,125	131,196	6,817	4,169	142,182	25,083	0	25,083	44,650	211,915
21	足立	643,996	141,025	4,834	3,714	149,573	43,855	0	43,855	27,788	221,216
22	葛飾	432,214	86,486	4,109	2,343	92,938	26,702	0	26,702	26,530	146,170
23	江戸川	671,051	131,839	5,177	4,049	141,066	40,477	0	40,477	33,532	215,075
	合計	8,803,182	1,822,598	88,763	55,853	1,967,214	974,500	4,043	978,543	557,555	3,503,312

(注) 人口は平成22年1月1日現在。

家庭系ごみの内訳及び事業系ごみの管路分については、平成21年度清掃事業年報(東京二十三区清掃一部事務組合)より。事業系ごみの持込ごみ分及び資源については、荒川区清掃審議会資料より。

なお、管路ごみは、利用者設備に貯められたごみを輸送管内の空気力で自動的に収集して清掃工場に運搬する方式であり、臨海副都心にて実施。

(注) 端数調整のため(四捨五入の関係上)合計が一致しない場合がある。

【家庭系ごみ等の割合】

区名	家庭系ごみ	事業系ごみ	資源
荒川	66.1%	17.4%	16.5%
23区合計	56.2%	27.9%	15.9%

上記のデータを区民1人1日あたりのごみ量等に換算すると次表のとおりである。

【平成21年度：1人1日あたりごみ量等】

No.	区名	人口(人)	区民1人1日あたり平成21年度廃棄物量(kg)								資源	総合計
			家庭系ごみ				事業系ごみ			合計		
			可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計	持込ごみ	管路ごみ	合計			
1	荒川	202,343	0.599	0.033	0.014	0.646	0.170	0.000	0.170	0.161	0.978	
2	千代田	45,651	1.043	0.051	0.021	1.114	4.413	0.000	4.413	0.260	5.787	
3	中央	116,193	0.823	0.041	0.024	0.888	1.709	0.000	1.709	0.256	2.853	
4	港	214,823	0.634	0.032	0.019	0.685	1.328	0.027	1.355	0.299	2.340	
5	新宿	317,719	0.630	0.044	0.020	0.695	0.691	0.000	0.691	0.184	1.569	
6	文京	199,718	0.580	0.033	0.019	0.632	0.340	0.000	0.340	0.192	1.164	
7	台東	174,433	0.692	0.057	0.017	0.766	0.521	0.000	0.521	0.174	1.461	
8	墨田	244,982	0.609	0.027	0.014	0.650	0.302	0.000	0.302	0.156	1.109	
9	江東	458,617	0.535	0.026	0.017	0.578	0.291	0.011	0.302	0.196	1.076	
10	品川	362,535	0.542	0.030	0.017	0.590	0.286	0.001	0.287	0.199	1.075	
11	目黒	268,615	0.512	0.029	0.021	0.562	0.200	0.000	0.200	0.222	0.985	
12	大田	683,357	0.546	0.024	0.016	0.585	0.261	0.000	0.261	0.137	0.983	
13	世田谷	863,850	0.545	0.026	0.020	0.591	0.141	0.000	0.141	0.150	0.882	
14	渋谷	202,880	0.729	0.040	0.015	0.784	0.867	0.000	0.867	0.187	1.839	
15	中野	313,804	0.526	0.025	0.017	0.568	0.138	0.000	0.138	0.219	0.926	
16	杉並	540,342	0.509	0.024	0.021	0.554	0.134	0.000	0.134	0.201	0.888	
17	豊島	261,907	0.625	0.033	0.017	0.675	0.409	0.000	0.409	0.189	1.272	
18	北	334,327	0.559	0.028	0.014	0.601	0.150	0.000	0.150	0.182	0.932	
19	板橋	536,700	0.561	0.022	0.018	0.601	0.157	0.000	0.157	0.169	0.927	
20	練馬	713,125	0.504	0.026	0.016	0.546	0.096	0.000	0.096	0.172	0.814	
21	足立	643,996	0.600	0.021	0.016	0.636	0.187	0.000	0.187	0.118	0.941	
22	葛飾	432,214	0.548	0.026	0.015	0.589	0.169	0.000	0.169	0.163	0.927	
23	江戸川	671,051	0.538	0.021	0.017	0.576	0.165	0.000	0.165	0.137	0.878	
	合計	8,803,182	0.567	0.028	0.017	0.612	0.303	0.001	0.305	0.174	1.090	

区民1人1日あたりのごみ量等は、東京23区中14位と中位程度の水準にあるが、ごみ等の種別に順位及び平均値を示すと下表のとおりである。荒川区におけるごみ量等の過半を占める家庭系ごみについて、可燃ごみ及び不燃ごみともに東京23区平均を上回る一方、資源回収量は東京23区平均を下回っている。

【平成21年度：1人1日あたりごみ量等の順位等】

区分	荒川区		23区平均
	順位	数量(kg)	数量(kg)
家庭系ごみ	9	0.646	0.612
可燃ごみ	10	0.599	0.567
不燃ごみ	8	0.033	0.028
粗大ごみ	23	0.014	0.017
事業系ごみ	15	0.170	0.305
資源	18	0.161	0.174
合計	14	0.978	1.090

(2) ごみ組成調査等

荒川区においては、毎年、区内のごみ集積所に出されているごみの中がどの程度分別されているかを調査している(ごみ組成調査)。また、数年に一度「ごみ排出原単位等実態調査」という大規模な調査を実施しており、直近では、平成22年9月に報告書が作成されている。

① ごみ組成調査の結果

ごみ組成調査は、集積所に置かれたごみについて、何から構成されているか分析する調査であり、毎年、継続的に実施されている。調査対象とする地区については、地区の特性に合わせて、住居系、商業系及び混在系とに区分し、各々3ヶ所を抽出し行っている。

直近3ヶ年の調査結果は下表のとおりである。年によって変動があるものの、厨芥（生ごみ）及び紙類の比率が高く、両者で過半を占めている。なお、平成22年10月の調査では、前年度に比べ紙類が増加し、厨芥（生ごみ）が減少しているが、これは、従前、厨芥（生ごみ）に区分していた厨芥（生ごみ）を包んでいた新聞紙等とレジ袋を、平成22年の調査より、紙類及びプラスチック類へと区分変更したためであり、ごみの組成に大幅な異動が生じたものではない。

【組成調査結果】

区分	平成20年6月	平成21年10月	平成22年10月	平均
紙類	29.5	24.6	36.3	30.1
新聞	3.8	3.5	4.9	4.1
雑誌	4.0	3.1	5.4	4.2
段ボール	2.3	0.8	1.9	1.7
飲料用紙パック	1.7	0.6	0.3	0.9
紙製容器包装	2.0	2.6	8.1	4.2
OA用紙	3.6	1.0	1.6	2.1
その他紙類	12.1	13.0	14.1	13.1
厨芥（生ごみ）	23.7	48.3	19.2	30.4
繊維	5.9	7.0	6.3	6.4
プラスチック類	20.5	10.0	23.2	17.9
ゴム・皮革	3.6	1.1	2.0	2.2
その他可燃物	7.3	5.0	9.8	7.4
不燃物	4.2	1.6	1.4	2.4
金属類	1.0	0.5	0.5	0.7
ガラス・陶磁器類	1.2	0.2	0.2	0.5
乾電池・蛍光管	0.7	0.1	0.1	0.3
その他不燃物	1.3	0.8	0.6	0.9
紙類以外の資源	5.0	0.9	1.6	2.5
その他（粗大ごみ等）	0.3	1.5	0.2	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）ごみ量全体の中の重量比。

② 荒川区ごみ排出原単位等実態調査の結果

数年に一度大規模に実施しているものであり、今回は、平成22年6月～7月にかけて調査が実施されている。

この調査結果のうち、可燃ごみの組成割合は次表のとおりである。厨芥類の割合が42.4%と突出して高く、毎年度実施している組成調査における

平成21年10月実施の結果と類似している。

【可燃ごみの組成割合】

項目	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上世帯	全体	全体原単位 (g/人,日)
可燃ごみ	86.5	89.6	92.0	88.2	92.9	90.9	431.2
1. 紙類	24.6	18.9	20.3	26.1	23.1	21.9	103.8
2. 厨芥類	33.1	41.8	46.4	38.2	42.8	42.4	201.7
3. 繊維類	3.6	3.3	2.5	6.5	3.1	3.6	17.1
4. 容リプラ	11.5	9.5	8.5	11.1	9.9	9.8	45.8
5. その他可燃等	13.7	16.1	14.3	6.3	14.0	13.2	62.8
不燃ごみ	0.0	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	1.0
資源物	13.8	10.1	7.9	11.1	6.9	8.9	43.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1	0.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	475.6

(注) 容リプラは、容器包装リサイクル法対象のプラスチック類。
四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

(1) ごみ組成調査等の調査項目の見直しについて

荒川区のごみ量等の実態を踏まえると、特に、家庭系の可燃ごみの減量化を進めることが重要であるが、そのためには、可燃ごみの組成等の内容分析を行い、実態を把握することが必要である。

荒川区では、ごみ排出原単位等実態調査も含めて、ごみ組成調査の結果については、ごみの減量化やリサイクル事業推進の基礎資料にしているとのことである。当該調査は、ごみの組成や発生単位等の基礎データを蓄積するためのものであり、必ずしも全ての内容が、具体的な施策に直結する訳ではない。しかし、調査結果を具体的な施策により反映させることも重要であり、そのためには、その都度の状況に応じて、施策の検討に際して必要と考えられる項目を付加することが必要である。

例えば、ごみ排出原単位等実態調査も含めたごみ組成調査においては、可燃ごみ等の内訳は詳細に把握されているものの、厨芥類（生ごみ）の含水率等の分析は行われていない。他の地方公共団体においては、厨芥類（生ごみ）の含水率等を組成調査の項目に付け加えているところもあり、当該調査においては、7割近い含水率であった。調査対象地域が異なるため、このデータを直接適用することはできないが、厨芥類については、その過半の重量を水分が占めている可能性が高い。

確かに、荒川区においても、HP上において、「ごみ組成調査の結果、燃え

るごみの40%以上（重量比）が生ごみでした。ごみ減量をより一層進めるためには、ご家庭での生ごみダイエットが必要です。」と区民に訴えてはいる。しかし、可燃ごみの40%を占める生ごみのうち、実際にどの程度を水分が占めており、どの程度の水分除去を区民の努力に求めることが可能なのか、また、その結果、ごみの排出量全体にどの程度の影響を与えるのか、更には、ごみの収集量の減少が廃棄物収集委託料や東京都二十三区清掃一部事務組合への負担金等の低減にどの程度の効果があるのか等、実際のデータに基づいた提案がなされていない。

より実態を踏まえたごみ減量施策を実施するためにも、ごみ組成調査等の調査項目を継続的に見直すとともに、その調査結果を具体的なごみ減量施策に反映させることが望ましいものとする。

（２）リサイクル率の向上策について

① リサイクル率の他区比較

リサイクル率は、『荒川区一般廃棄物処理基本計画』における目標値の一つである。平成21年度のごみ量等に基づき、東京23区のリサイクル率を比較すると下表のとおりであり、荒川区はリサイクル率16.51%（23区中12位）と中位にある。

【都内23区リサイクル率】

No.	区名	人口（人）	排出量等（t）		リサイクル率 （％） （A） / （B）
			資源 （A）	廃棄物等総量 （B）	
1	中野	313,804	25,076	106,038	23.65%
2	杉並	540,342	39,588	175,188	22.60%
3	目黒	268,615	21,810	96,533	22.59%
4	練馬	713,125	44,650	211,915	21.07%
5	北	334,327	22,163	113,782	19.48%
6	品川	362,535	26,342	142,303	18.51%
7	江東	458,617	32,785	180,155	18.20%
8	板橋	536,700	33,035	181,642	18.19%
9	葛飾	432,214	26,530	146,170	18.15%
10	世田谷	863,850	47,165	278,181	16.95%
11	文京	199,718	14,013	84,877	16.51%
12	荒川	202,343	11,916	72,196	16.51%
13	江戸川	671,051	33,532	215,075	15.59%
14	豊島	261,907	18,025	121,632	14.82%
15	墨田	244,982	13,985	99,175	14.10%
16	大田	683,357	34,203	245,142	13.95%
17	港	214,823	23,467	183,484	12.79%
18	足立	643,996	27,788	221,216	12.56%
19	台東	174,433	11,099	93,023	11.93%
20	新宿	317,719	21,316	181,975	11.71%
21	渋谷	202,880	13,874	136,193	10.19%
22	中央	116,193	10,861	120,981	8.98%
23	千代田	45,651	4,332	96,426	4.49%
	合計	8,803,182	557,555	3,503,302	15.92%

（注）廃棄物等総量は、家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源の合計。

また、平成21年度実績に基づく区民1人当たりの資源回収量は下表のとおりである。荒川区は1人当たり58.89kgであり、23区平均の63.34kgを下回る水準である。

【区民1人あたり資源回収量】

No.	区名	人口(人) (B)	資源回収量(t) (A)	1人あたり資源回収量(kg) (A)/(B)
1	港	214,823	23,467	109.24
2	千代田	45,651	4,332	94.89
3	中央	116,193	10,861	93.47
4	目黒	268,615	21,810	81.19
5	中野	313,804	25,076	79.91
6	杉並	540,342	39,588	73.26
7	品川	362,535	26,342	72.66
8	江東	458,617	32,785	71.49
9	文京	199,718	14,013	70.16
10	豊島	261,907	18,025	68.82
11	渋谷	202,880	13,874	68.39
12	新宿	317,719	21,316	67.09
13	北	334,327	22,163	66.29
14	台東	174,433	11,099	63.63
15	練馬	713,125	44,650	62.61
16	板橋	536,700	33,035	61.55
17	葛飾	432,214	26,530	61.38
18	荒川	202,343	11,916	58.89
19	墨田	244,982	13,985	57.09
20	世田谷	863,850	47,165	54.60
21	大田	683,357	34,203	50.05
22	江戸川	671,051	33,532	49.97
23	足立	643,996	27,788	43.15
	合計	8,803,182	557,555	63.34

(注)平成21年度実績。

② 資源回収品目の拡大の検討について

荒川区の資源回収は、町会、管理組合、自治会及び高年者クラブ等のリサイクル推進団体が自主的に行う集団回収を基本としている。資源回収量全体に対する集団回収による資源回収量の割合で見た場合、平成21年度実績にてリサイクル率が20%を超えている上位4区(中野区、杉並区、目黒区、練馬区。以下、「上位4区」という。)で最も高い中野区で68.2%、23区平均で37.2%に対して、荒川区は97.2%と圧倒的に集団回収の割合が高い。

【資源回収量に対する集団回収の割合】

区分	集団回収量 (t) (A)	資源 (t) (B)	割合 (A) / (B)
荒川	11,587	11,916	97.2%
中野	17,091	25,076	68.2%
杉並	6,406	39,588	16.2%
目黒	10,446	21,810	47.9%
練馬	9,020	44,650	20.2%
全区	207,674	557,555	37.2%

(注) 平成21年度実績に基づく。

荒川区の集団回収における区民1人当たりの回収量は、東京23区で1位である。上位4区のうち、集団回収の割合の低い杉並区と練馬区においては、区民1人当たりの回収量も低い。特に、区民1人当たりの回収量の低い練馬区では、荒川区が回収品目としていない古布・古着、容器包装プラスチック類、食廃油、乾電池について、行政回収（拠点回収/集積所回収）を主体に回収を行っており、これらの品目で6,577t（平成21年度実績：資源全体の14.7%）を占めている。

一方、中野区と目黒区においては、集団回収によっても一定程度の資源を回収しており、特に、中野区の区民1人当たりの回収量は、荒川区の94.9%程度（平成22年度実績）であり、回収量で見た場合、ほぼ同等の水準にあるものと言える。このように、荒川区の区民1人当たり資源回収量及びリサイクル率のボトルネックの一つとして、資源回収品目の少なさを挙げる事ができる。

【集団回収における区民1人当たりの回収量】

区分	リサイクル率	平成22年度				平成21年度			
		人口 (人)	集団回収量 (kg)	1人当たり回収量 (kg)	順位	人口 (人)	集団回収量 (kg)	1人当たり回収量 (kg)	順位
荒川	16.51%	204,668	11,338,938	55.4	1	202,258	11,586,792	57.3	1
中野	23.65%	312,127	16,426,587	52.6	2	312,483	17,091,358	54.7	2
杉並	22.60%	539,156	6,363,974	11.8	22	539,657	6,406,364	11.9	22
目黒	22.59%	262,035	11,136,686	42.5	3	261,005	10,445,711	40.0	3
練馬	21.07%	707,981	9,956,052	14.1	19	706,941	9,019,518	12.8	20
全区	15.92%	8,894,782	207,299,547	23.3	-	8,850,269	207,673,714	23.5	-

(注) リサイクル率は、平成21年度実績に基づく数値。

人口等のデータは、清掃リサイクル課提供の資料に基づいており、基準日の関係上、報告書上の他の資料の数値と異なる場合がある。

上位4区との比較において、荒川区は、古着・古布、乾電池、廃食油、透明なもの以外のペットボトル、白色発泡スチロールトレイ以外のプラスチック製容器包装を資源回収の対象としていない。清掃リサイクル課によれば、町会、管理組合、自治会及び高年者クラブ等のリサイクル推進団体が自主的に行う集団回収においては、対象品目の拡充には以下のような課題があり、

容易に踏み切れないとのことである。

●資源の回収品目の拡大を実施する場合の課題

- ・区民の協力を得て、参加しやすい制度とする必要がある。
- ・集団回収での回収については、とくに区民の負担を考慮する必要がある。
- ・回収スペースを十分に確保する必要がある。
- ・集積所回収とする場合は、回収体制の検討。
- ・拠点回収とする場合は、拠点回収場所の検討。区施設のみとするか、協力していただける民間施設の募集等を行うかなど。

(平成22年度第3回荒川区清掃審議会資料より抜粋。)

しかし、リサイクル率の向上のみならず、3R推進事業を展開し、ごみの減量を図るためには、資源回収品目の拡大を検討することが不可避であると考えられる。現行の『荒川区一般廃棄物処理基本計画』においても、集団回収の品目拡大を積極的に検討する旨掲げられているが、場合によっては、拠点回収等の集団回収以外の手段も含めて検討することも選択肢の一つである。現在、荒川区清掃審議会においても議論がなされているところであるが、荒川区として、積極的な検討を行うことが望ましいものとする。

16. 生ごみ処理機等購入助成事業について

荒川区では平成22年8月より生ごみ処理機等購入費助成金交付事業を開始した。助成金の交付については、荒川区生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱に規定されており、購入前に申請し、かつ、区内に住所を有し居住していること等の要件に該当する者に対して、生ごみ処理機等の購入価格（消費税を含む）の2分の1の額とし、2万円を限度に支給されることになっている。

＝ 監査の結果及び意見 ＝

荒川区生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱に基づき、助成金支給が適正に行われていることを、申請書・稟議書・報告書・領収書等の関係書類を入手して確認したところ、特に問題となる事項は発見されなかった。

家庭から出される可燃ごみの40%以上を生ごみが占めており、その水分がかなりの重量比となっている。生ごみ処理機を使用すると、水分がカットされて、処理後の重量は約1/7に減量が見込まれる。

しかし、平成22年8月の事業開始以降平成23年9月往査時点までの実績は15件と僅少である。まだ区民に対しての周知徹底が行き届いていないとのことであるが、生ごみ処理機の価格が5万円から7万円するため、助成金の2万円だけでは、購入する人が少ないのではないかとと思われる。

今後も実績が伸び悩むようであれば、例えば荒川区が生ごみ処理機を購入して実験のため貸与したり、集団回収事業の回収支援金で、各町会に購入を奨励するなど、工夫が必要ではないかと考えられる。